

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年 9 月30日

【計算期間】 第12期（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）

【ファンド名】 メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド
（Mellon Offshore Funds - Nikko Global Currency Fund）

【発行者名】 B N Y Mellon ・ インターナショナル ・ マネジメント ・ リミテッド
（BNY Mellon International Management Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 スコット・レノン
（Scott Lennon, Director）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、
エルジン・アベニュー190、
インタートラスト・コーポレート・サービス（ケイマン）リミテッド気付
（c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited,
190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman, KY1-9005,
Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

（注 1）米ドル、ユーロおよび豪ドルの円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、平成27年 7 月31日現在の株式会社三菱東京 U F J 銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1 米ドル = 124.04 円、1 ユーロ = 135.75 円、1 豪ドル = 90.61 円）による。

（注 2）メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンドはケイマン諸島法に基づいて設定されているが、ファンド証券は、米ドル建クラス受益証券については米ドル建て、ユーロ建クラス受益証券についてはユーロ建て、豪ドル建クラス受益証券については豪ドル建て、円建クラス受益証券については円建てのため、以下の金額表示は別段の記載がない限り、米ドル、ユーロ、豪ドルまたは円とする。

（注 3）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入されている。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

（注 4）本書の中で、計算期間（以下「会計年度」ということもある。）とは 4 月 1 日に始まり翌年 3 月31日に終了する一年を指す。ただし、第一会計年度は、平成15年11月25日（ファンドの運用開始日）から平成16年 3 月31日までの期間を指す。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（１）【ファンドの目的及び基本的性格】

日興グローバル・カレンシー・ファンド（以下「ファンド」または「シリーズ・トラスト」という。）は、アンブレラ・ファンドであるメロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という。）のシリーズ・トラストである。アンブレラとは、一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みの投資信託を指す。各シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成されるが、異なるクラス間の乗換えはできない。

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社との間で締結された基本信託証書（2004年6月30日付補足信託証書により改訂済）により、ケイマン諸島法に基づき設定された、オープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストで、別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

ファンドの投資目的は、積極的な通貨の運用ならびに資産担保証券および短期金融商品への投資により、中期から長期の期間を通して絶対収益を追求することである。

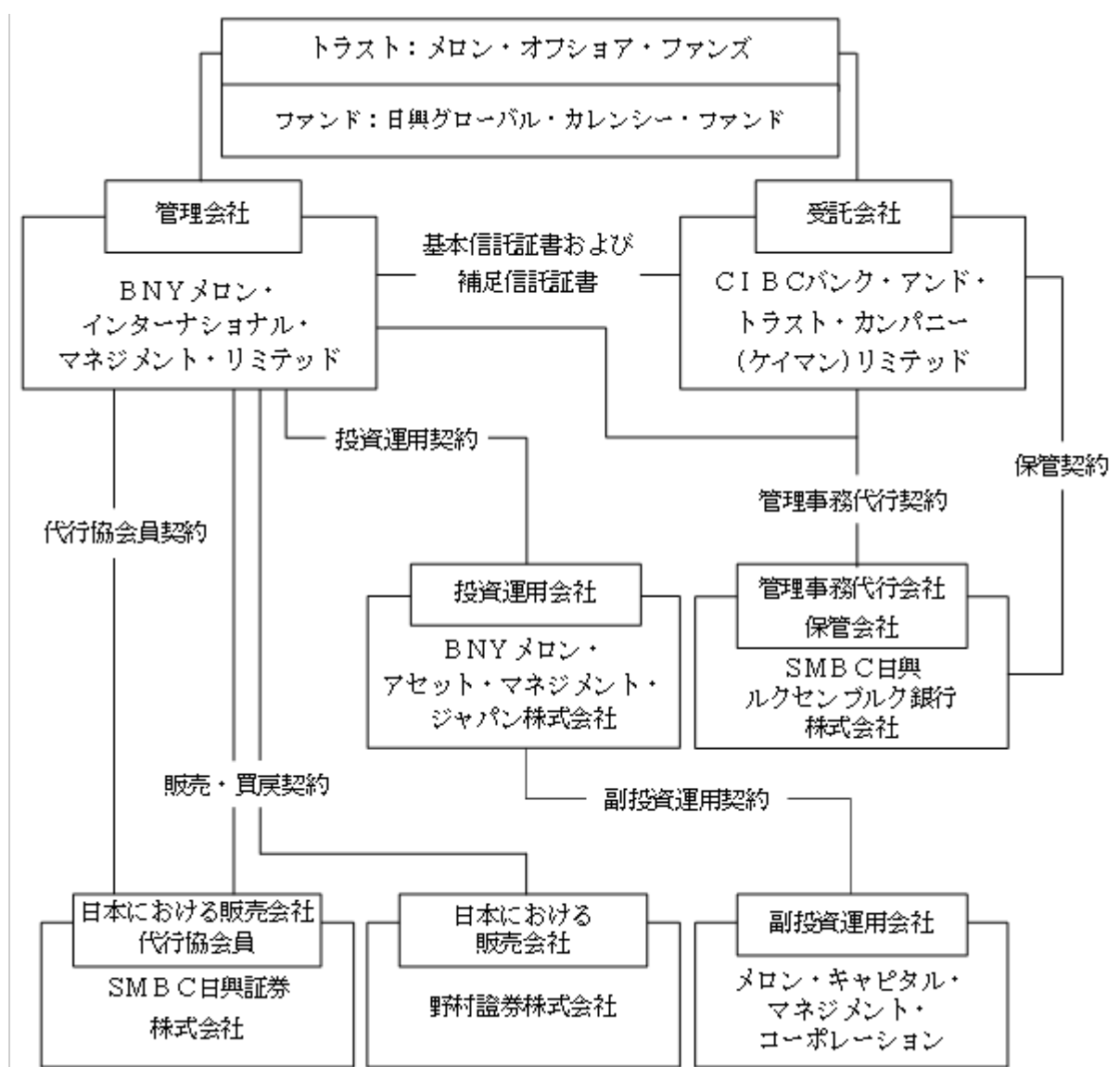
ファンドにおける信託金の限度額については特に定めがない。

（２）【ファンドの沿革】

1979年12月21日	管理会社の設立
2003年10月14日	基本信託証書およびファンドに係る補足信託証書締結
2003年11月25日	運用開始（設定日）
2004年6月30日	補足信託証書締結
2014年9月2日	ファンドに係る補足信託証書締結
2015年7月31日	ファンドに係る補足信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

トラストおよびファンドの関係法人の名称、トラストおよびファンドの運営上の役割ならびに締結している契約等の概要は次のとおりである。

名 称	ファンド運営上の 役割	契約等の概要
B N Y メ ロ ン ・ イン タ ー ナ シ ョ ナ ル ・ マ ネ ジ メ ン ト ・ リ ミ テ ッ ド	管理会社	管理会社は、受託会社との間で信託証書（以下に定義される。）を締結している。信託証書は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行、買戻し等について規定している。
C I B C バ ン ク ・ ア ン ド ・ ト ラ ス ト ・ カ ン パ ニ ー （ ケ イ マ ン ） リ ミ テ ッ ド	受託会社	受託会社は、管理会社との間で信託証書（以下に定義される。）を締結している。信託証書は、ファンドの資産の運用・管理、受益証券の発行、買戻し等について規定している。
S M B C 日 興 ル ク セ ン ブ ル ク 銀 行 株 式 会 社	管理事務代行会社	管理事務代行会社は、管理会社および受託会社との間で管理事務代行契約（改訂済）を締結している。かかる管理事務代行契約は、管理事務代行会社が受益証券の登録および名義書換の代行業務、純資産価額の計算その他の管理事務代行業務を行う旨を規定している。
S M B C 日 興 ル ク セ ン ブ ル ク 銀 行 株 式 会 社	保管会社	保管会社は、受託会社との間で保管契約（改訂済）を締結している。かかる保管契約は、受託会社によって任命された保管会社が保管業務を提供する旨を規定している。
B N Y メ ロ ン ・ ア セ ッ ト ・ マ ネ ジ メ ン ト ・ ジ ャ パ ン 株 式 会 社	投資運用会社	投資運用会社は、管理会社との間で投資運用契約を締結している。かかる投資運用契約は、管理会社によって任命された投資運用会社がファンドに関する投資運用業務を行う旨を規定している。

名 称	ファンド運営上の 役割	契約等の概要
メロン・キャピタル・マネジ メント・コーポレーション	副投資運用会社	副投資運用会社は、投資運用会社との間で副投資運用契約（改訂済）を締結している。かかる副投資運用契約は、投資運用会社によって任命された副投資運用会社が、投資方針および投資制限等に従ってファンドに関する投資運用業務を行う旨を規定している。
S M B C 日興証券株式会社	代行協会員	代行協会員は、管理会社との間で代行協会員契約（改訂済）を締結している。かかる代行協会員契約は、管理会社によって任命された代行協会員が、目論見書の配付、受益証券1口当たり純資産価格の公表、決算報告書その他の書類を日本証券業協会へ提出または送付する（代行協会員業務）旨を規定している。
	日本における 販売会社	日本における販売会社は、管理会社との間で販売・買戻改訂契約（改訂済）を締結している。かかる販売・買戻改訂契約は、日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しに係る業務を行う旨を規定している。
野村證券株式会社	日本における 販売会社	日本における販売会社は、管理会社との間で販売・買戻契約を締結している。かかる販売・買戻契約は、日本における販売会社が、日本における受益証券の販売および買戻しに係る業務を行う旨を規定している。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は、ケイマン諸島において設立された有限責任会社である。

（ ）事業の目的

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるその他の業務を営むことを含む。

（ ）資本金の額

2015年6月末日現在の資本金の額は、246,310円で、全額払込済である。管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株お

よび償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2015年6月末日現在、約65億円である。

定款およびケイマン諸島の会社法（2013年改訂）に定める以外に、管理会社が発行する株式数の上限については制限がない。

（ ）会社の沿革

1979年12月21日 設立

2008年10月1日 社名を「メロン・インターナショナル・インベストメント・コーポレーション」から「B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド」に変更

（ ）大株主の状況

（2015年6月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
メロン・オーバーシーズ・インベストメント・コーポレーション	アメリカ合衆国 19711 デラウェア州、ニューアーク、 ホワイト・クレイ・センター・ドライ ブ100番102号	2,000株（注）	100%

（注）内訳は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。

（４）【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書（2004年6月30日付補足信託証書により改訂済）（以下「基本信託証書」という。）により設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストである。トラストは、アンブレラ・ユニット・トラストとして設立されている。別個のポートフォリオまたはシリーズ・トラストがトラストの勘定の中に設定および設立され、各シリーズ・トラストに、当該シリーズ・トラストに帰属する資産および負債が充当される。各シリーズ・トラストに限定的に関連する個々のクラスの受益証券が発行される。

受託会社および管理会社は、基本信託証書および2003年10月14日に受託会社と管理会社の間で締結された補足信託証書（2014年9月2日付補足信託証書および2015年7月31日付補足信託証書により改訂済）（以下「補足信託証書」という。その後の改正を含む。）（以下、基本信託証書と併せて「信託証書」という。）に基づき日興グローバル・カレンシー・ファンドをファンドとして設定および設立している。

信託証書はケイマン諸島法に準拠する。日興グローバル・カレンシー・ファンドの受益証券の保有者（以下「受益者」という。）は信託証書の条項に規定される便益を享受する権利を有し、当該条項に拘束され、当該条項の内容を認識しているものとみなされる。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」という。）が適用される。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）の規制も受ける。

準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託会社は一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負う。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載される。

大部分のユニット・トラストは、また、免税信託としてケイマン諸島に登録申請される。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除く。）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出される。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できる。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

ミューチュアル・ファンド法

後記「（６）監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）

リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2007年改訂）（リテール・ミューチュアル・ファンド・ジャパン・レギュレーション（2012年改訂）により改訂済。）（以下、総称して「ジャパン・レギュレーション」という。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。

ジャパン・レギュレーションは、新規の一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）への投資信託免許の申請を義務づけている。かかる投資信託免許の交付にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託はジャパン・レギュレーションに従って事業を行わなければならない。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含む。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけている。

ジャパン・レギュレーションは、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAにより認可された管理事務代行会社を任命し、保有することを義務づけている。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければならない。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができない。

また、管理事務代行会社は、投資者名簿の写しを通常の営業時間中に投資者が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に定められた国もしくは地域またはCIMAにより認可されたその他の法域において規制されている資産保管会社（またはプライムブローカー）を任命し、これを維持しなければならない。一般投資

家向け投資信託は、資産保管会社を変更する場合、C I M A、一般投資家向け投資信託の投資者および他のサービス提供会社に対し、1 か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、上記別表3に定められた国もしくは地域またはC I M Aにより認可されたその他の法域において設立されたか、または適法に事業を行っている投資顧問会社を任命し、これを維持しなければならない。投資顧問会社を変更する場合、C I M A、投資者および他のサービス提供会社に対し、変更の1 か月前までに書面で通知しなければならない。また、投資顧問会社の取締役を変更する場合は、投資顧問会社が運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前承認を得なければならない。運営者は、かかる変更が行われる場合、C I M Aに対し、1 か月前までに書面で通知しなければならない。

一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド法に従い、各会計年度が終了してから6 か月以内に監査済財務諸表を含む財務報告書を作成し、投資者に交付しなければならない。中間財務諸表は、一般投資家向け投資信託の目論見書において投資者に対し明示された方法に従い作成し、交付しなければならない。

（5）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）C I M Aへの開示

トラストの出資者持分に関して目論見書が発行されなければならない、かかる目論見書には、出資者持分に関するあらゆる重要な内容が記載され、ジャパン・レギュレーションに規定される内容およびトラストに対する潜在的投資者が出資者持分を引受けもしくは購入するか否かについて十分な情報を得た上で決定をなすうるために必要なその他の情報が網羅されていなければならない。目論見書はC I M Aに提出されなければならない。

トラストは、C I M Aの承認を受けた監査人をして、自らの財務書類を毎年監査させ、また、トラストの各会計期間に関する監査済みの財務書類を、当該会計期間終了後6 か月以内またはC I M Aが許可する延長期間内にC I M Aに提出しなければならない。トラストの監査人は、トラストの財務書類を監査する過程において、トラストにつき、以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、C I M Aに直ちにその旨および理由を書面で通知する。

- ・その義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合。
- ・投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合。
- ・会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合。
- ・ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法（2013年改訂）、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合。

トラストは、その会計年度の終了後6 か月以内または当該目論見書に記載されているそれよりも早い日に、ジャパン・レギュレーションに従い作成されたトラストの財務書類の写しが盛込まれている年次営業報告書を作成しまたは作成させ、かつ、出資者にこれを交付しまたは交付させなければならない。

2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6 か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、C I M Aに提出しなければならない。C I M Aは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報

を含み、C I M Aにより承認された監査人を通じてC I M Aに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をC I M Aに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

管理事務代行会社は、（ a ）トラストの資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（ b ）受託会社または管理会社が設立文書または目論見書に定める規定に従ってトラストの業務または投資活動を実施していないことに気付いた場合、できる限り速やかに（ ）受託会社に書面で報告し、（ ）その書面のコピーおよびその書面に適用される証拠をC I M Aに提出しなければならない。さらに、その書面または相当の概要がトラストの次回年次報告書および、次回半期または定期報告書の配布が次回年次報告書の前に要求される場合には、その半期または定期報告書に含まなければならない。

管理事務代行会社は、（ a ）トラストの募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および（ b ）トラストを清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内に、トラストの事業を記載した報告書をC I M Aに提出するか、またはこれを指示しなければならず、当該報告書にはトラストに関する以下の内容が含まなければならない。

- （ a ）トラストの名称（過去の名称を含む。）
- （ b ）投資者により保有される各証券の純資産価額
- （ c ）前回の報告期間からの純資産価額および各証券の変更比率
- （ d ）純資産総額
- （ e ）関連する報告期間における新規申込の口数および価額
- （ f ）関連する報告期間における償還または買戻しの口数および価額
- （ g ）報告期間末日現在の証券の総発行済口数

さらに受託会社は、（ a ）受託会社が知る限り、トラストの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（ b ）トラストが投資者の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M Aに提出するか、またはこれを指示しなければならない。

管理事務代行会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（管理事務代行会社を除く。）に通知しなければならない。

保管会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

管理会社を変更する場合、トラストは、変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、投資者およびサービス提供者（保管会社を除く。）に通知しなければならない。

（ b ）受益者に対する開示

監査年次報告書は、ルクセンブルグにおいて一般的に認められる会計基準に従い作成され、一般的に、各会計年度終了後4か月以内に受益者に送付される。未監査半期報告書は、半期終了時から2か月以内に受益者に送付される。

受益証券の直近の購入価格および買戻価格は、請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができる。

日本における開示

（ a ）監督官庁に対する開示

- （ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（E D I N E T）等において、これを閲覧することができる。

販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各会計年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をE D I N E T等において閲覧することができる。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含む。）（以下「投信法」という。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会員であるS M B C日興証券株式会社のホームページにおいて提供される。

直近の受益証券の1口当たり純資産価格は、請求により、販売取扱会社の営業所で無料で入手することができる。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託として規制されている。C I M Aは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させるための監督および執行の権限を有する。ミューチュアル・ファンド法の下での規制により、所定の詳細および監査済みの財務書類を毎年C I M Aに提出しなければならない。規制された投資信託として、C I M Aは、いつでも受託会社に、トラストの財務書類の監査を行い、同書類をC I M Aが特定する一定の期日までにC I M Aに提出するよう指示することができる。C I M Aの要求に従わない場合、受託会社は高額な罰金を課されることがあり、C I M Aは、裁判所にトラストの清算を申し立てることもある。

規制された投資信託が、履行期の到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある場合、投資者や債権者の利益を害する方法で業務を遂行もしくは遂行を企図し、または任意解散を行おうとしている場合、トラストのような免許投資信託の場合、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド法に反して、免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合、規制

された投資信託の指示および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合、または、規制された投資信託のマネジャーの地位にある者が、その任務にあたる適正かつ正当な者ではない場合、C I M Aは、一定の措置を取ることができる。C I M Aの権限には、受託会社の交替を要求すること、トラストの適切な業務遂行について受託会社に助言を与える者を任命すること、またはトラストの業務監督者を任命すること等が含まれる。C I M Aは、その他の権限（その他措置の承認を裁判所に申請する権限を含む。）を行使することができる。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

ファンドの投資目的は、積極的な通貨の運用ならびに資産担保证券および短期金融商品への投資により、中期から長期の期間を通して絶対収益を追求することである。収益は、証券の収益と通貨オーバーレイ戦略により発生するリターンが組み合わせられることにより発生する。

ファンドは、アメリカ財務省短期および中期証券、政府系機関債務、資産担保证券および不動産担保证券を含む証券化商品、ならびにモーゲージ担保債務証券を（これらに限定することなく）含め、ファンドがその銘柄を取得する時点でマグロウ・ヒル社の一部門であるスタンダード＆プアーズ・レーティングズ・サービス（Ｓ＆Ｐ社）によるＡＡＡ（または同等の格付け）の格付けを有し、私募を通じて購入されることのある短期から中期の米ドル建て債務証券に投資する。

さらに、ファンドは、コマーシャル・ペーパー、手形、レボ取引および一覧払いまたは投資を行った日から満期日までの期間が13か月以下の負債を証するその他の証券を（これらに限定することなく）含め、投資適格格付けを有する短期金融商品に投資する可能性がある。

ファンドは、金融先物におけるショート・ポジションおよびロング・ポジションにも投資する可能性がある。

通貨オーバーレイ戦略は、MSCIワールド・インデックス^{（注）}に含まれる各国の公式通貨の店頭為替先渡契約におけるショート・ポジションおよびロング・ポジションによる投資にも用いられる。ファンドの資産は、当該通貨オーバーレイ戦略に関する担保として用いられる。

（注）日本、米国および英国など合計23か国を含む世界の先進主要国企業の株式で構成される株価指数である（2015年7月末日現在）。

レバレッジは、ファンドの投資目的および投資方針と合致した銀行借入れおよびデリバティブへの投資を通して利用される可能性がある。

ファンドの運用目標は、相場の1サイクルにつき、受益証券の各クラス毎に、関連するクラスの受益証券の表示通貨の3か月物LIBORによる収益の実績を超える収益を得ることである。

上記のとおり、ファンドの投資目的は、公社債への投資により中長期において絶対収益を追求することである。ファンドは、株式またはそのデリバティブ商品に投資しない。

ファンドの投資目的が達成できるという保証はない。

1 世界の主要通貨^{※1}を投資対象とし、絶対収益を目指すファンドです。

※1 現在、ファンドは主に、通貨の運用および短期金融商品(米ドル建短期金融資産)への投資を行っています。

2 4種類のクラス(米ドル建、ユーロ建、豪ドル建、円建)からご自由にお選びいただけます。^{※2}

※2 但し、クラス間のスイッチングは出来ません。

3 運用は、通貨運用において豊富な経験を有するメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション^{※3}が担当します。

※3 ファンドの債券および通貨の運用に関する権限については、副投資運用会社であるメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションに委託されています。

3か月物短期金利

取得時点でAAA格の米ドル建短期金融資産による運用を行い、3か月物短期金利を上回る収益の確保を目指します。

※格付けはS&P、ムーディーズもしくはその他の認知された格付け業者のうち、いずれか高い格付けを採用し、S&P表記法で記載しています。



通貨運用による超過収益

為替市場には中央銀行、一般企業など様々な参加者が存在しますが、全ての参加者が同じ価値観をもって投資しているわけではなく、実体経済からみて売られ過ぎや買われ過ぎの通貨が出てくるものです。

主な投資対象通貨

米ドル、加ドル、豪ドル、日本円
ユーロ、スイス・フラン、英ポンド及び
その他流動性が高い通貨

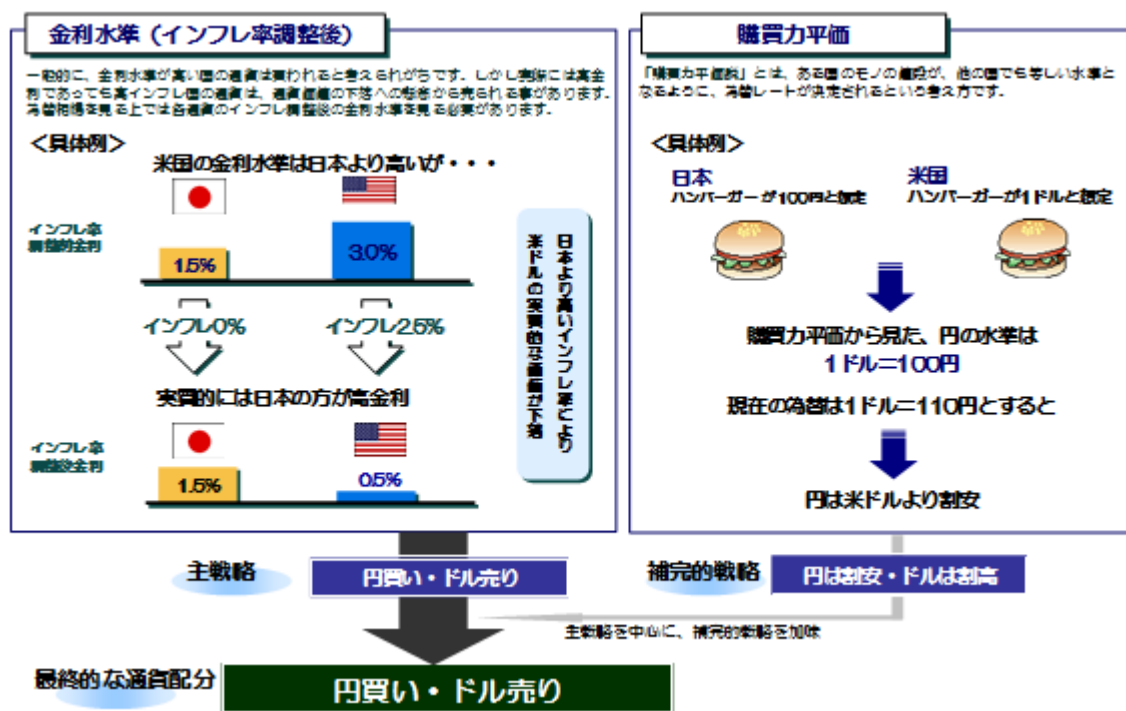
主要通貨の中から、相対的に
割安な通貨の買いと、割高な
通貨の売りを組み合わせます。

各通貨へ転換

円建クラス	米ドル建クラス	ユーロ建クラス	豪ドル建クラス
円短期金利0.10%	米ドル短期金利0.31%	ユーロ短期金利-0.02%	豪ドル短期金利2.15%
超過収益	超過収益	超過収益	超過収益

※円建クラス、米ドル建クラス、ユーロ建クラスのベンチマークは3か月LIBOR(London Inter Bank Offered Rate: ロンドンの銀行間預金出し手金利)です。円建クラスは3か月円LIBOR、米ドル建クラスは3か月米ドルLIBOR、ユーロ建クラスは3か月ユーロLIBOR。豪ドル建クラスはThe BofA Merrill Lynch Australian Dollar 3-Month LIBOR Constant Maturity I。総て2015年7月末時点。

グローバル通貨運用の一例（円と米ドルのみの場合）



流動性の高い外国為替市場

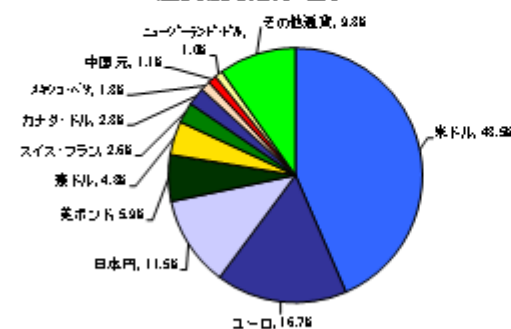
流動性の高い為替市場

外国為替市場の規模は1日平均で約5.3兆米ドル*1、約663兆円*2。
1日の取引額は日本のGDPの1.2倍に相当する非常に大きな市場です。
世界最大の市場はロンドン市場。1日平均2兆7,260億米ドル*3で、全体の約41%のシェアを占めています。

出所：国際通貨基金 World Economic Outlook April 2015
国際決済銀行 2013年9月、データは2013年4月時点

*1 ネット・ネットベース
*2 53,450億米ドルを2015年7月末時点の為替レート、1米ドル124.04円で換算
*3 ネット・クロスベース

通貨別取引シェア

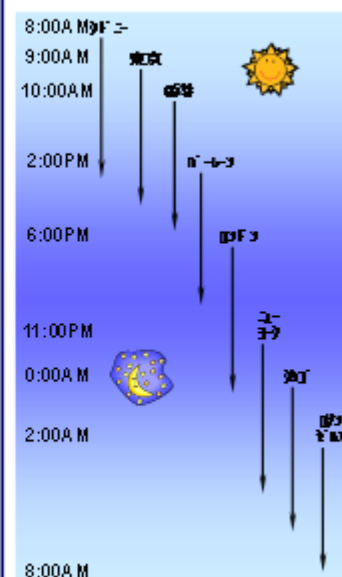


通貨別に取引シェアを見ると、主要10通貨の取引で、全体のシェアの約9割を占めていることが分かります。

出所：国際決済銀行 2013年9月、データは2013年4月時点

※比率の値は小数点以下第二位を四捨五入しており、端数処理の影響で足し合わせても100%にならないことがあります。

各国の外国為替市場の取引開始時間（日本時間）



外国為替市場は24時間必ずどこかの国でマーケットが開いています。

(2) 【投資対象】

前記「(1) 投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

<投資運用会社>

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関する運用の業務を、信託証書に基づき、投資運用会社であるB N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

同社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社であり、また、同社は、金融商品取引法に基づく金融商品取引業者である。

投資運用会社は、ファンドの投資ポートフォリオの一部の投資および再投資の運用に関する業務を他の資産運用会社に委任することができる。

投資運用会社は、当該業務を副投資運用会社であるメロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションに委託している。

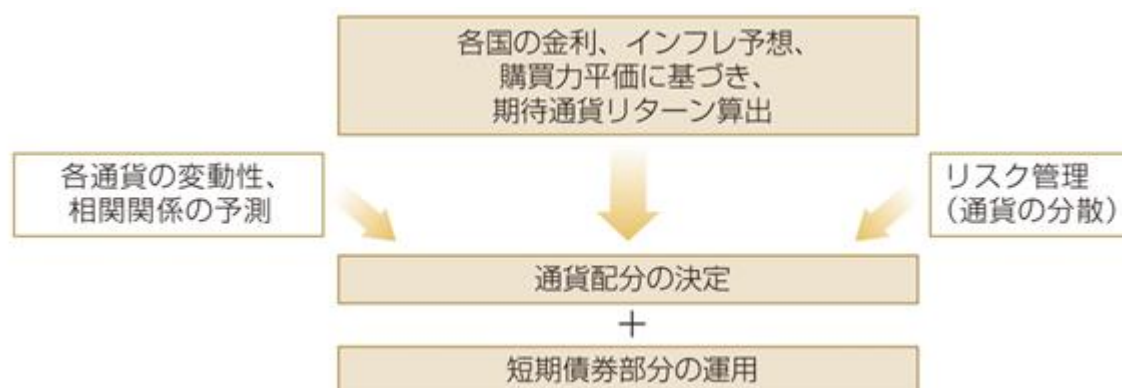
副投資運用会社は、デラウェア州の法人であり、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。同社は、米国証券取引委員会に投資顧問会社として登録されている。

メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションについて

- メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーションは、総合金融会社であるザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション傘下の資産運用会社の1つで、1983年に設立されました(本社サンフランシスコ)。同社は機関投資家を主な顧客とし、為替のオーバーレイ運用を含むタクティカル・アセット・アロケーションやインデックス運用に強みをもっております。
- 同社の運用資産残高は2015年6月末日時点で約3,917億米ドル(約49兆円)です。

<運用プロセス>

副投資運用会社（メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション）のアセットアロケーション・ポートフォリオ・チームが日々のモデルのデータのインプットおよび運用を行う。同チームはモデルのシグナルを確認し同社のトレーディング部へのオーダーを準備する。



副投資運用会社（メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション）のモデルでは短期実質金利の差違と購買力平価の関係の2つのファクターが中心となる。主に同社は高い実質金利の通貨をロングとし、低い実質金利の通貨をショートとする。

経験上、同社は高い実質金利の通貨は高くなり、より高いリターンが得られることを認識している。各国の中央銀行が現地のビジネスサイクルに基づいて短期金利の水準を決定するため実質短期金利の差が存在し持続されると同社は理解している。

*なお、モデルの改良等の要因により、運用戦略に用いるファクターは変更される場合がある。

<ボルカー・ルール>

ドッド・フランク・ウォールストリート改革および消費者保護法（以下「D F A」という。）は、2010年7月に米国議会により制定された。D F Aが定める規定を履行するため、金融規制機関は規則を発議し、採択する必要がある。規則の一つは一般に「ボルカー・ルール」と呼ばれており、ザ・バン

ク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（以下「B N Yメロン」ということがある。）およびファンドのような金融組織に対し、多数の制約を課している。

2013年12月に、米国連邦金融規制当局のグループが、最終ボルカー・ルールを共同で採択した。B N Yメロンは、当該ルールを、規制に応じて、一般的に2017年7月21日より前に履行しなければならない。ただし、2013年12月31日以降に設定された対象ファンド（カバード・ファンド）への投資またはそれとの関係については2015年7月21日までに遵守する必要がある。本項目は、ボルカー・ルールのうち、ファンドと投資者に関係しうる規定につき要約するものである。

ファンド、ファンドの管理会社、投資運用会社および副投資運用会社は、ボルカー・ルールの適用対象である。

ボルカー・ルールにより、管理会社、投資運用会社および副投資運用会社によるファンドの運営および募集の方法に影響が生じる。また、ボルカー・ルールは、B N Yメロン支配事業体がファンドに投資できる額およびB N Yメロン支配事業体の従業員および取締役のうちファンドに投資できる者について規制している。

B N Yメロン支配事業体のファンド投資への規制

B N Yメロン支配事業体は、2017年7月21日までに当該事業体の保有持分の合計がファンドの発行済保有持分総額の3%以下となる限度で、シード資本の投資その他の方法で、ファンド内に持分を保有することができる（以下「3%ファンド制限」という。）。さらに、B N Yメロン支配事業体全体によるファンドおよびその他のすべてのカバード・ファンドへの投資総額は、B N YメロンのTier 1資本の3%を超えることはできない（以下「3%総額制限」という。）。現在、B N Yメロン支配事業体は3%ファンド制限に適合しており、B N Yメロン支配事業体が3%総額制限によりファンドの保有持分の売却を要求されることはない想定されている。

B N Yメロン支配事業体の従業員および取締役によるファンドへの投資の制限

ファンドの持分を取得した時点で直接ファンドに対し投資助言または投資サービスを提供している者でない限り、2015年7月21日以降、B N Yメロン支配事業体の取締役および従業員によるファンドの持分の取得を許可しないこととする。したがって、適格でない取締役または従業員による投資はその日までに売却されなければならない。ただし、2013年12月31日以前に行われた投資についての売却期限は2017年7月21日になる。

名称の変更

ボルカー・ルールにより、トラストおよびファンドは、会社の目的、マーケティング目的、販売促進目的その他の目的において、B N Yメロン支配事業体（管理会社、投資運用会社および副投資運用会社を含む。）と同一の名称またはそれを変形させた名称を共有することが禁止されている。このため、トラストは、より広範囲なブランド構築についての決定の一環として、2017年7月21日までに名称の変更が必要とされる場合がある。追加情報は、入手可能となった時に提供される予定である。

一定の取引の禁止

ボルカー・ルールは、ファンドとB N Yメロン支配事業体の間での、ファンドへの貸付、ファンドに対する信用供与、ファンドからの資産の購入およびファンドへの保証または信用状の発行といった一定の「対象取引（カバード取引）」を禁止している。これにより、ファンドとB N Yメロン支配事業体との間の既存のサービス提供の取決め（ファンドとザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンとの間の為替ヘッジの取決めを含む。）の変更が必要とされる可能性がある。

保証を行わないことおよびその他の開示

管理会社、投資運用会社および副投資運用会社を含むいかなるB N Yメロン支配事業体も、直接または間接的に、ファンドまたはファンドの投資先である対象ファンド（カバード・ファンド）の債務または運用成果について、保証、引受け、またはその他の約束をすることができない。

ファンドの持分は、米国連邦預金保険公社の保証を受けておらず、いかなる意味においても、B N Yメロン支配事業体の預金または債務にあらず、あるいはその保証も受けていない。

いかなるファンドの損失も、B N Yメロン支配事業体ではなく、投資者が単独で負う。したがって、B N Yメロン支配事業体が負う損失は、当該事業体が、当該ファンドの投資者としての資格において保有するファンドの持分に帰属する損失に限定される。

投資者は、ファンドに投資する前に、ファンドの開示書類を読む必要がある。

（４）【分配方針】

ファンドの純利益および実現キャピタル・ゲインの分配は、副投資運用会社はその完全な裁量においてそのような決定を行った場合、半年毎に受益者に対して行われることがある。

上記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

（５）【投資制限】

ファンドに適用される投資制限は、以下のとおりである。

- （a）投資の結果として、ファンドが、純資産価額の100%を超える価値の証券を引き渡すことを要求されることとなる場合、または単一の発行体により発行されている、純資産価額の10%を超える価値の証券を引き渡すことを要求されることとなる場合、ファンドは現物証券の空売りを行わないものとする。
- （b）ファンドにより保有されるいずれか一社が発行する同一種類の有価証券の総数は、管理会社により管理されているその他すべての投資ファンドにより保有されているかかる同一種類の有価証券の総数と合算した場合、当該会社の発行する同一種類の有価証券の総数の50%を超えないものとする。
- （c）ファンドは、随時改訂もしくは代替される日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）に基づき、私募の形態で発行された有価証券、いずれの金融商品取引所にも上場していない有価証券、または即時に売却できない有価証券に投資する場合、当該投資対象の価格の透明性を確保するために適切な措置が取られているものとする。

- (d) ファンドは、土地または建物（またはそれらに付随するすべてのオプションもしくは権利を含むが、不動産会社の株式を除く。）に投資をしないものとする。
- (e) ファンドは、貸付けを行わない。但し、投資対象の購入または預金が貸付けを構成するような場合を除く。
- (f) ファンドは、借入金に関して、いかなる者の債務または負債も引受けず、保証をせず、もしくは裏書を行わず、その他直接的または偶発的にかかる債務または負債を負担せずもしくはこれに関して責任を負わないものとする。
- (g) 投資の結果として、ファンドの資産価値の50%を超える資産が、日本の金融商品取引法第2条第1項で定義される「有価証券」の定義に含まれない資産を構成することになる場合、いかなる投資または投資対象も購入され、行われ、または追加されないものとする。
- (h) ファンドは、現物商品、商品に係るオプションまたは商品に基づく投資対象に投資しないものとする。
- (i) ファンドは、会社に対する法律上または経営上の支配を得ることを目的として、いかなる会社にも投資しないものとする。但し、副投資運用会社は、ファンドを代理して、ファンドが取得した有価証券に関して一切の権利を行使することができる。

上記の制限に加えて、副投資運用会社は、受益者の利益に反するまたはファンドの適切な資産管理に対して不利益を与える、ファンドの勘定によるいかなる取引も行わないものとする。

ファンドは、いかなる種類の株式その他の株式関連証券への投資もしくは他の投資信託への投資を行わないものとする。

いずれかのファンドの投資対象の価値の変動、再建または統合、ファンドの資産からの支払いまたは受益証券の買戻しの結果、ファンドに適用のある制限に違反することとなった場合、副投資運用会社は投資対象を直ちに売却する必要はない。但し、副投資運用会社は、受益者の利益に鑑み、ファンドに適用のある制限が遵守されるべく、違反の発覚後合理的期間内に、実現可能な合理的手段をとるものとする。

借入制限

副投資運用会社はファンドの投資目的および投資方針を実行し、諸費用を支払い、または受益証券の買戻資金を調達するために望ましいと判断する場合、ファンドの勘定で資金を借り入れることができる。但し、その時点のファンドの借入総額の元本金額が純資産価額の10%を超えないことを条件とする。副投資運用会社は、借入金、借入金の利息および費用の支払いを担保するためにファンドの資産の一部または全部に担保権を設定することができる。

3【投資リスク】

リスク要因

投資者は、受益証券の価値が上昇することもあることも下落することもあることを認識しておく必要がある。ファンドへの投資は、重大なリスクを伴う。たとえ副投資運用会社の意向が、潜在的損失を最低限に抑えることを目的とした戦略であったとしても、それらの戦略が実行されるという保証はなく、また、仮に実行されたとしても成功する保証はない。受益証券につき流通市場が存在する可能性は乏しく、受益者は買戻しによって自己の保有する受益証券を処分することしかできない見込みである。投資者は、ファンドへの投資の大部分またはすべてを失う可能性もある。従って、各投資者は、ファンドへの投資のリスクを担うことができるかどうか注意深く考慮すべきである。リスク要因についての以下の記述は、ファンドの投資に伴うリスクを完全に説明するものではない。

ファンドへの投資のリスクは以下に挙げるものを含む。

レバレッジ

副投資運用会社が必要であるまたは望ましいと判断する場合、ファンドは、借入れを行うことによりレバレッジをかけることがあり、またレバレッジ機能を有する投資戦略を用いることがある。当該戦略は、スワップ、店頭為替先渡契約、先物取引およびオプションといった特定のタイプのデリバティブ商品の取得および売却を含む。

レバレッジは、より大きな総収益を生み出す契機にもなるが、ファンドを、不利益をもたらすような価格変動から生じるより大きな損失のリスクにさらすことにもなる。特定のレバレッジ取引の締結に伴うリスクに係るさらなる説明については、以下「デリバティブ」の項目を参照のこと。

デリバティブの空売り

副投資運用会社は、ファンドの勘定において先物契約および店頭為替先渡契約における空売りを行うことがある。かかる空売りは、ファンドをさらなるリスクにさらす可能性がある。

先物取引

先物取引価格は不安定である。通常、先物およびオプション取引には低額の証拠金が要求されているため、先物売買勘定には極めて高いレバレッジが用いられる。この結果として、先物契約におけるわずかな価格の変動が投資者に対し多大な損失をもたらさう。先物取引は、当該取引の投資した額を超える損失という結果をもたらすこともある。

先物取引の流動性は、しばしば低下する場合がある。取引所によっては、一日の取引において価格が所定の値幅制限を越えて変動する場合、特定の先物につきそのような値動きが反映された価格で取引を行うことを容認しないことがあるが、このようなことは副投資運用会社が不利なポジションを速やかに清算するのを妨げ、さらにはファンドに相当な損失を被らせる可能性がある。ある管轄区域における取引所および規制当局は、個人や団体が特定の先物につき保有または支配することができる先物ポジションの枚数に対して、投機的なポジションに制限を付す目的で、制限を課している。投機的ポジションの制限に従う目的のため、ファンドのアウトライートの先物ポジションを、副投資運用会社の自己勘定または副投資運用会社により所有または支配されている先物ポジションに合算することを要求される可能性がある。その結果、副投資運用会社は特定の先物において先物ポジションを取ることができないか、またはファンドの勘定による特定の先物におけるポジションを清算することを強要される可能性がある。

投資ポートフォリオの流動性

流動性は、ファンドの勘定により時宜に即した態様で投資対象の売却を行う副投資運用会社の能力と関係がある。比較的流動性に欠ける証券の市場は、より流動性のある証券の市場と比較して不安定にな

りやすい傾向がある。比較的流動性の欠ける証券に対するファンドの資産の投資は、副投資運用会社が希望する価格および時期においてファンドの投資対象の処分を行う副投資運用会社の能力を制限する可能性がある。以上のように、先物ポジションは、例えば取引所によっては、「日次制限」または「日次の値幅制限」といわれるような規制により１日における先物契約の価格変動に対して制限が課せられるため、その流動性が低下する可能性がある。一旦特定の先物の契約の価格が日次の制限と同じ額だけ増加または減少すると、トレーダーがその制限でまたはその制限内において取引を進んで実行しない限り、その先物におけるポジションをとることまたは清算することはできない。同様の事由により、副投資運用会社が不利なポジションを速やかに清算することを妨げられ、よってファンドが相当な損失を被る可能性がある。取引所が、特定の契約の取引を停止し、特定の契約を即時に清算および決済するよう指示し、または特定の契約における取引が専ら清算を目的として行われるように指示する可能性もある。流動性の欠如に伴うリスクは、店頭市場における取引の場合においても発生する。当該契約において統制市場は一切存在せず、買呼値および売呼値は、専らこれらの契約におけるディーラーにより設定される。市場性のない証券に対する投資は流動性リスクを伴う。さらに、そのような証券の評価は難しく、発行体は投資者の保護のために統制市場の規則に従うこともない。

外国為替市場

ファンドは、米ドル以外の通貨建てによる債務に対して投資を行う場合、為替レートの変動に伴うリスクにさらされる。副投資運用会社は、ファンドのためにある程度、外国為替取引を通して、かかるエクスポージャーに伴うリスクを相殺しようと努めることができる。外国為替取引が行われる市場は、極めて不安定であり、かつ、極めて専門化している。流動性および価格の変動を含め、大幅な変化が、非常に短い期間内に、しばしば数分のうちに当該市場において発生する可能性がある。外国為替取引に係るリスクは、為替レートリスク、金利リスク、および域内の為替市場、外国投資または外国通貨建てによる特定の取引に対する規制を通して、外国政府による干渉を受けるという可能性を含むがこれに限定されない。

デリバティブ

デリバティブは、単一または複数の原証券、金融上のベンチマークまたは指数に、その価値が連動している商品および契約を含む。デリバティブにより、投資者は、原資産に対する投資費用の数分の一のコストで、特定の証券、金融上のベンチマークまたは指数の価格変動リスクをヘッジし、またはかかる価格変動を利用して投機を行うことが可能となる。デリバティブの価値は、ほぼ原資産の価格変動によって決まる。従って、原資産の取引に特有のリスクの多くは、デリバティブ取引にも該当する。しかしながら、デリバティブ取引に関連するリスクはその他にも多数ある。例えば、多くのデリバティブは取引締結時点において支払われまたは預託される金額を大幅に上回る市場エクスポージャーにさらされるため、不利となるような、比較的わずかな市場変動が、投資した全額の損失を引き起こす可能性があるだけでなく、当該取引の当初の投資金額を上回る損失を被るという可能性にファンドをさらすことにもなりうる。副投資運用会社がファンドの勘定により買付けを希望するデリバティブが、特定の時期において満足な条件でまたは常に入手可能であるという保証はない。

なお、ファンドは、株式または出資として分類されるデリバティブ商品には投資しない。

レバレッジ、利率およびマージン

副投資運用会社は、ファンドのため、投資可能資金の増額を目的として証券会社、銀行およびその他の金融機関から資金を借入れる可能性がある。その結果、副投資運用会社が借入れを受けることができる利率水準が、ファンドの運用結果に影響を及ぼす。さらに、副投資運用会社が投資収益を、先物取引、店頭為替先渡契約、オプションその他デリバティブ契約等の金融商品を用いてレバレッジ効果により増大させる可能性もある。副投資運用会社がファンドのために借入れを行えば、それが特定の追加的

なリスクとなる。例えば、ファンドの証拠金取引勘定を担保するために証券会社に対して質入れされた有価証券の価値が下落すると、ファンドは「マージン・コール」を受け、かかる証券会社に追加証拠金を預けなければならないかまたは価値の下落分を補填するため、質入れした有価証券の清算を強要される可能性がある。ファンド資産の価値が急落した場合、副投資運用会社はファンドの証拠金に係る債務を完済するに十分な資産を迅速に清算することができない可能性がある。さらに、レバレッジによって投資者の損失が増大する可能性もある。先物取引市場では、証拠金の額は概して少額である。証拠金が少額であるということは、先物契約の価格変動が比較的わずかなものであっても、それが直ちに相当な額の損失を引き起こす可能性があることを意味する。例えば、買付けの際に先物契約の価格の10パーセントを証拠金として預けた場合、先物契約の価格が10パーセント下落すると、当該契約に係るポジションを手仕舞いしたときには、仲介手数料の控除前に証拠金を全額損失することとなる。

買戻しの潜在的影響

受益者が相当な口数の受益証券を買戻す場合、副投資運用会社は、買戻しに必要な現金を調達するために、本来であれば適正とされる場合よりも、より迅速にファンドの投資対象を清算しなければならない可能性がある。

決済リスク（取引相手方のリスク）

ファンドは、副投資運用会社がファンドの為に行う相手方の信用リスクにさらされることがあり、また、決済不履行のリスクを負うことがある。決済に係る問題は、ファンドの純資産価額および流動性に影響を与える。

金利変動

金利変動は、それらが証券に対する発行体の基本的な見通しおよびその他の投資者の判断に影響を与えることから、ファンドによる債務証券への投資の価値に影響を与える。金利変動は、ファンドにより取得されたまたは売り建てられたデリバティブ商品の価値および価格決定に影響を与えることもある。

経済状況

その他の経済状況の変化、例えば、インフレ率、産業事情、競争、技術開発、政治上および外交上の出来事および傾向、税法ならびにその他諸々の要因は、ファンドの収益に重大な悪影響をもたらすことがある。それらはすべて副投資運用会社が管理できないものである。ファンドが直接または間接的にポジションを保有する市場において生じる不測の変動または流動性の変化は、副投資運用会社が投資対象を運用しおよびファンドの資産を再投資する能力を損ない、かつ、ファンドを損失の危険にさらす可能性がある。

為替先渡契約および通貨取引

副投資運用会社は、ヘッジまたは投機を目的として、ファンドの勘定により異なる通貨および多国間通貨ユニット間の店頭為替先渡契約ならびに通貨および通貨先物契約に係るオプションにつき取引をする可能性がある。店頭為替先渡契約に関しては、契約の開始時に、概して、将来の特定期日に特定の価格にてある特定の通貨を他の通貨で購入しまたは売却することを、契約に基づき合意することにより行われる。

副投資運用会社は、店頭為替先渡契約を締結する際、相手方当事者が契約の満期に取引の対象となる通貨を引き渡すまたはその引き渡しを受けるということにつき、当該相手方当事者に依拠することになる。為替先渡契約または店頭為替先渡契約の一日の価格変動に制限はなく、取扱業者は、当該契約の値付けを継続するよう要求されてはいない。過去においてこれらの契約に対して取扱業者が価格の提示を拒絶したりまたは買呼値および売呼値が著しく乖離した価格を提示した期間があった。相手方当事者はこのような取引に係る価格の提示をいつでも拒絶することができる。副投資運用会社は、ファンドの勘定により店頭為替先渡契約を取引する際、取扱業者の信用リスクまたは取扱業者が自己の契約を履行出来ないもしくは当該履行を拒絶するというリスクにさらされることになる。同様の事由が相手方当事者に生じた場合、当該取引により期待されていた利益を喪失することになる。

店頭取引における規制の欠如およびカウンターパーティーリスク

副投資運用会社は、ファンドの勘定で店頭取引を締結する。一般的に、店頭取引における政府の規則および監督は、組織化された取引所において取引を締結するときよりも緩やかである。取引所の清算機関による契約履行保証等、組織化された取引所における参加者に対しては与えられている保護の多くを、店頭取引においては享受することができない。これは、ファンドを、相手方当事者が信用もしくは流動性の問題または契約の条件を巡る争いを理由として取引の決済をしないというリスクにさらすこととなる。副投資運用会社は、特定の相手方当事者に取引を集中することに対して制限を受けていない。ファンドは、従って、副投資運用会社が取引を規制された取引所におけるものに限定している場合より、不履行を介してより大きなリスクにさらされることとなる。

ファンドは、破産、倒産、政府による禁止またはその他の理由によるものであるかを問わず、相手方当事者が契約を履行できなくなるというリスクにさらされることになり、これはファンドに重大な損失をもたらすものとなりうる。かかるリスクを軽減するため、副投資運用会社は、ファンドの取引を、副投資運用会社が信用できると信じる相手方当事者に限定することを試みる。

将来の法規改正が予測不可能であるということ

証券およびデリバティブ市場は、包括的な法令、規則および証拠金に係る要件の適用対象となっている。加えて、米国証券取引委員会および取引所は、市場の緊急事態において、例えば、投機的ポジションに対する制限または証拠金積立額の引き上げの遡及的施行、日次の値幅制限の設定および取引の停止といった臨時の措置を取る権限が与えられている。アメリカ合衆国の国内および国外における証券およびデリバティブに対する規制は、急速に変化している法律の分野であり、行政および司法による修正の対象となっている。ファンドにおける将来の法規改正の影響は予測が不可能であるが、重大かつ不利なものとなり得る。

F A T C A

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「F A T C A」という。）により、ファンドがF A T C Aに関連する要件または義務を遵守しない場合、ファンドはF A T C Aに基づく源泉徴収税の対象になる可能性があり、これにより、ファンドの純資産価額が減少することになる。

販売会社においてF A T C Aに関連する法令、規制またはガイダンスの違反があった場合、販売会社名義の受益証券が強制的に買い戻される可能性がある。

リスクに対する管理体制

リスク管理について、投資運用会社においては、運用部門やコンプライアンス部門など複数の担当部署により、全般的なリスクの監視や管理を行っている。

また、それらの状況は定期的開催されるリスク管理に関する委員会等へ報告され、必要に応じて改善策を審議している。

また、副投資運用会社は、投資運用会社との契約に従って、ポートフォリオと合意されたパラメーター（投資の前提条件）とを比較し、投資運用会社に定期的に報告する。

金融商品取引法第2条第20項に定める取引（以下「デリバティブ取引」という。）については、ヘッジ目的に限定されない取引を行うことができる。日本証券業協会の外国証券の取引に関する規則第16条（外国投資信託受益証券の選別基準）の定めに従い、デリバティブ取引等（新株予約権証券、外国新株予約権証券、新投資口予約権証券、外国新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引を含む。）の残高に係る、金融商品取引業者に対する自己資本比率規制における「市場リスク相当額」の算出方法のうち、内部管理モデル方式（V a R方式）の市場リスク相当額の算出方法を参考に用いたリスク量は、ファンドの純資産価額の80%以内とする。

リスクに関する参考情報

下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用ください。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産クラスのリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

米ドル建クラス



ユーロ建クラス



豪ドル建クラス



円建クラス



*分配金再投資1口当たり純資産価格は分配金（税引前）を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。

*年間騰落率は2010年8月から2015年7月の各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

*ファンドについては分配の実績はないため、各クラスの分配金再投資1口当たり純資産価格は1口当たり純資産価格と等しくなります。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
*2010年8月から2015年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値をファンドおよび他の代表的な資産クラス（円ベース）について表示したものです。

※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算されており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

○各資産クラスの指数

日本株・・・東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

東京証券取引所市場一部に上場する全ての日本企業（内国普通株式全銘柄）を対象として算出した株価指数で、配当を考慮したものです。

先進国株・・・MSCI Kokusai (World ex Japan) Index (配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が算出・公表している、日本を除く先進国の株式を対象として算出されたグローバルな株価指数で、配当を考慮したものです。

新興国株・・・MSCI EM (Emerging Markets) Index (配当込み、円ベース)

MSCI Inc.が算出・公表している、世界の新興国の株式を対象として算出された株価指数で、配当を考慮したものです。

日本国債・・・NOMURA-BPI 国債

野村證券株式会社が算出・公表している、日本の公募債券流通市場全体の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。

先進国債・・・シティ世界国債インデックス (除く日本、ヘッジなし、円ベース)

Citigroup Index LLCが算出・公表している債券インデックスで、日本を除く世界の主要国の国債の価格と利息収入を合わせた総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。

新興国債・・・THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY index

J.P.Morgan Securities LLCが算出・公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした、時価総額ベースの指数です。

TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、東京証券取引所に帰属します。

MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPIに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。

シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。

THE GBI EM Global Diversified Composite unhedged JPY indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

上記各指数の騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。

株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

日本国内における申込手数料は下記のとおりである。投資者は、申込金の支払いと同時に日本における販売会社に対し、申込金とは別建の申込手数料を支払うものとする。

申込口数	申込手数料
1 万口未満	3.24%（税抜3.00%）
1 万口以上 5 万口未満	1.62%（税抜1.50%）
5 万口以上 10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.50%）

（注）管理会社および日本における販売会社が契約により別途合意する場合には、それに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

申込手数料は、申込時に頂戴するもので、商品および関連する投資環境の説明および情報提供等ならびに購入に関する事務手続の対価となる。

（２）【買戻し手数料】

日本における買戻し手数料は徴収されない。

（３）【管理報酬等】

（a）管理報酬および販売報酬

日本における販売会社および管理会社は、ファンドの資産から、受益証券に帰属する純資産価額に対して合計で年率1.3%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

（注）「評価日」とは、毎営業日または管理会社が適宜決定するそれ以外の日をいい、「営業日」とは、ニューヨーク、ルクセンブルグおよび東京において銀行が営業を行う日（土曜日もしくは日曜日を除く。）またはファンドに関し管理会社が別途決定するその他の日をいう。

受益証券に帰属する上記報酬は、以下のとおり分割される。

各日本における販売会社

各日本における販売会社名義で海外において登録される受益証券に帰属する純資産価額の部分に対して

- ・ 5 億米ドル相当額以下の部分については年率0.60%
- ・ 5 億米ドル相当額を超過する部分については年率0.65%

管理会社

各日本における販売会社名義で海外において登録される受益証券に帰属する純資産価額の部分に対して

- ・ 5 億米ドル相当額以下の部分については年率0.70%
- ・ 5 億米ドル相当額を超過する部分については年率0.65%

管理会社は、ファンドから受領する管理報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。副投資運用会社、および投資運用会社によりファンドに関する当該職務を遂行するために任命されたその他委託者または関係者の報酬は、投資運用会社から支払われるものとする。

管理報酬は、ファンド設定・継続開示にかかる手続き、ファンドについての資料作成・情報提供、ファンドの運用状況の監督、ファンドのリスク管理、その他ファンド運営管理全般にかかる業務（ファンド資産に関する投資運用業務・副投資運用業務を含む。）の対価として管理会社に支払われる。

販売報酬は、ファンド証券の販売業務・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付業務、購入後の投資環境等の情報提供業務、およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われる。

（b）管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金（買戻し）等受付け業務、ファンド信託財産の評価業務、ファンド純資産価格の計算業務、ファンドの会計書類作成業務、およびこれらに付随する業務の対価として管理事務代行会社に支払われる。

（c）保管報酬

保管会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

保管報酬は、ファンド信託財産の保管・管理業務、ファンド信託財産にかかる入出金の処理業務、ファンド信託財産の取引にかかる決済業務、およびこれらに付随する業務の対価として保管会社に支払われる。

（d）受託報酬

受託会社は、ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%（但し、最大年間報酬額は7,500米ドル）の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、四半期毎に後払いされる。

受託報酬は、ファンドの受託業務およびこれに付随する業務の対価として受託会社に支払われる。

（e）代行協会員報酬

代行協会員は、ファンドの資産から、受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に計算され、同日付で計上され、毎月後払いされる。

代行協会員報酬は、目論見書、決算報告書等の日本証券業協会への提出業務、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表業務、およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われる。

（4）【その他の手数料等】

（a）その他の手数料等

ファンドは、さらに、（a）ファンドのために実行されたすべての取引、ならびに（b）（ ）法律および税務顧問および監査人の報酬および費用、（ ）仲介手数料（もしあれば）および証券取引に関連し課税され得る発行または譲渡税、（ ）副保管会社の報酬および費用、（ ）政府および政府機関に支払うべきすべての税金および企業費用、（ ）借入利息、（ ）投資サービスにかかる通信費、ファンドの受益者集会にかかる費用ならびに財務およびその他の報告書、委任状、目論見書および類似書類の作成、印刷および配給にかかる費用、（ ）保険料（もしあれば）、（ ）訴訟および補償費用および通常の業務以外で被った臨時の費用、および（ ）ファンドの構築に関連する、企業財務またはコンサルティング費用を含むその他すべての組織上および業務運営上の費用を含め、ファンドの管理にかかるすべての経費および費用を負担する。当該経費および費用が直接特定のファンドに帰属しない場合、各ファンドはそれぞれの純資産価額に応じて当該経費および費用を負担する。

その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。

（注）弁護士費用は、ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。監査費用は、ファンド会計書類を監査し、年次監査報告書を作成する業務の対価として支払われる。

（b）投資先ファンドの報酬および費用

ファンドが別のファンドに投資を行う場合、投資先ファンド内では、管理報酬や実費等がかかることがある。実費については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができない。なお、2015年7月末日現在、組入れている投資先ファンドはないが、将来変更になる場合がある。

上記手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有する期間等に応じて異なるので表示することができない。

（５）【課税上の取扱い】

（Ａ）日本

平成27年8月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- （１）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、源泉分離課税となり、20.315%（所得税（復興特別所得税を含む。以下同じ。）15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ、課税関係は終了するが、この場合、支払調書は提出されない。
- （３）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。なお、益金不算入の適用は認められない。
- （４）受益証券の売買および買戻しに基づく損益は、公募国内公社債投資信託の売買損益と同様に取り扱われ、個人の受益者の売買益については課税されない。

<平成28年1月1日以後の課税上の取扱いについての注記>

平成28年1月1日以後、公募外国公社債投資信託については、以下のような課税上の取扱いとなる。

- （１）受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- （２）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- （３）国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。Iにおいて、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- （４）日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、平成28年1月1日以後は20.315%（所得税15.315%、住民税5%）、平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。において、以下同じ。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。なお、益金不算入の適用は認められない。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。）は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%。平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%）の税率となる。）の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の株式等の譲渡損益（上場株式等以外との損益通算については、受益証券の譲渡損益につき確定申告を行った場合に限る。）および一定の上場株式等の配当所得

（申告分離課税を選択した場合または源泉徴収選択口座へ受け入れたファンドの分配金に限る。）との損益通算が可能である（注：平成28年1月1日以後は、一定の他の上場株式等（平成28年1月1日施行の改正租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下、カッコ内において同じ。）の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。）。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

（6）日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、（5）と同様の取扱いとなる。

（7）日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。但し、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

（Ｂ）ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税または資本利得税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課さない。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をどの国とも締結していない。

トラストは、ケイマン諸島の信託法第81条に従い、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で制定された所得、資本資産、資本利得もしくはキャピタル・ゲインに対する課税の根拠となる法律または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益に係る受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の証明書をケイマン諸島総督より受領している。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されない。

5【運用状況】

(1) 【投資状況】

(資産別および地域別の投資状況)

(2015年 7 月末日現在)

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
政府短期債	米国	6,299,622.00	92.88
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)		483,255.70	7.12
合計 (純資産価額)		6,782,877.70 (約841百万円)	100.00

(注 1) 投資比率とは、ファンドの純資産価額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注 2) 上記には「円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス」に帰属する投資資産が含まれる。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

<債券>

(2015年 7 月末日現在)

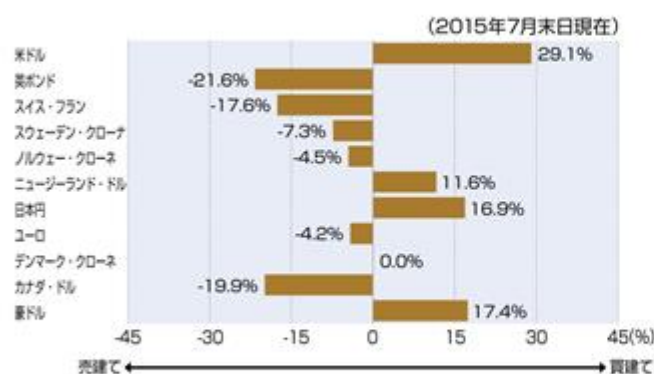
順位	銘柄名	国・地域名	種類	利率 (%)	償還日	額面価額 (米ドル)	取得価額 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資 比率 (%)
1	US T-BILL 0.00 17SEP15	米国	政府短期債	該当なし	2015/09/17	6,300,000	6,299,877.50	6,299,622.00	92.88

(注) 上記には「円建てファンド・オブ・ファンズ専用クラス」に帰属する投資資産が含まれる。

< 参考情報 >

ポートフォリオの特性

通貨配分



債券ポートフォリオ(米ドル建)の概況

(2015年7月末日現在)	
平均格付け(注1)	AAA
実効デュレーション	0日
平均利回り	0.07%
セクター別構成比	
アセット・バック証券	0.00%
モーゲージ証券	0.00%
その他(現金等)(注2)	100.00%

※上記セクター別構成比の数値は、小数点第三位以下を四捨五入しており、合計値が100%にならないことがあります。

(注1)格付けは、S&P社、Moody's社、フィッチ・レーティングス社のうち、最も高い格付けを採用しており、S&P社の表記方法で表示しております。

(注2)その他(現金等)には、現金に加え、米国国債(91.18%：2015年7月31日時点)が含まれております。

※当資料の運用実績に関するグラフおよび数値等は過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

【投資不動産物件】

該当事項なし（2015年7月末日現在）。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし（2015年7月末日現在）。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記会計年度末および2015年7月末日までの1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

() 米ドル建クラス受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第3会計年度末 (2006年3月末日)	20,809,905.21	2,581,261	108.47	13,455
第4会計年度末 (2007年3月末日)	10,123,144.48	1,255,675	117.46	14,570
第5会計年度末 (2008年3月末日)	6,829,228.21	847,097	106.33	13,189
第6会計年度末 (2009年3月末日)	4,176,403.12	518,041	86.55	10,736
第7会計年度末 (2010年3月末日)	3,406,452.11	422,536	95.04	11,789
第8会計年度末 (2011年3月末日)	3,066,088.75	380,318	98.25	12,187
第9会計年度末 (2012年3月末日)	2,464,109.14	305,648	94.40	11,709
第10会計年度末 (2013年3月末日)	2,057,447.65	255,206	92.90	11,523
第11会計年度末 (2014年3月末日)	1,362,257.34	168,974	85.44	10,598
第12会計年度末 (2015年3月末日)	1,249,169.14	154,947	92.49	11,472
2014年8月末日	1,340,582.33	166,286	86.48	10,727
9月末日	1,345,629.58	166,912	88.35	10,959
10月末日	1,341,361.26	166,382	88.07	10,924
11月末日	1,311,395.03	162,665	87.40	10,841
12月末日	1,321,795.89	163,956	88.10	10,928
2015年1月末日	1,355,587.64	168,147	90.95	11,281
2月末日	1,263,744.44	156,755	91.07	11,296
3月末日	1,249,169.14	154,947	92.49	11,472
4月末日	1,210,730.19	150,179	89.64	11,119
5月末日	1,181,695.97	146,578	88.15	10,934
6月末日	1,124,501.59	139,483	86.13	10,684
7月末日	1,124,192.23	139,445	86.11	10,681

（ ）ユーロ建クラス受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	ユーロ	千円	ユーロ	円
第3会計年度末 (2006年3月末日)	5,535,511.46	751,446	106.92	14,514
第4会計年度末 (2007年3月末日)	5,199,542.54	705,838	113.57	15,417
第5会計年度末 (2008年3月末日)	4,465,666.50	606,214	102.22	13,876
第6会計年度末 (2009年3月末日)	3,618,416.21	491,200	83.76	11,370
第7会計年度末 (2010年3月末日)	3,930,683.46	533,590	91.94	12,481
第8会計年度末 (2011年3月末日)	4,040,061.68	548,438	95.10	12,910
第9会計年度末 (2012年3月末日)	3,855,222.22	523,346	91.59	12,433
第10会計年度末 (2013年3月末日)	3,780,503.66	513,203	90.12	12,234
第11会計年度末 (2014年3月末日)	3,441,402.96	467,170	82.89	11,252
第12会計年度末 (2015年3月末日)	3,731,046.94	506,490	89.92	12,207
2014年8月末日	3,482,574.27	472,759	83.94	11,395
9月末日	3,559,298.39	483,175	85.78	11,645
10月末日	3,548,210.73	481,670	85.52	11,609
11月末日	3,520,621.25	477,924	84.85	11,518
12月末日	3,548,508.53	481,710	85.52	11,609
2015年1月末日	3,667,811.37	497,905	88.40	12,000
2月末日	3,671,664.66	498,428	88.49	12,013
3月末日	3,731,046.94	506,490	89.92	12,207
4月末日	3,617,724.88	491,106	87.19	11,836
5月末日	3,556,106.21	482,741	85.71	11,635
6月末日	3,475,793.09	471,839	83.77	11,372
7月末日	3,473,484.39	471,526	83.72	11,365

（ ）豪ドル建クラス受益証券

	純資産価額		1口当たり純資産価格	
	豪ドル	千円	豪ドル	円
第3会計年度末 (2006年3月末日)	11,131,440.78	1,008,620	115.16	10,435
第4会計年度末 (2007年3月末日)	5,985,120.88	542,312	125.69	11,389
第5会計年度末 (2008年3月末日)	4,373,123.83	396,249	116.01	10,512
第6会計年度末 (2009年3月末日)	3,052,059.72	276,547	96.57	8,750
第7会計年度末 (2010年3月末日)	2,319,726.20	210,190	109.09	9,885
第8会計年度末 (2011年3月末日)	1,708,001.40	154,762	117.27	10,626
第9会計年度末 (2012年3月末日)	1,345,724.15	121,936	117.37	10,635
第10会計年度末 (2013年3月末日)	896,618.14	81,243	119.29	10,809
第11会計年度末 (2014年3月末日)	673,718.42	61,046	112.64	10,206
第12会計年度末 (2015年3月末日)	587,513.98	53,235	125.24	11,348
2014年8月末日	560,263.75	50,765	115.26	10,444
9月末日	573,848.41	51,996	118.05	10,697
10月末日	573,380.55	51,954	117.96	10,688
11月末日	550,047.84	49,840	117.26	10,625
12月末日	555,787.84	50,360	118.48	10,735
2015年1月末日	575,396.82	52,137	122.66	11,114
2月末日	577,243.93	52,304	123.05	11,150
3月末日	587,513.98	53,235	125.24	11,348
4月末日	570,992.33	51,738	121.72	11,029
5月末日	562,333.68	50,953	119.88	10,862
6月末日	550,580.30	49,888	117.37	10,635
7月末日	525,630.01	47,627	117.56	10,652

（ ）円建クラス受益証券

	純資産価額	1口当たり純資産価格
	千円	円
第3会計年度末 (2006年3月末日)	12,055,940	10,189
第4会計年度末 (2007年3月末日)	10,324,668	10,506
第5会計年度末 (2008年3月末日)	5,743,172	9,107
第6会計年度末 (2009年3月末日)	2,254,815	7,307
第7会計年度末 (2010年3月末日)	1,043,717	7,985
第8会計年度末 (2011年3月末日)	585,810	8,216
第9会計年度末 (2012年3月末日)	292,843	7,845
第10会計年度末 (2013年3月末日)	219,937	7,680
第11会計年度末 (2014年3月末日)	153,693	7,044
第12会計年度末 (2015年3月末日)	135,489	7,606
2014年8月末日	149,557	7,126
9月末日	150,064	7,282
10月末日	147,106	7,259
11月末日	139,446	7,201
12月末日	135,409	7,254
2015年1月末日	139,595	7,484
2月末日	138,738	7,492
3月末日	135,489	7,606
4月末日	131,280	7,370
5月末日	128,206	7,245
6月末日	122,683	7,075
7月末日	120,571	7,069

< 参考情報 >

純資産価額および1口当たり純資産価格の推移

(2003年11月25日(設定日)～2015年7月末日)

■ 純資産価額(右軸) — 1口当たり純資産価格(左軸)

米ドル建クラス



ユーロ建クラス



豪ドル建クラス



円建クラス



ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

【分配の推移】

該当事項なし。

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）			
	米ドル建 クラス 受益証券	ユーロ建 クラス 受益証券	豪ドル建 クラス 受益証券	円建 クラス 受益証券
第3会計年度 (2005年4月1日～2006年3月31日)	2.19%	0.59%	4.06%	-1.49%
第4会計年度 (2006年4月1日～2007年3月31日)	8.29%	6.22%	9.14%	3.11%
第5会計年度 (2007年4月1日～2008年3月31日)	-9.48%	-9.99%	-7.70%	-13.32%
第6会計年度 (2008年4月1日～2009年3月31日)	-18.60%	-18.06%	-16.76%	-19.77%
第7会計年度 (2009年4月1日～2010年3月31日)	9.81%	9.77%	12.96%	9.28%
第8会計年度 (2010年4月1日～2011年3月31日)	3.38%	3.44%	7.50%	2.89%
第9会計年度 (2011年4月1日～2012年3月31日)	-3.92%	-3.69%	0.09%	-4.52%
第10会計年度 (2012年4月1日～2013年3月31日)	-1.59%	-1.60%	1.64%	-2.10%
第11会計年度 (2013年4月1日～2014年3月31日)	-8.03%	-8.02%	-5.57%	-8.28%
第12会計年度 (2014年4月1日～2015年3月31日)	8.25%	8.48%	11.19%	7.98%

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a＝会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b＝当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

< 参考情報 >

収益率の推移



（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a：計算期間末の1口当たり純資産価格（当該計算期間の分配金の合計額を加えた額）

b：当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における受益証券の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

() 米ドル建クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2005年 4 月 1 日～2006年 3 月31日)	17,021 (17,021)	235,340 (235,340)	190,293 (190,293)
第4会計年度 (2006年 4 月 1 日～2007年 3 月31日)	1,363 (1,363)	105,474 (105,474)	86,182 (86,182)
第5会計年度 (2007年 4 月 1 日～2008年 3 月31日)	1,800 (1,800)	23,758 (23,758)	64,224 (64,224)
第6会計年度 (2008年 4 月 1 日～2009年 3 月31日)	0 (0)	15,967 (15,967)	48,257 (48,257)
第7会計年度 (2009年 4 月 1 日～2010年 3 月31日)	2,670 (2,670)	15,086 (15,086)	35,841 (35,841)
第8会計年度 (2010年 4 月 1 日～2011年 3 月31日)	2,850 (2,850)	7,484 (7,484)	31,207 (31,207)
第9会計年度 (2011年 4 月 1 日～2012年 3 月31日)	0 (0)	5,104 (5,104)	26,103 (26,103)
第10会計年度 (2012年 4 月 1 日～2013年 3 月31日)	0 (0)	3,955 (3,955)	22,148 (22,148)
第11会計年度 (2013年 4 月 1 日～2014年 3 月31日)	0 (0)	6,204 (6,204)	15,944 (15,944)
第12会計年度 (2014年 4 月 1 日～2015年 3 月31日)	0 (0)	2,438 (2,438)	13,506 (13,506)

(注) 上記数値は、申込ベースである。また、() 内の数は、本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

() ユーロ建クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2005年 4 月 1 日～2006年 3 月31日)	49,147 (49,147)	8,001 (8,001)	51,773 (51,773)
第4会計年度 (2006年 4 月 1 日～2007年 3 月31日)	156 (156)	6,145 (6,145)	45,784 (45,784)
第5会計年度 (2007年 4 月 1 日～2008年 3 月31日)	0 (0)	2,096 (2,096)	43,688 (43,688)
第6会計年度 (2008年 4 月 1 日～2009年 3 月31日)	0 (0)	490 (490)	43,198 (43,198)
第7会計年度 (2009年 4 月 1 日～2010年 3 月31日)	0 (0)	444 (444)	42,754 (42,754)
第8会計年度 (2010年 4 月 1 日～2011年 3 月31日)	50 (50)	320 (320)	42,484 (42,484)
第9会計年度 (2011年 4 月 1 日～2012年 3 月31日)	0 (0)	390 (390)	42,094 (42,094)
第10会計年度 (2012年 4 月 1 日～2013年 3 月31日)	0 (0)	146 (146)	41,948 (41,948)
第11会計年度 (2013年 4 月 1 日～2014年 3 月31日)	0 (0)	432 (432)	41,516 (41,516)
第12会計年度 (2014年 4 月 1 日～2015年 3 月31日)	0 (0)	25 (25)	41,491 (41,491)

（ ）豪ドル建クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2005年4月1日～2006年3月31日)	27,104 (27,104)	71,723 (71,723)	96,658 (96,658)
第4会計年度 (2006年4月1日～2007年3月31日)	966 (966)	50,007 (50,007)	47,617 (47,617)
第5会計年度 (2007年4月1日～2008年3月31日)	0 (0)	9,922 (9,922)	37,695 (37,695)
第6会計年度 (2008年4月1日～2009年3月31日)	200 (200)	6,290 (6,290)	31,605 (31,605)
第7会計年度 (2009年4月1日～2010年3月31日)	210 (210)	10,550 (10,550)	21,265 (21,265)
第8会計年度 (2010年4月1日～2011年3月31日)	0 (0)	6,700 (6,700)	14,565 (14,565)
第9会計年度 (2011年4月1日～2012年3月31日)	0 (0)	3,099 (3,099)	11,466 (11,466)
第10会計年度 (2012年4月1日～2013年3月31日)	0 (0)	3,950 (3,950)	7,516 (7,516)
第11会計年度 (2013年4月1日～2014年3月31日)	0 (0)	1,535 (1,535)	5,981 (5,981)
第12会計年度 (2014年4月1日～2015年3月31日)	0 (0)	1,290 (1,290)	4,691 (4,691)

（ ）円建クラス受益証券

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第3会計年度 (2005年4月1日～2006年3月31日)	1,091,880 (1,091,880)	109,724 (109,724)	1,190,080 (1,190,080)
第4会計年度 (2006年4月1日～2007年3月31日)	57,112 (57,112)	264,434 (264,434)	982,758 (982,758)
第5会計年度 (2007年4月1日～2008年3月31日)	3,390 (3,390)	356,454 (356,454)	629,694 (629,694)
第6会計年度 (2008年4月1日～2009年3月31日)	400 (400)	321,503 (321,503)	308,591 (308,591)
第7会計年度 (2009年4月1日～2010年3月31日)	380 (380)	178,263 (178,263)	130,708 (130,708)
第8会計年度 (2010年4月1日～2011年3月31日)	130 (130)	59,534 (59,534)	71,304 (71,304)
第9会計年度 (2011年4月1日～2012年3月31日)	530 (530)	34,504 (34,504)	37,330 (37,330)
第10会計年度 (2012年4月1日～2013年3月31日)	190 (190)	8,883 (8,883)	28,637 (28,637)
第11会計年度 (2013年4月1日～2014年3月31日)	0 (0)	6,817 (6,817)	21,820 (21,820)
第12会計年度 (2014年4月1日～2015年3月31日)	0 (0)	4,006 (4,006)	17,814 (17,814)

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

受益証券は、日本国内の公募によって販売される。

日本においては、申込期間中の営業日にファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出する。投資者は、通常、約定日から起算して日本における4営業日目に、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。ある評価日に買付が行われるためには、買付注文が当該評価日の午後4時（東京時間）^{（注）}までに販売取扱会社により受領されなければならない。日本における販売会社は記入された買付申込書を、受領して2時間以内に管理事務代行会社へ送付する。送付されなかった場合、申込みは買付申込書と申込代金を受領した直後の取引日まで持ち越され、その場合、受益証券はかかる取引日の購入価格で発行されるものとする。

（注）日本における販売会社により異なる締切時間が設けられることがある。

最低申込口数は50口で申込単位は1口単位である。但し、管理会社および日本における販売会社が契約により別途合意する場合はそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

受益証券の申込みにあたって申込手数料が、以下のとおり課される。

申込口数	申込手数料
1万口未満	3.24%（税抜3.00%）
1万口以上 5万口未満	1.62%（税抜1.50%）
5万口以上 10万口未満	0.81%（税抜0.75%）
10万口以上	0.54%（税抜0.50%）

但し、管理会社および日本における販売会社が契約により別途合意する場合はそれに従うものとし、上記と異なる取扱いとすることができる。

ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託した投資者の場合、販売取扱会社から買付代金の支払いと引換えに取引残高報告書または他の通知書を受領する。買付代金の支払いは円貨または各クラス受益証券の表示通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

管理会社は、独自の裁量により受益証券の申込みの一部または全部を拒絶する権利を留保し、その場合、申込みに際して支払われた金額またはその残額（場合による。）は申込者がリスクと費用を負担して、できる限り速やかに返金されるものとする。

必要事項を記入した申込書を一旦管理事務代行会社が受領した場合、申込みを取り消すことはできない。管理事務代行会社は買付申込書の原本および必要な場合は申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求したすべての書類を受領した後、申込みを受け付けた申込者に対して所有権の確認書を交付する。管理事務代行会社が確認書を交付する前に申込者から追加情報を受領する必要があると判断した場合、管理事務代行会社はその旨を申込者に書面で通知し、必要な情報を請求するものとする。

疑いを避けるため、管理事務代行会社の裁量により、申込者の身元を確認するために請求したすべての情報および書類と一緒に申込代金が全額精算された旨の通知を受け取るまで、受益証券の申込みを処理せず、受益証券を発行しない場合がある。管理事務代行会社が取引日から1か月以内に上記の情報および書類を受領しなかった場合、管理事務代行会社は申込書を申込者に返送するとともに、申込者が支払ったすべての申込代金を申込者がリスクと費用を負担して支払銀行に返金する。上記の規定を前提として、受益証券は取引日に発行されたとみなされる。

不適格な申込者

受益証券の申込みを行おうとする者は、申込書の中で、特に関係法令に違反することなく受益証券を取得し、保有できることを表明し、保証する義務を負う。

結果としてファンドが納税責任を負い、またはファンドが被らずに済むはずのその他の金銭的不利益を被ることになると管理会社が判断する状況下にある者に受益証券を販売または発行することはできない。

受益証券の申込者は、申込書の中で、特にファンドに投資するリスクを評価するために金融に関する知識と経験を有すること、ファンドが投資する資産およびかかる資産を保有および／または取引する方法に内在するリスクを認識していること、ならびにファンドに対するすべての投資を失うことに耐えられることを表明し、かつ保証しなければならない。

受益証券の形式

すべての受益証券は、登録受益証券とする。受益者の資格は、ファンドの受益者名簿への登録によって証明されるものとし、受益証券にて証明されるものではない。受益証券は1名の名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録されている場合、共同保有者は保有する受益証券の一部または全部の譲渡または買戻しに関連して、管理事務代行会社に対していずれかの共同保有者の書面の指示だけに基いて行動することを許可する義務を負う。受益者は管理事務代行会社の事務所で通常の営業時間中に受益者名簿のコピーを閲覧することができる。

停止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、本書に記載する「受益証券1口当たり純資産価格の計算の停止」と題する項に定める状況下において受益証券の発行を停止することを宣言することができる。停止の期間中は受益証券は発行されない。

マネー・ロンダリング防止規定

適用ある法域のマネー・ロンダリングの防止を目的とする法律または規則を遵守するため、ファンドの管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止の手続きを取り入れ、維持することが求められる。また、申込者にその身元および資金源を確認するための証拠の提出を求めることができる。管理事務代行会社は、許可された場合、一定の条件の下で、（デュー・デリジェンス情報の取得を含む）マネー・ロンダリング防止手続きの維持を適格者に委託することもできる。

ケイマン諸島の居住者が、その他の者が犯罪行為に従事していることまたはテロ行為もしくはテロリストの資産に関係していることを知りもしくは疑いを抱きまたはその認識もしくは疑いに対する合理的根拠を有する場合で、このように知りまたは疑ったことに係る情報が、規制業種の事業を通じて得られたものである場合、かかる者は（ ）犯罪行為またはマネー・ロンダリングに関する開示の場合にはケイマン諸島の犯罪に係る受取金に関する法律（2014年改訂）に基づきケイマン諸島の財務報告当局に、（ ）テロ行為またはテロリストの資金調達および資産への関与に関する開示の場合にはケイマン諸島のテロリズム法（2015年改訂）に基づき巡査またはそれ以上の職位の警察官にかかる認識または疑いを報告する義務を負い、当該報告は、法令その他により課せられた秘密保持または情報開示への制限に対する違反として取り扱われないものとする。

2【買戻し手続等】

受益証券の買戻し

受益証券は受益者の選択により各買戻日に買戻しできるものとする。

日本の受益者は、以下の制限に従い、買戻しを行う評価日の午後4時（東京時間）^{（注）}までに販売取扱会社に通知を行うことにより、営業日において、1口以上1口単位による受益証券の買戻しを請求することができる。日本における販売会社は受領後2時間以内または管理事務代行会社が個々のケースごとに決定したその他の時まで管理事務代行会社へ送付する。送付されなかった場合、買戻請求は次の買戻日まで持ち越され、受益証券は次の買戻日の買戻価格で買い戻されるものとする。

（注）日本における販売会社により異なる締切時間が設けられることがある。

買戻代金の支払いは、通常、日本における約定日（同日を含む。）から起算して日本における4営業日目に行われる。日本における約定日とは、日本における販売会社が当該注文の成立を確認した日をいい、通常、買戻注文が受領された日の日本における翌営業日である。

買戻手数料は課されない。買戻代金の支払いは、外国証券取引口座約款の定めるところに従って販売取扱会社を通じて行い、円貨または各クラス受益証券の表示通貨によるものとする。

買戻請求書を一旦提出した場合、取り消すことはできない。

買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、買戻日に該当する評価日における受益証券のクラスに帰属する純資産価額を、評価日の時点で発行されている当該クラスの受益証券の総数で除して計算する。受益証券の買戻価格を計算する際に、管理事務代行会社は副投資運用会社と協議した上で、受益証券1口当たり純資産価格から、買戻請求を履行する資金をまかなうために資産を換金し、またはポジションを解消した際にファンドの勘定で負担した会計上の負担額および売却手数料を反映した適当な引当と管理事務代行会社が判断する金額を差し引くことができる。

決 済

本書に定める規定に従って、買戻代金は可能な限り、買戻日後4営業日以内に、またはそれ以降のできる限り早い日に支払うものとする。支払いは受益者がリスクと費用を負担して、買戻しを行う受益者が管理事務代行会社に与えた指示に従って各クラス受益証券の表示通貨（日本における決済については、円貨または各クラス受益証券の表示通貨）で直接送金されるものとする。受益証券の買戻しは（受益証券の買戻しを請求した受益者の許可を得ることを条件として）管理会社の判断に従って、買戻価格に相当する価値を有するファンドの資産を使用することによって正貨で実施することができる。かかる資産の使用は継続受益者の利益を大幅に損なわないように実施するものとする。

買戻しの延期

受益者の利益保護の観点から、管理会社は買戻日に買戻することができる各クラスの受益証券の口数を、発行済みの当該クラスの受益証券の総数の10%までに制限できる。この際、当該制限は比例して課されるものとし、当該買戻日に当該クラスの受益証券の買戻しを希望するすべての受益者が同率の受益証券を買戻せるようにする。当該買戻日に買戻されなかったすべての当該クラスの受益証券に係る買戻請求は、上記記載の所定時点までに受領されたすべての買戻請求とともに、翌買戻日まで持ち越され、かかる時点において、これらの買戻請求の対象となるすべての当該クラスの受益証券が買戻される（同様の制限に従い、かつ、下記の記載に基づく。）。買戻請求が持ち越された場合、管理事務代行会社は影響を受ける受益者に通知し、当該日以降の買戻日において、持ち越された請求は持ち越された時間に準じて優先して買戻される。

停 止

受託会社または受託会社の受任者としての管理事務代行会社は、本書に記載する「受益証券１口当たり純資産価格の計算の停止」と題する項に定める状況下において受益証券の買戻しを停止することを宣言することができる。停止の期間中は受益証券の買戻しは行われない。

強制的買戻

受益証券が適格投資家でない者が、もしくは適格投資家でない者の利益のために保有されており、またはかかる者が保有することによってトラストが登録義務を負い、いずれかの法域の租税が賦課され、もしくは法律に違反することになると管理会社が判断した場合、または受託会社に受益証券の申込みもしくは購入の代金をまかなうために使用された資金源の適法性を疑う理由がある場合、管理会社はかかる受益証券の保有者に対して10日以内にかかる受益証券を売却し、売却した証拠を管理会社に提出するように命令することができる。それを怠った場合、管理会社はかかる受益証券を買い戻すことができる。上記の強制的買戻しに関して支払うべき価格は、強制的買戻しの日に該当する評価日またはその直前の評価日に算定した関係するクラスの受益証券１口当たり純資産価格に、買戻しの資金をまかなうために換金するファンド投資対象の発表価格とその後の実際の換金価格との差額の調整分を加えまたは減じた金額に相当する受益証券１口当たり純資産価格とする。

（注）適格投資家とは、（a）以下の（ ）から（ ）に該当しない者、法人もしくは法主体；（ ）米国の市民もしくは居住者、米国で設立されたもしくは存続するパートナーシップ、または米国法に基づき設立されたもしくは存続する法人、信託もしくはその他の法主体、（ ）ケイマン諸島に居住もしくは住所を置く者もしくは法主体（慈善信託もしくはその他の慈善団体、または免税もしくは非居住ケイマン諸島会社を除く。）、（ ）適用法に違反することなく受益証券の購入もしくは保有が不可能である者、ならびに（ ）上記（ ）から（ ）に規定される者、法人もしくは法主体の保管者、名義人もしくは受託者、または（b）管理会社が受託会社の承諾を得てファンドについて随時特定もしくは指定するその他の者、法人もしくは法主体をいう。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産価額の計算

管理事務代行会社は、信託証書に従い、各評価日に純資産価額を計算するものとする。

米ドルでの純資産価額は、ファンドの総資産の価値を確定し、そこからファンドにおける総負債を控除したものである。

純資産価額は、受託会社および管理会社が定める合理的な割当方法に基づき、特定の受益証券のクラスにのみ属する資産および負債につき適宜調整を加えた後に受益証券の各クラスに割り当てるものとする。米ドル以外の通貨建ての受益証券の各クラスの純資産価額は、各評価日に管理事務代行会社により定められる為替レートにてかかる表示通貨に換算されるものとする。米ドル以外の通貨建ての各クラスにおける受益証券１口当たり純資産価格は、受益証券の当該クラスに属する部分の純資産価額（上述のとおり当該表示通貨に換算されるものとする。）を、当該クラスの発行済み受益証券の口数で除した金額とする。米ドル建クラス受益証券１口当たり純資産価格は、米ドル建クラス受益証券に属する部分の純資産価額を、米ドル建クラス発行済み受益証券の口数で除した金額とする。

ファンドの１口当たり純資産価格は、信託証書に規定される原則に従い、各評価日にファンドの表示通貨により計算される。

ファンドの資産は、特に以下の規定に従い計算される。

- （a）下記（b）が適用される投資信託の持分を除き、かつ、下記（c）および（f）の規定に従い、証券市場において値付け、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、当該ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。当該価格を決定するにあたり、管理会社および受託会社は、双方が随時決定する情報源からの電子的な価格取得を利用しこれに依拠する権利を有するものとする。
- （b）下記（c）および（f）の規定に従い、投資信託の各持分の価格は、当該ファンドの関係評価時点またはその直前における当該投資信託の受益証券もしくは株式の直前に発表された１口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、各場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該投資信託のために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- （c）純資産価額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記（a）または（b）に規定されたとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- （d）上記（b）が適用される投資信託の持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における当該ファンドの支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、但し、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- （e）手持ち現金または預金および売掛金、前払費用および発生済で未受領の配当金の評価はその全額とみなして行われる。但し、全額の支払いまたは受領が行われそうになく、かかる場合にその真正な価値を反映するため管理会社が適切とみなす割引を行った後にその評価が行われる場合についてはこの限りではない。

- (f) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。
- (g) 当該ファンドの表示通貨以外の通貨で建てられた投資対象の価格（証券または現金のものかを問わない。）は、管理事務代行会社が関連するプレミアムまたは割引および換算費用を考慮した上で当該状況において適切と判断するレート（公定レートその他を問わない。）により、当該ファンドの表示通貨に換算されるものとする。

受益証券１口当たり純資産価格の計算の停止

管理事務代行会社は、管理会社の要請に基づき、以下の期間のすべてまたは一部において、ファンドの純資産価格の決定ならびに当該ファンドの受益証券の発行および買戻しを停止し、かつ／または、当該ファンドの受益証券の買戻しを行う者に対する買戻代金の支払期間を延長することができる。

- (a) 当該ファンドの投資対象の重要な部分が上場、値付け、取引もしくは取扱われている証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場の閉鎖（通例の週末および休日の休場を除く。）、またはかかる取引所もしくは市場での取引が制限もしくは停止されている期間、
- (b) 当該ファンドが投資対象を処分することが合理的に実行可能でなくなるか、かかる処分が当該シリーズの受益者に対し著しい損害を及ぼすことになると管理事務代行会社が判断する状況が存在する期間、
- (c) 投資対象の価値を確認するために通常用いられる何らかの手段に故障が発生した場合か、またはその他の何らかの理由から当該ファンドの投資対象またはその他の資産の価値が合理的にもしくは公正に確認することができないと管理事務代行会社が判断した場合、または
- (d) 当該ファンドの投資対象の償還もしくは現金化またはかかる償還もしくは現金化に伴う資金の移動を、通常の価格または通常の為替レートで行うことができないと管理事務代行会社が判断する期間。

当該ファンドのすべての受益者は、かかる停止につき停止から30日以内に書面にて通知を受け、かかる停止の終了後速やかに通知される。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売取扱会社から報告書が定期的に交付される。

但し、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

（３）【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、以下の「（５）その他（ ）ファンドの解散」に規定する事由の発生により終了する。

（４）【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年３月31日に終了する。

なお、2008年４月１日に開始する会計年度より、ファンドの会計基準は、英国一般会計原則からルクセンブルグ一般会計原則へと変更されている。

（５）【その他】

（ ）発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていない。

（ ）ファンドの解散

ファンドは、以下の事由のいずれかが最初に発生した時点で終了する。

（a）ファンドを継続すること、またはトラストを別の法域に移転することが違法となるか、または受託会社の意見によれば、実行不可能であるかもしくは得策ではなく、または当該ファンドの受益者の利益に反し、かつ受託会社が、かかる理由によりファンドの終了を決定した場合、

（b）ファンドの受益者が、ファンド決議により当該ファンドの終了を決定した場合、

（c）基本信託証書の日付に開始し当該日から150年後に終了する期間が終了した場合、

（d）受託会社が辞任する意図を書面により通知したか、または受託会社が強制清算または任意清算を行った場合で、管理会社、受託会社または受益者が、当該通知または当該清算が行われてから60日以内に、受託会社の代わりに受託者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合、

（e）管理会社が辞任する意図を書面により通知したか、または管理会社が強制清算または任意清算を行った場合で、受託会社が、当該通知または当該清算が行われてから30日以内に、管理会社の代わりに管理者としての任務を受諾する用意のある他の法人を任命できなかったか、またはかかる任命を確保できなかった場合、

（f）受託会社および管理会社が、その絶対的な裁量によりファンドの終了を決定した場合。

ファンドが終了した場合、受託会社は、当該ファンドの全受益者に対しかかる終了を通知するものとする。

（ ）信託証書の変更等

受益者に対する30日以上前の書面による通知（受益者決議により放棄することができる。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）の最善の利益となると受託会社および管理会社が判断する方法および範囲にて、受託会社および管理会社は、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の規定を修正、変更、改訂または追加する権限を有する。但し、（ ）かかる修正、変更、改訂または追加がその当時存在する受益者の利益を著しく侵害せずかつ受託会社および管理会社の受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者（場合による）に対する責任を解除することとならないことを受託会社が書面により証明しない限り、かかる修正、変更、改訂または追加は、先ず受託会社が当該修正、変更、改訂または追加を承認するために適切な受益者決議またはファンド決議を取得しなければ、行うことができないものとし、また（ ）当該修正、変更、改訂または追加が受益者に対して受益証券に関する追加支払義務または受益証券に関して責任を引き受ける義務を負わせないものとする。さらに、受託会社および管理会社は、上記通知および証明なしに、基本信託証書の補足書に基づき、基本信託証書の条項を修正、変更、改訂または追加して、トラ

ストもしくはファンドを本書の日付以降ケイマン諸島において制定された投資信託に関する法令に服せしめる権限を付与されている。

（ ）関係法人との契約の更改等に関する手続

管理事務代行契約

管理事務代行会社の指名は、受託会社および管理会社または管理事務代行会社のいずれかが相手方当事者に対し、少なくとも90日前に書面による通知を行うことにより終了するまで存続する。

但し、いずれかの当事者が他の当事者（以下「違反当事者」という。）に対し、違反当事者が同契約期間中に同契約に定める不履行事由にあたることを書面により通知し、かかる通知受領後10日以内に履行されない場合、同指名は終了する。

受託会社がトラストの受託会社でなくなった場合、または管理会社がトラストもしくはファンドの管理会社でなくなった場合、同契約は自動的に終了する。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

投資運用契約

投資運用契約は、投資運用会社による合理的な書面通知の受領をもって、管理会社が即時に終了することができる。投資運用会社は、管理会社に対して3か月前の書面通知を付与することにより、または管轄規制当局により要求された場合は即時通知をもって、本契約を終了する権利を留保する。

同契約は、英国法に準拠し、これに従い解釈されるものとする。

副投資運用契約

副投資運用契約は、一方当事者が相手方当事者に対し、少なくとも60日前の書面による通知（または投資運用会社が承認する短期間の通知）を行うことにより終了される。

また、同契約第11.1条（b）項および（c）項ならびに第11.2条（b）項および（c）項の規定に従い、一方当事者が相手方当事者に対し書面による通知を行うことにより、いつでも同契約を終了することができる。

同契約は、ファンドの解散、清算もしくは終了または投資運用契約の終了と同時に自動的に終了する。

同契約は、カリフォルニア州の法律に準拠し、これに従って解釈される。

保管契約

保管会社の指名は、一方当事者から相手方当事者に対する90日前の書面通知をもって終了される。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、これに従って解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、基本信託証書第36条に基づきファンドが終了するまで有効に存続するものとする。但し、同契約は、同契約の一方当事者が相手方当事者に対し、同契約記載の住所宛に書面による通知を3か月前になすことにより、これを解除することができる。この場合、日本において代行協会員の任命が要求されている場合には、管理会社のため後任の代行協会員が任命されることを条件とする。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従って解釈される。

販売・買戻契約

販売・買戻契約は、基本信託証書第36条に基づきファンドが終了するまで有効に存続するものとする。但し、同契約は、一方当事者が相手方当事者に対し、同契約記載の住所宛に書面による通知を3か月前になすことにより、これを解除することができる。

同契約は、日本国の法律に準拠し、これに従って解釈されるものとする。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければならない。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできない。日本の投資者は、販売取扱会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることが出来る。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができる。

投資者の有する主な権利は次のとおりである。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有する。受益者は、ファンド決議により、随時受託会社に対して中間分配を行うよう指示することができる。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有する。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドの終了日におけるファンドの登録名義人は、ファンドの資産を換金することにより得られるすべての純手取金およびファンドの当該クラスの受益証券に属しており、資産の一部を構成している分配可能なその他の金銭を、自らが保有しているまたは保有しているものとみなされるファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有している。

（ ）損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

（ ）議決権

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては１口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の10分の１以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の１以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。

受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価額の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者２人とするが、受益者が１人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者１人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価額の総額の50%以上にあたる１口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の２分の

1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はない。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- （ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- （ ）日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されている。

なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 三 浦 健

東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

である。

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目１番４号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文（英文）の財務書類を日本語に翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものである。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。

ファンドの原文（英文）の財務書類は、米ドルで表示されている。なお、各受益証券の情報に関しては、下記の通貨で表示されている。

- 1) 米ドル建クラス受益証券 = 米ドル
- 2) ユーロ建クラス受益証券 = ユーロ
- 3) 豪ドル建クラス受益証券 = 豪ドル
- 4) 円建クラス受益証券 = 日本円
- 5) 円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券 = 日本円

日本文の財務書類には、主要な金額について円換算が併記されている。円換算による金額は、下記に掲げた各通貨の2015年7月31日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値を使用して換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

- 1 米ドル = 124.04円
- 1 ユーロ = 135.75円
- 1 豪ドル = 90.61円

(1) 【2015年 3月31日終了年度】

【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ -
日興グローバル・カレンシー・ファンド
純資産計算書
2015年 3月31日現在
(米ドルで表示)

	注記	日興グローバル・カレンシー・ファンド 米ドル	千円
資産			
投資有価証券			
取得原価		6,999,650.00	868,237
時価評価額	2.2	7,000,021.00	868,283
現金預金		689,079.74	85,473
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,9	118,587.15	14,710
その他の資産	2.6	0.33	0
資産合計		7,807,688.22	968,466
負債			
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,9	250,364.28	31,055
未払専門家費用		26,463.99	3,283
未払印刷および公告費		10,054.22	1,247
未払管理報酬	3	4,236.82	526
未払販売報酬	3	3,423.01	425
未払代行協会員報酬	7	569.94	71
未払管理事務代行報酬	4	384.68	48
未払受託会社報酬	6	329.62	41
未払保管報酬	5	256.23	32
未払買戻支払金		126.15	16
その他未払費用		28,063.02	3,481
負債合計		324,271.96	40,223
純資産総額		7,483,416.26	928,243
純資産額			
米ドル建クラス受益証券		1,249,169.14米ドル	154,946,940円
ユーロ建クラス受益証券		3,731,046.94ユーロ	506,489,622円
豪ドル建クラス受益証券		587,513.98豪ドル	53,234,642円
円建クラス受益証券		135,489,117円	
円建ファンド・オブ・ファンズ 専用クラス受益証券		77,994,152円	
発行済受益証券口数			
米ドル建クラス受益証券		13,506 □	
ユーロ建クラス受益証券		41,491 □	
豪ドル建クラス受益証券		4,691 □	
円建クラス受益証券		17,814 □	
円建ファンド・オブ・ファンズ 専用クラス受益証券		93,904,937 □	
1口当たり純資産価格			
米ドル建クラス受益証券		92.49米ドル	11,472円
ユーロ建クラス受益証券		89.92ユーロ	12,207円
豪ドル建クラス受益証券		125.24豪ドル	11,348円
円建クラス受益証券		7,606円	
円建ファンド・オブ・ファンズ 専用クラス受益証券		0.8306円	

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ -
 日興グローバル・カレンシー・ファンド
 運用計算書および純資産変動計算書
 2015年3月31日終了年度
 （米ドルで表示）

	注記	日興グローバル・カレンシー・ファンド	
		米ドル	千円
収益			
債券にかかる利息	2.6	1,035.62	128
収益合計		<u>1,035.62</u>	<u>128</u>
費用			
管理報酬	3	82,907.87	10,284
専門家費用		26,257.00	3,257
販売報酬	3	22,938.79	2,845
印刷および公告費		15,260.00	1,893
管理事務代行報酬	4	5,040.88	625
代行協会員報酬	7	3,819.70	474
保管報酬	5	3,358.47	417
保護預り費用		963.99	120
受託報酬	6	830.89	103
取引手数料		155.00	19
その他の費用		36,805.85	4,565
費用合計		<u>198,338.44</u>	<u>24,602</u>
投資純損失		<u>(197,302.82)</u>	<u>(24,473)</u>
以下にかかる実現純損益：			
投資有価証券		20.03	2
外国為替		47,859.84	5,937
為替先渡契約		(753,211.94)	(93,428)
当期実現純損失		<u>(902,634.89)</u>	<u>(111,963)</u>
以下にかかる未実現評価損益の純変動：			
投資有価証券		94.69	12
為替先渡契約		90,723.39	11,253
運用による純資産の純減少		<u>(811,816.81)</u>	<u>(100,698)</u>
資本の変動			
受益証券発行手取額		4,031,266.60	500,038
受益証券買戻支払額		(4,720,227.92)	(585,497)
資本の変動、純額		<u>(688,961.32)</u>	<u>(85,459)</u>
期首現在純資産額		<u>8,984,194.39</u>	<u>1,114,399</u>
期末現在純資産額		<u>7,483,416.26</u>	<u>928,243</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ -
日興グローバル・カレンシー・ファンド
統計情報（未監査）

日興グローバル・カレンシー・ファンド

	米ドル建クラス 受益証券	ユーロ建クラス 受益証券
期末現在発行済受益証券口数		
2013年 3 月31日	22,148 口	41,948 口
2014年 3 月31日	15,944 口	41,516 口
発行口数	- 口	30,000 口
買戻口数	(2,438) 口	(30,025) 口
2015年 3 月31日	13,506 口	41,491 口

	米ドル	千円	ユーロ	千円
期末現在純資産額				
2013年 3 月31日	2,057,447.65	255,206	3,780,503.66	513,203
2014年 3 月31日	1,362,257.34	168,974	3,441,402.96	467,170
2015年 3 月31日	1,249,169.14	154,947	3,731,046.94	506,490
	米ドル	円	ユーロ	円

期末現在 1 口当たり純資産価格

2013年 3 月31日	92.90	11,523	90.12	12,234
2014年 3 月31日	85.44	10,598	82.89	11,252
2015年 3 月31日	92.49	11,472	89.92	12,207

メロン・オフショア・ファンズ -
日興グローバル・カレンシー・ファンド
統計情報（未監査）

日興グローバル・カレンシー・ファンド

	豪ドル建クラス 受益証券	円建クラス 受益証券	円建ファンド・ オブ・ファンズ専用 クラス受益証券
期末現在発行済受益証券口数			
2013年 3 月31日	7,516 □	28,637 □	130,762,010 □
2014年 3 月31日	5,981 □	21,820 □	104,362,342 □
発行口数	- □	- □	7,724,007 □
買戻口数	(1,290) □	(4,006) □	(18,181,412) □
2015年 3 月31日	4,691 □	17,814 □	93,904,937 □

	豪ドル	千円	円	円
期末現在純資産額				
2013年 3 月31日	896,618.14	81,243	219,937,456	107,583,500
2014年 3 月31日	673,718.42	61,046	153,692,960	79,512,708
2015年 3 月31日	587,513.98	53,235	135,489,117	77,994,152
	豪ドル	円	円	円

期末現在 1 口当たり純資産価格

2013年 3 月31日	119.29	10,809	7,680	0.8227
2014年 3 月31日	112.64	10,206	7,044	0.7619
2015年 3 月31日	125.24	11,348	7,606	0.8306

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2015年3月31日現在

日興グローバル・カレンシー・ファンド

注記１．活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という）は、受託会社と管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書によって設定されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストである。

日興グローバル・カレンシー・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、トラストの別個のシリーズ・トラストであり、2003年10月14日にC I B C バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で締結された基本信託証書および補足信託証書に従い設定された。

本財務書類は、シリーズ・トラストを限定的に対象としている。

クラス受益証券

豪ドル建クラス受益証券、ユーロ建クラス受益証券、米ドル建クラス受益証券、円建クラス受益証券および円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券の発行が可能である。円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券は、日本の法律に基づき組成されたファンド・オブ・ファンズまたは管理会社の判断によるその他の適格投資家のみにより申込が可能である。管理会社はその裁量により、受益証券の1口当たり購入価格の3%を上限とする初期費用に当該費用に係る税金を適宜上乗せした金額を、販売会社のために、豪ドル建クラス受益証券、ユーロ建クラス受益証券、米ドル建クラス受益証券および円建クラス受益証券の各発行分に対して支払う場合がある。円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券には初期費用は課せられない。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、積極的な通貨の運用並びに資産担保証券および短期金融市場商品への投資により、中期から長期の期間を通して絶対収益を追求することである。収益は、有価証券の収益と通貨オーバーレイ戦略により発生するリターンが組み合わされることにより発生する。

注記２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

（a）下記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ下記（c）の規定に従い、証券市場において値付けされ、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。

（b）下記（c）および（e）の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された１口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、それぞれの場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。

（c）純資産価額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記（a）または（b）に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。

（d）上記（b）が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。

（e）上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費用

設立費用は、完全に償却されている。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期までの残存期間に係る純資産計算書日現在の先物レートで評価される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

注記3．管理報酬および販売報酬

2014年9月29日まで、管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、豪ドル建クラス受益証券、ユーロ建クラス受益証券、米ドル建クラス受益証券および円建クラス受益証券に帰属する純資産価額に対して年率1.4%の管理報酬を受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いで支払われた。管理会社はまた、シリーズ・トラストの資産から、円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.45%の管理報酬を受領する権利を有していた。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いで支払われた。

管理会社は、豪ドル建クラス受益証券、ユーロ建クラス受益証券、米ドル建クラス受益証券および円建クラス受益証券に関する受領管理報酬から販売報酬および代行協会員報酬を、ならびにすべてのクラス受益証券に関する受領管理報酬から投資運用報酬を支払う。副投資運用報酬は投資運用報酬から支払われる。

2014年9月30日付で、日本における販売会社および管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、豪ドル建クラス受益証券、ユーロ建クラス受益証券、米ドル建クラス受益証券および円建クラス受益証券に帰属する純資産価額に対して合計で年率1.3%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いで支払われる。

受益証券に帰属する上記報酬は、以下のとおり分割される。

各日本における販売会社

- ・各日本における販売会社名義で登録される受益証券に帰属する純資産価額の部分に対して5億米ドル相当額以下の部分については年率0.60%、および
- ・各日本における販売会社名義で登録される受益証券に帰属する純資産価額の部分に対して5億米ドル相当額を超過する部分については年率0.65%

管理会社

- ・各日本における販売会社名義で登録される受益証券に帰属する純資産価額の部分に対して5億米ドル相当額以下の部分については年率0.70%、および
- ・各日本における販売会社名義で登録される受益証券に帰属する純資産価額の部分に対して5億米ドル相当額を超過する部分については年率0.65%

管理会社はまた、シリーズ・トラストの資産から、円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.45%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、ファンドから受領する管理報酬から投資運用会社の報酬を支払うものとする。副投資運用会社、および投資運用会社によりシリーズ・トラストに関する当該職務を遂行するために任命されたその他委託者または関係者の報酬は、投資運用会社から支払われるものとする。

注記4．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いで取引報酬および取引費用を上乗せした金額で支払われる。

注記６．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記７．代行協会員報酬

2014年９月30日付で、代行協会員は、シリーズ・トラストの資産から、豪ドル建クラス受益証券、ユーロ建クラス受益証券、米ドル建クラス受益証券および円建クラス受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いで支払われる。

注記８．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われるその他の税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記９．為替先渡契約

2015年３月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

9.1 シリーズ・トラストの通貨エクスポージャーの管理に関する為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 ／（評価損）
					米ドル
米ドル	61,781.83	カナダ・ドル	78,800.00	2015年６月17日	19.75
米ドル	247,329.17	カナダ・ドル	315,200.00	2015年６月17日	(122.82)
米ドル	55,963.29	カナダ・ドル	70,000.00	2015年６月17日	(1,063.41)
米ドル	41,972.47	カナダ・ドル	52,500.00	2015年６月17日	(797.56)
米ドル	41,972.47	カナダ・ドル	52,500.00	2015年６月17日	(797.56)
米ドル	1,407,020.33	日本円	170,390,162.00	2015年６月17日	11,741.82
米ドル	941,010.52	ニュージーランド・ドル	1,289,764.00	2015年６月17日	14,753.10
米ドル	471,128.37	ニュージーランド・ドル	651,410.00	2015年６月17日	11,590.93
米ドル	433,308.88	ニュージーランド・ドル	603,301.00	2015年６月17日	13,759.84
米ドル	404,590.59	ニュージーランド・ドル	563,081.00	2015年６月17日	12,673.60
米ドル	125,173.64	ニュージーランド・ドル	174,288.00	2015年６月17日	3,980.32
米ドル	17,876.56	ニュージーランド・ドル	24,400.00	2015年６月17日	204.75
米ドル	71,463.40	ニュージーランド・ドル	97,600.00	2015年６月17日	861.87
米ドル	29,612.34	ノルウェー・クローネ	239,393.00	2015年６月17日	(105.02)
米ドル	25,220.11	ノルウェー・クローネ	203,926.00	2015年６月17日	(84.42)
米ドル	30,268.73	ノルウェー・クローネ	245,800.00	2015年６月17日	28.31
米ドル	121,194.94	ノルウェー・クローネ	983,200.00	2015年６月17日	(6.78)
米ドル	32,722.44	スウェーデン・クローナ	277,200.00	2015年６月17日	(576.81)
米ドル	32,722.44	スウェーデン・クローナ	277,200.00	2015年６月17日	(576.81)
米ドル	43,629.92	スウェーデン・クローナ	369,600.00	2015年６月17日	(769.08)
米ドル	21,634.84	スイス・フラン	20,700.00	2015年６月17日	(297.10)
米ドル	21,634.84	スイス・フラン	20,700.00	2015年６月17日	(297.10)
米ドル	28,846.46	スイス・フラン	27,600.00	2015年６月17日	(396.13)
米ドル	324.46	ユーロ	304.00	2015年６月17日	2.69
米ドル	80,272.95	ユーロ	75,400.00	2015年６月17日	870.41
米ドル	320,975.39	ユーロ	301,600.00	2015年６月17日	3,598.05
米ドル	110,023.38	ユーロ	100,500.00	2015年６月17日	(1,868.11)
米ドル	146,697.84	ユーロ	134,000.00	2015年６月17日	(2,490.81)
米ドル	110,023.38	ユーロ	100,500.00	2015年６月17日	(1,868.11)

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
豪ドル	908,583.00	米ドル	687,002.32	2015年6月17日	(1,075.33)
豪ドル	1,204,401.00	米ドル	910,978.81	2015年6月17日	(1,124.33)
カナダ・ドル	1,281,060.00	米ドル	1,015,384.62	2015年6月17日	10,669.60
カナダ・ドル	451,748.00	米ドル	356,653.48	2015年6月17日	2,354.70
カナダ・ドル	596,392.00	米ドル	466,788.24	2015年6月17日	(952.53)
日本円	3,857,700.00	米ドル	32,284.30	2015年6月17日	162.97
日本円	5,143,600.00	米ドル	43,045.74	2015年6月17日	217.30
日本円	3,857,700.00	米ドル	32,284.30	2015年6月17日	162.97
ニュージーランド・ ドル	113,700.00	米ドル	86,205.07	2015年6月17日	1,949.10
ニュージーランド・ ドル	113,700.00	米ドル	86,205.07	2015年6月17日	1,949.10
ニュージーランド・ ドル	151,600.00	米ドル	114,940.09	2015年6月17日	2,598.79
スウェーデン・ クローナ	1,291,531.00	米ドル	151,230.48	2015年6月17日	1,457.46
スウェーデン・ クローナ	372,600.00	米ドル	42,833.91	2015年6月17日	(374.83)
スウェーデン・ クローナ	1,490,400.00	米ドル	171,547.26	2015年6月17日	(1,287.70)
スイス・フラン	1,178,220.00	米ドル	1,198,620.52	2015年6月17日	(15,899.45)
スイス・フラン	691,971.00	米ドル	696,252.96	2015年6月17日	(17,037.08)
スイス・フラン	20,200.00	米ドル	20,415.59	2015年6月17日	(406.75)
スイス・フラン	80,800.00	米ドル	81,690.43	2015年6月17日	(1,598.95)
英ポンド	183,116.00	米ドル	276,066.60	2015年6月17日	5,777.88
英ポンド	427,269.00	米ドル	644,368.65	2015年6月17日	13,697.42
英ポンド	66,400.00	米ドル	97,764.77	2015年6月17日	(245.07)
英ポンド	265,600.00	米ドル	390,639.17	2015年6月17日	(1,400.22)
英ポンド	12,900.00	米ドル	19,173.40	2015年6月17日	132.34
英ポンド	17,200.00	米ドル	25,564.53	2015年6月17日	176.44
英ポンド	12,900.00	米ドル	19,173.40	2015年6月17日	132.34
ユーロ	211,500.00	米ドル	227,654.37	2015年6月17日	44.02
ユーロ	62,745.00	米ドル	67,570.72	2015年6月17日	46.32
ユーロ	282,000.00	米ドル	303,643.50	2015年6月17日	163.03

シリーズ・トラストの通貨エクスポージャーの管理に関する為替先渡契約
にかかる未実現純評価益合計

62,257.35

9.2 ユーロ建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	4,153,200.00	ユーロ	3,701,208.43	2015年4月7日	(173,557.62)
ユーロ	23,226.21	米ドル	26,000.00	2015年4月7日	1,026.54
米ドル	58,000.00	ユーロ	55,371.46	2015年4月7日	1,536.66

ユーロ建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約
にかかる未実現純評価損合計

(170,994.42)

9.3 豪ドル建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	449,200.00	豪ドル	575,013.54	2015年4月7日	(12,001.63)
米ドル	3,000.00	豪ドル	3,846.39	2015年4月7日	(75.48)
米ドル	7,000.00	豪ドル	9,199.47	2015年4月7日	(5.31)
豪ドル建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約 にかかる未実現純評価損合計					(12,082.42)

9.4 円建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	1,184,100.00	日本円	141,480,885.00	2015年4月7日	(7,096.89)
日本円	2,512,093.00	米ドル	21,000.00	2015年4月7日	101.47
日本円	241,660.00	米ドル	2,000.00	2015年4月7日	(10.42)
日本円	3,145,909.00	米ドル	26,000.00	2015年4月7日	(171.33)
円建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約 にかかる未実現純評価損合計					(7,177.17)

9.5 円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	655,000.00	日本円	78,261,954.00	2015年4月7日	(3,925.73)
日本円	1,435,482.00	米ドル	12,000.00	2015年4月7日	57.98
米ドル	10,000.00	日本円	1,212,535.00	2015年4月7日	87.28
円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(3,780.47)

注記10．為替レート

2015年3月31日現在、使用された米ドルに対する為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	1.3147	日本円	120.2100
カナダ・ドル	1.2738	ノルウェー・クローネ	8.0967
スイス・フラン	0.9732	ニュージーランド・ドル	1.3393
ユーロ	0.9301	スウェーデン・クローナ	8.6335
英ポンド	0.6771		

【投資有価証券明細表等】

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券明細表

2015年3月31日現在

日興グローバル・カレンシー・ファンド

額面	銘柄	通貨	取得原価	時価	比率*
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券					
債券			米ドル	米ドル	%
7,000,000	US T-BILL 0.00 09APR15	米ドル	6,999,650.00	7,000,021.00	93.54
債券合計			6,999,650.00	7,000,021.00	93.54
公認の証券取引所への上場が認められている、または他の規制ある市場で取引されている譲渡性のある有価証券合計			6,999,650.00	7,000,021.00	93.54
投資有価証券合計			6,999,650.00	7,000,021.00	93.54

（*）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ

投資有価証券分類表

未監査

日興グローバル・カレンシー・ファンド

投資有価証券の国別および業種別分類

国名	業種	比率(%) *
米国		
	中央政府 - 債券	93.54
		93.54

（＊）百分率で表示された純資産総額に対する時価比率

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at March 31, 2015

Nikko Global Currency Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Nikko Global Currency Fund USD
Assets		
Investments		
At cost		6,999,650.00
At market value	2.2	7,000,021.00
Cash at bank		689,079.74
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,9	118,587.15
Other assets	2.6	0.33
Total assets		7,807,688.22
Liabilities		
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5,9	250,364.28
Professional expenses payable		26,463.99
Printing and publishing expenses payable		10,054.22
Manager fees payable	3	4,236.82
Distributor fees payable	3	3,423.01
Agent Company fees payable	7	569.94
Administrator fees payable	4	384.68
Trustee fees payable	6	329.62
Custodian fees payable	5	256.23
Redemptions payable		126.15
Other expenses payable		28,063.02
Total liabilities		324,271.96
Total net assets		7,483,416.26
Net assets		
USD Units	USD	1,249,169.14
EUR Units	EUR	3,731,046.94
AUD Units	AUD	587,513.98
Yen Units	JPY	135,489,117
Yen Units (for FOF investors)	JPY	77,994,152
Number of units outstanding		
USD Units		13,506
EUR Units		41,491
AUD Units		4,691
Yen Units		17,814
Yen Units (for FOF investors)		93,904,937
Net asset value per unit		
USD Units	USD	92.49
EUR Units	EUR	89.92
AUD Units	AUD	125.24
Yen Units	JPY	7,606
Yen Units (for FOF investors)	JPY	0.8306

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2015		
Nikko Global Currency Fund		(Expressed in US Dollar)
	Notes	Nikko Global Currency Fund USD
Income		
Interest on bonds	2.6	1,035.62
Total income		1,035.62
Expenses		
Manager fees	3	82,907.87
Professional expenses		26,257.00
Distributor fees	3	22,938.79
Printing and publishing expenses		15,260.00
Administrator fees	4	5,040.88
Agent Company fees	7	3,819.70
Custodian fees	5	3,358.47
Safekeeping fees		963.99
Trustee fees	6	830.89
Transactions fees		155.00
Other expenses		36,805.85
Total expenses		198,338.44
Net investment loss		(197,302.82)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2015 (continued)		
Nikko Global Currency Fund		(Expressed in US Dollar)
	Notes	Nikko Global Currency Fund USD
Net investment loss		(197,302.82)
Net realised		
Gain on investments		20.03
Gain on foreign exchange		47,859.84
Loss on forward foreign exchange contracts		(753,211.94)
Net realised loss for the year		(902,634.89)
Net change in unrealised		
Appreciation on investments		94.69
Appreciation on forward foreign exchange contracts		90,723.39
Net decrease in net assets as result of operations		(811,816.81)
Movement in capital		
Subscriptions of units		4,031,266.60
Redemptions of units		(4,720,227.92)
Net movement in capital		(688,961.32)
Net assets at the beginning of the year		8,984,194.39
Net assets at the end of the year		7,483,416.26

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information				UNAUDITED	
	Nikko Global Currency Fund				
	USD Units	EUR Units	AUD Units	Yen Units	Yen Units (for FOF investors)
Number of units outstanding at the end of the year:					
March 31, 2013	22,148	41,948	7,516	28,637	130,762,010
March 31, 2014	15,944	41,516	5,981	21,820	104,362,342
number of units issued	-	30,000	-	-	7,724,007
number of units redeemed	(2,438)	(30,025)	(1,290)	(4,006)	(18,181,412)
March 31, 2015	13,506	41,491	4,691	17,814	93,904,937
Total net assets at the end of the year:	USD	EUR	AUD	JPY	JPY
March 31, 2013	2,057,447.65	3,780,503.66	896,618.14	219,937,456	107,583,500
March 31, 2014	1,362,257.34	3,441,402.96	673,718.42	153,692,960	79,512,708
March 31, 2015	1,249,169.14	3,731,046.94	587,513.98	135,489,117	77,994,152
Net asset value per unit at the end of the year:	USD	EUR	AUD	JPY	JPY
March 31, 2013	92.90	90.12	119.29	7,680	0.8227
March 31, 2014	85.44	82.89	112.64	7,044	0.7619
March 31, 2015	92.49	89.92	125.24	7,606	0.8306

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements

(As at March 31, 2015)

Nikko Global Currency Fund

Note 1 - Activity and objectives

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Nikko Global Currency Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated October 14, 2003 both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

AUD Units, EUR Units, USD Units, Yen Units and Yen Units (for FOF investors) are available for issue. Yen Units (for FOF investors) may only be subscribed for by fund of funds organised under the laws of Japan or by such other Eligible Investors as may be determined by the Manager. An initial charge of up to 3 % of the relevant purchase price per unit plus any applicable tax thereon may, at the discretion of the Manager, be payable on each subscription of AUD Units, EUR Units, USD Units and Yen Units for the benefit of the Distributor. There is no initial charge for Yen Units (for FOF investors).

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to seek an absolute return over the medium to the long term through active currency management and investments in asset backed securities and money market instruments. Returns are generated from a combination of the yield on securities and returns generated by a currency overlay strategy.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2015)

Nikko Global Currency Fund**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses) provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2015)

Nikko Global Currency Fund**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Conversion of foreign currencies**

Assets and liabilities expressed in other currencies than US Dollar are translated into US Dollar at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into US Dollar at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains and losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Manager fees and Distributor fees

Until September 29, 2014, the Manager was entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 1.4 % per annum of the net asset value attributable to the AUD Units, EUR Units, USD Units and Yen Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The Manager was also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.45 % per annum of the net asset value attributable to the Yen Units (for FOF investors) accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Distributor and the Agent Company out of the management fee received by it in respect of the AUD Units, EUR Units, USD Units and Yen Units and the fees of the Investment Manager out of the management fees received by it in respect of all classes of unit. The fees of the Sub-Investment Manager are paid by the Investment Manager.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2015)

Nikko Global Currency Fund**Note 3 - Manager fees and Distributor fees (continued)**

As from September 30, 2014, the Distributors and the Manager are entitled to receive out of the assets of the Series Trust, total fees at a rate of 1.3% per annum of the net asset value attributable to the AUD Units, EUR Units, USD Units and Yen Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The above fees attributable to such Units are split as below:

To each Distributor:

- 0.60 % per annum of that part of the net asset value attributable to such units registered in its name as the Distributor which is equal to or less than the equivalent of USD 500 million; and
- 0.65 % per annum of that part of the net asset value attributable to such units registered in its name as the Distributor which is in excess of the equivalent of USD 500 million.

To the Manager:

- 0.70 % per annum of that part of the net asset value attributable to such units registered in the name of a Distributor which is equal to or less than the equivalent of USD 500 million; and
- 0.65 % per annum of that part of the net asset value attributable to such units registered in the name of a Distributor which is in excess of the equivalent of USD 500 million.

The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.45 % per annum of the net asset value attributable to the Yen Units (for FOF investors) accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Investment Manager out of the management fees received by it. The fees of the Sub-Investment Manager and any other delegates or parties appointed by the Investment Manager to perform its functions in respect of the Series Trust are paid by the Investment Manager.

Note 4 - Administrator fees

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2015)

Nikko Global Currency Fund**Note 6 - Trustee fees**

The Trustee is entitled to receive a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrears subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 7 - Agent Company fees

As from September 30, 2014, the Agent Company is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.10% per annum of the net asset value attributable to the AUD Units, EUR Units, USD Units and Yen Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 8 - Taxation**Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2015)

Nikko Global Currency Fund

Note 9 - Forward foreign exchange contracts

As at March 31, 2015, the following forward foreign exchange contracts were open:

9.1 - Forward foreign exchange contracts linked to the management of the currency exposure of the Series Trust:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	61,781.83	CAD	78,800.00	17/06/15	19.75
USD	247,329.17	CAD	315,200.00	17/06/15	(122.82)
USD	55,963.29	CAD	70,000.00	17/06/15	(1,063.41)
USD	41,972.47	CAD	52,500.00	17/06/15	(797.56)
USD	41,972.47	CAD	52,500.00	17/06/15	(797.56)
USD	1,407,020.33	JPY	170,390,162.00	17/06/15	11,741.82
USD	941,010.52	NZD	1,289,764.00	17/06/15	14,753.10
USD	471,128.37	NZD	651,410.00	17/06/15	11,590.93
USD	433,308.88	NZD	603,301.00	17/06/15	13,759.84
USD	404,590.59	NZD	563,081.00	17/06/15	12,673.60
USD	125,173.64	NZD	174,288.00	17/06/15	3,980.32
USD	17,876.56	NZD	24,400.00	17/06/15	204.75
USD	71,463.40	NZD	97,600.00	17/06/15	861.87
USD	29,612.34	NOK	239,393.00	17/06/15	(105.02)
USD	25,220.11	NOK	203,926.00	17/06/15	(84.42)
USD	30,268.73	NOK	245,800.00	17/06/15	28.31
USD	121,194.94	NOK	983,200.00	17/06/15	(6.78)
USD	32,722.44	SEK	277,200.00	17/06/15	(576.81)
USD	32,722.44	SEK	277,200.00	17/06/15	(576.81)
USD	43,629.92	SEK	369,600.00	17/06/15	(769.08)
USD	21,634.84	CHF	20,700.00	17/06/15	(297.10)
USD	21,634.84	CHF	20,700.00	17/06/15	(297.10)
USD	28,846.46	CHF	27,600.00	17/06/15	(396.13)
USD	324.46	EUR	304.00	17/06/15	2.69
USD	80,272.95	EUR	75,400.00	17/06/15	870.41
USD	320,975.39	EUR	301,600.00	17/06/15	3,598.05
USD	110,023.38	EUR	100,500.00	17/06/15	(1,868.11)
USD	146,697.84	EUR	134,000.00	17/06/15	(2,490.81)
USD	110,023.38	EUR	100,500.00	17/06/15	(1,868.11)
AUD	908,583.00	USD	687,002.32	17/06/15	(1,075.33)
AUD	1,204,401.00	USD	910,978.81	17/06/15	(1,124.33)
CAD	1,281,060.00	USD	1,015,384.62	17/06/15	10,669.60
CAD	451,748.00	USD	356,653.48	17/06/15	2,354.70
CAD	596,392.00	USD	466,788.24	17/06/15	(952.53)
JPY	3,857,700.00	USD	32,284.30	17/06/15	162.97
JPY	5,143,600.00	USD	43,045.74	17/06/15	217.30
JPY	3,857,700.00	USD	32,284.30	17/06/15	162.97
NZD	113,700.00	USD	86,205.07	17/06/15	1,949.10
NZD	113,700.00	USD	86,205.07	17/06/15	1,949.10
NZD	151,600.00	USD	114,940.09	17/06/15	2,598.79
SEK	1,291,531.00	USD	151,230.48	17/06/15	1,457.46

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2015)

Nikko Global Currency Fund

Note 9 - Forward foreign exchange contracts (continued)

9.1 - Forward foreign exchange contracts linked to the management of the currency exposure of the Series Trust (continued):

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
SEK	372,600.00	USD	42,833.91	17/06/15	(374.83)
SEK	1,490,400.00	USD	171,547.26	17/06/15	(1,287.70)
CHF	1,178,220.00	USD	1,198,620.52	17/06/15	(15,899.45)
CHF	691,971.00	USD	696,252.96	17/06/15	(17,037.08)
CHF	20,200.00	USD	20,415.59	17/06/15	(406.75)
CHF	80,800.00	USD	81,690.43	17/06/15	(1,598.95)
GBP	183,116.00	USD	276,066.60	17/06/15	5,777.88
GBP	427,269.00	USD	644,368.65	17/06/15	13,697.42
GBP	66,400.00	USD	97,764.77	17/06/15	(245.07)
GBP	265,600.00	USD	390,639.17	17/06/15	(1,400.22)
GBP	12,900.00	USD	19,173.40	17/06/15	132.34
GBP	17,200.00	USD	25,564.53	17/06/15	176.44
GBP	12,900.00	USD	19,173.40	17/06/15	132.34
EUR	211,500.00	USD	227,654.37	17/06/15	44.02
EUR	62,745.00	USD	67,570.72	17/06/15	46.32
EUR	282,000.00	USD	303,643.50	17/06/15	163.03
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts linked to the management of the currency exposure of the Series Trust					62,257.35

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2015)

Nikko Global Currency Fund

Note 9 - Forward foreign exchange contracts (continued)

9.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the EUR Units class:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	4,153,200.00	EUR	3,701,208.43	07/04/15	(173,557.62)
EUR	23,226.21	USD	26,000.00	07/04/15	1,026.54
USD	58,000.00	EUR	55,371.46	07/04/15	1,536.66
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the EUR Units class					(170,994.42)

9.3 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the AUD Units class:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	449,200.00	AUD	575,013.54	07/04/15	(12,001.63)
USD	3,000.00	AUD	3,846.39	07/04/15	(75.48)
USD	7,000.00	AUD	9,199.47	07/04/15	(5.31)
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the AUD Units class					(12,082.42)

9.4 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the Yen Units class:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	1,184,100.00	JPY	141,480,885.00	07/04/15	(7,096.89)
JPY	2,512,093.00	USD	21,000.00	07/04/15	101.47
JPY	241,660.00	USD	2,000.00	07/04/15	(10.42)
JPY	3,145,909.00	USD	26,000.00	07/04/15	(171.33)
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the Yen Units class					(7,177.17)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2015)

Nikko Global Currency Fund

Note 9 - Forward foreign exchange contracts (continued)

9.5 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the Yen Units class (for FOF Investors):

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	655,000.00	JPY	78,261,954.00	07/04/15	(3,925.73)
JPY	1,435,482.00	USD	12,000.00	07/04/15	57.98
USD	10,000.00	JPY	1,212,535.00	07/04/15	87.28
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the Yen Units class (for FOF Investors)					(3,780.47)

Note 10 - Exchange rates

The exchange rates against USD used as at March 31, 2015 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	1.3147	JPY	120.2100
CAD	1.2738	NOK	8.0967
CHF	0.9732	NZD	1.3393
EUR	0.9301	SEK	8.6335
GBP	0.6771		

MELLON OFFSHORE FUNDS**Statement of investments as at March 31, 2015****Nikko Global Currency Fund**

Nominal	Description	Currency	Cost	Market value	Ratio*
Transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market					
Bonds			USD	USD	%
7,000,000	US T-BILL 0.00 09APR15	USD	6,999,650.00	7,000,021.00	93.54
Total bonds			6,999,650.00	7,000,021.00	93.54
Total transferable securities admitted to an official stock exchange or dealt in on another regulated market			6,999,650.00	7,000,021.00	93.54
Total investments			6,999,650.00	7,000,021.00	93.54

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Classification of investments	UNAUDITED
--------------------------------------	------------------

Nikko Global Currency Fund

Classification of investments by country and by economical sector

Country	Economical sector	Ratio (%) *
USA		
	Central Government - Debt issue	93.54
		93.54

(*) Weight of the market value against the total net assets expressed in %.

(2) 【2014年 3 月31日終了年度】

【貸借対照表】

メロン・オフショア・ファンズ -
日興グローバル・カレンシー・ファンド
純資産計算書
2014年 3 月31日現在
(米ドルで表示)

	注記	日興グローバル・カレンシー・ファンド 米ドル	千円
資産			
投資有価証券			
取得原価		7,999,555.69	992,265
時価評価額	2.2	7,999,832.00	992,299
現金預金		1,279,338.73	158,689
為替先渡契約にかかる未実現評価益	2.5,8	78,760.70	9,769
その他の資産	2.6	0.34	0
資産合計		9,357,931.77	1,160,758
負債			
為替先渡契約にかかる未実現評価損	2.5,8	301,261.22	37,368
未払専門家費用		12,413.74	1,540
未払印刷および公告費		11,846.47	1,469
未払管理報酬	3	10,065.43	1,249
未払管理事務代行報酬	4	459.69	57
未払受託会社報酬	6	392.35	49
未払保管報酬	5	306.23	38
未払買戻支払金		68.12	8
その他未払費用		36,924.13	4,580
負債合計		373,737.38	46,358
純資産総額		8,984,194.39	1,114,399
純資産額			
米ドル建クラス受益証券		1,362,257.34 米ドル	168,974,400円
ユーロ建クラス受益証券		3,441,402.96 ユーロ	467,170,452円
豪ドル建クラス受益証券		673,718.42 豪ドル	61,045,626円
円建クラス受益証券		153,692,960円	
円建ファンド・オブ・ファンズ 専用クラス受益証券		79,512,708円	
発行済受益証券口数			
米ドル建クラス受益証券		15,944 □	
ユーロ建クラス受益証券		41,516 □	
豪ドル建クラス受益証券		5,981 □	
円建クラス受益証券		21,820 □	
円建ファンド・オブ・ファンズ 専用クラス受益証券		104,362,342 □	
1 口当たり純資産価格			
米ドル建クラス受益証券		85.44米ドル	10,598円
ユーロ建クラス受益証券		82.89ユーロ	11,252円
豪ドル建クラス受益証券		112.64豪ドル	10,206円
円建クラス受益証券		7,044円	
円建ファンド・オブ・ファンズ 専用クラス受益証券		0.7619円	

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

メロン・オフショア・ファンズ -
 日興グローバル・カレンシー・ファンド
 運用計算書および純資産変動計算書
 2014年3月31日終了年度
 （米ドルで表示）

	注記	日興グローバル・カレンシー・ファンド 米ドル	千円
収益			
債券にかかる利息	2.6	8,812.72	1,093
預金利息	2.6	142.26	18
収益合計		<u>8,954.98</u>	<u>1,111</u>
費用			
管理報酬	3	132,340.97	16,416
専門家費用		31,066.00	3,853
印刷および公告費		20,232.00	2,510
管理事務代行報酬	4	6,061.43	752
保管報酬	5	4,038.82	501
保護預り費用		1,153.23	143
受託報酬	6	972.39	121
取引手数料		210.00	26
その他の費用		43,595.34	5,408
費用合計		<u>239,670.18</u>	<u>29,729</u>
投資純損失		<u>(230,715.20)</u>	<u>(28,618)</u>
以下にかかる実現純損益：			
投資有価証券		877.43	109
為替先渡契約		(554,542.13)	(68,785)
外国為替		10,038.55	1,245
当期実現純損失		<u>(774,341.35)</u>	<u>(96,049)</u>
以下にかかる未実現評価損益の純変動：			
投資有価証券		(3,846.02)	(477)
為替先渡契約		(61,052.98)	(7,573)
運用による純資産の純減少		<u>(839,240.35)</u>	<u>(104,099)</u>
資本の変動			
受益証券発行手取額		20,951.72	2,599
受益証券買戻支払額		(1,494,302.26)	(185,353)
資本の変動、純額		<u>(1,473,350.54)</u>	<u>(182,754)</u>
期首現在純資産額		<u>11,296,785.28</u>	<u>1,401,253</u>
期末現在純資産額		<u>8,984,194.39</u>	<u>1,114,399</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

メロン・オフショア・ファンズ -
日興グローバル・カレンシー・ファンド
統計情報（未監査）

日興グローバル・カレンシー・ファンド

	米ドル建クラス 受益証券	ユーロ建クラス 受益証券
期末現在発行済受益証券口数		
2012年 3 月31日	26,103 口	42,094 口
2013年 3 月31日	22,148 口	41,948 口
発行口数	- 口	- 口
買戻口数	(6,204)口	(432)口
2014年 3 月31日	15,944 口	41,516 口

	米ドル	千円	ユーロ	千円
期末現在純資産額				
2012年 3 月31日	2,464,109.14	305,648	3,855,222.22	523,346
2013年 3 月31日	2,057,447.65	255,206	3,780,503.66	513,203
2014年 3 月31日	1,362,257.34	168,974	3,441,402.96	467,170
	米ドル	円	ユーロ	円

期末現在 1 口当たり純資産価格

2012年 3 月31日	94.40	11,709	91.59	12,433
2013年 3 月31日	92.90	11,523	90.12	12,234
2014年 3 月31日	85.44	10,598	82.89	11,252

メロン・オフショア・ファンズ -
日興グローバル・カレンシー・ファンド
統計情報（未監査）

日興グローバル・カレンシー・ファンド

	豪ドル建クラス 受益証券	円建クラス 受益証券	円建ファンド・ オブ・ファンズ専用 クラス受益証券
期末現在発行済受益証券口数			
2012年 3 月31日	11,466 □	37,330 □	152,501,905 □
2013年 3 月31日	7,516 □	28,637 □	130,762,010 □
発行口数	- □	- □	2,475,730 □
買戻口数	(1,535)□	(6,817)□	(28,875,398)□
2014年 3 月31日	5,981 □	21,820 □	104,362,342 □

	豪ドル	千円	円	円
期末現在純資産額				
2012年 3 月31日	1,345,724.15	121,936	292,842,792	126,931,632
2013年 3 月31日	896,618.14	81,243	219,937,456	107,583,500
2014年 3 月31日	673,718.42	61,046	153,692,960	79,512,708
	豪ドル	円	円	円

期末現在 1 口当たり純資産価格

2012年 3 月31日	117.37	10,635	7,845	0.8323
2013年 3 月31日	119.29	10,809	7,680	0.8227
2014年 3 月31日	112.64	10,206	7,044	0.7619

メロン・オフショア・ファンズ

財務書類に対する注記

2014年3月31日現在

日興グローバル・カレンシー・ファンド

注記１．活動および目的

メロン・オフショア・ファンズ（以下「トラスト」という）は、受託会社と管理会社との間で締結された2003年10月14日付基本信託証書によって設定されたオープン・エンド型アンブレラ型ユニット・トラストである。

日興グローバル・カレンシー・ファンド（以下「シリーズ・トラスト」という。）は、トラストの別個のシリーズ・トラストであり、2003年10月14日にC I B C バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）とB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド（以下「管理会社」という。）との間で締結された基本信託証書および補足信託証書に従い設定された。

本財務書類は、シリーズ・トラストを限定的に対象としている。

クラス受益証券

豪ドル建クラス受益証券、ユーロ建クラス受益証券、米ドル建クラス受益証券、円建クラス受益証券および円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券の発行が可能である。円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券は、日本の法律に基づき組成されたファンド・オブ・ファンズまたは管理会社の判断によるその他の適格投資家のみにより申込が可能である。管理会社はその裁量により、受益証券の1口当たり購入価格の3%を上限とする初期費用に当該費用に係る税金を適宜上乗せした金額を、販売会社のために、豪ドル建クラス受益証券、ユーロ建クラス受益証券、米ドル建クラス受益証券および円建クラス受益証券の各発行分に対して支払う場合がある。円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券には初期費用は課せられない。

投資目的および方針

シリーズ・トラストの投資目的は、積極的な通貨の運用並びに資産担保証券および短期金融市場商品への投資により、中期から長期の期間を通して絶対収益を追求することである。収益は、有価証券の収益と通貨オーバーレイ戦略により発生するリターンが組み合わせられることにより発生する。

注記２．重要な会計方針

2.1 財務書類の表示

当財務書類は、投資信託に適用されるルクセンブルグで一般に認められた会計原則に準拠して作成されている。

2.2 有価証券およびその他の資産への投資の評価

- (a) 下記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、かつ下記 (c) の規定に従い、証券市場において値付けされ、上場、取引または取扱われている投資対象の価格に基づくすべての計算は、関係評価時点またはその直前における当該投資対象の主要な証券取引所もしくは証券市場の最終取引価格または（最終取引価格が利用可能でない場合は）直近の利用可能な取引売呼値および直近の利用可能な取引買呼値の中間値を参照して行われるものとする。
- (b) 下記 (c) および (e) の規定に従い、集団的投資スキームの各持分の価格は、関係評価時点またはその直前における当該集団的投資スキームの受益証券もしくは株式の直前に発表された１口当たり純資産価格（利用可能な場合）または（同価格が利用可能でない場合は）当該受益証券もしくは株式の直前に発表された取引買呼値とするが、それぞれの場合において、当該価格は管理事務代行会社または当該集団的投資スキームのために公定価格情報の決定および提供を任命された者により提供されるものとする。
- (c) 純資産価額、取引売呼値、取引買呼値または建値が、上記 (a) または (b) に規定されるとおりに利用できなかった場合、該当する投資対象の公正価格は、管理会社が決定する方法により随時決定されるものとする。
- (d) 上記 (b) が適用される集団的投資スキームの持分を除き、市場において上場または通常取引されていない投資対象の価格は、当該投資対象の取得における支出金額（各場合において、印紙代、手数料その他の取得費用の金額を含む。）に相当する当初金額となるものとするが、ただし、管理会社は、受託会社の承認を得た上で、当該投資対象の評価を行う資格を有すると受託会社が認める専門家をして再評価を行わしめることができ、かつ、受託会社の要請に基づきこれを行わしめるものとする。
- (e) 上記の規定にかかわらず、管理会社が関連状況に鑑みて投資対象の評価の調整またはその他の評価方法の使用が投資対象の公平な価値を反映するために必要となると判断した場合、管理会社は、受託会社の同意を得た上で、かかる調整を行い、かかる方法の使用を認めることができる。

2.3 外貨換算

米ドル以外の通貨で表示される資産および負債は、当期末における実勢為替レートで米ドルに換算される。外貨建取引は、取引日の実勢為替レートにより米ドルに換算される。

当期の損益を決定するにあたり、外国為替換算にかかる未実現および実現利益または損失は、運用計算書および純資産変動計算書において認識されている。

組入有価証券の時価評価額に起因する未実現為替差損益は、投資有価証券にかかる未実現評価損益の純変動に含まれる。その他の為替差損益は運用計算書および純資産変動計算書に直接計上される。

2.4 設立費用

設立費用は、完全に償却されている。

2.5 為替先渡契約

為替先渡契約は、満期までの残存期間に係る純資産計算書日現在の先物レートで評価される。

2.6 受取利息

受取利息は、日次ベースで未収計上される。

注記3．管理報酬

管理会社は、シリーズ・トラストの資産から、豪ドル建クラス受益証券、ユーロ建クラス受益証券、米ドル建クラス受益証券および円建クラス受益証券に帰属する純資産価額に対して年率1.4%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いで支払われる。管理会社はまた、シリーズ・トラストの資産から、円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券に帰属する純資産価額に対して年率0.45%の管理報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いで支払われる。

管理会社は、豪ドル建クラス受益証券、ユーロ建クラス受益証券、米ドル建クラス受益証券および円建クラス受益証券に関する受領管理報酬から販売会社報酬および代行協会員報酬を、ならびにすべてのクラス受益証券に関する受領管理報酬から投資運用報酬を支払う。副投資運用報酬は投資運用報酬から支払われる。

注記４．管理事務代行報酬

管理事務代行会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.06%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いで支払われる。

注記５．保管報酬

保管会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.04%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し、かつ計算され、毎月後払いで取引報酬および取引費用を上乗せした金額で支払われる。

注記６．受託報酬

受託会社は、シリーズ・トラストの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の受託報酬（ただし最大年間報酬額は7,500米ドル）を受領する権利を有し、かかる報酬は、各評価日に発生し、計算され、暦四半期ごとに後払いで支払われる。

注記７．税金

ケイマン諸島

現行のケイマン諸島における税法に基づき、シリーズ・トラストにより支払われるその他の税金はない。従って、所得税に対する引当金は財務書類に計上されていない。

その他の国々

シリーズ・トラストは、その他の国々を源泉とする特定の収益に対し、源泉徴収税またはその他の税金を課される場合がある。

購入予定者は、各国の管轄法に基づき受益証券を購入、保有および買戻す際、予想される課税およびその他の影響を決定づけるその市民権、居住地および住居を所有する国において、法律アドバイザーまたは税務アドバイザーに相談することが望ましい。

注記 8 . 為替先渡契約

2014年 3 月31日現在、以下の為替先渡契約が未決済であった。

8.1 シリーズ・トラストの通貨エクスポージャーの管理に関する為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
豪ドル	647,538.00	米ドル	581,428.26	2014年 6 月18日	(13,265.44)
豪ドル	1,683,274.00	米ドル	1,511,748.38	2014年 6 月18日	(34,156.97)
豪ドル	2,688,868.00	米ドル	2,394,181.51	2014年 6 月18日	(75,253.31)
日本円	39,830,920.00	米ドル	388,015.16	2014年 6 月18日	1,022.91
日本円	34,623,000.00	米ドル	341,028.30	2014年 6 月18日	4,635.55
日本円	8,774,920.00	米ドル	85,860.27	2014年 6 月18日	604.25
日本円	4,786,320.00	米ドル	46,848.78	2014年 6 月18日	345.50
日本円	10,769,220.00	米ドル	105,358.30	2014年 6 月18日	725.91
日本円	15,555,540.00	米ドル	152,293.73	2014年 6 月18日	1,158.05
日本円	12,405,000.00	米ドル	120,755.90	2014年 6 月18日	230.47
ニュージーランド・ ドル	22,500.00	米ドル	18,889.65	2014年 6 月18日	(469.38)
ニュージーランド・ ドル	15,000.00	米ドル	12,591.90	2014年 6 月18日	(314.12)
ニュージーランド・ ドル	12,000.00	米ドル	10,070.88	2014年 6 月18日	(253.94)
ニュージーランド・ ドル	70,500.00	米ドル	59,175.58	2014年 6 月18日	(1,482.74)
ニュージーランド・ ドル	30,000.00	米ドル	25,189.77	2014年 6 月18日	(622.28)
ニュージーランド・ ドル	1,081,786.00	米ドル	912,009.42	2014年 6 月18日	(18,761.17)
ニュージーランド・ ドル	245,560.00	米ドル	206,869.57	2014年 6 月18日	(4,410.68)
ニュージーランド・ ドル	49,400.00	米ドル	41,597.52	2014年 6 月18日	(906.32)
ニュージーランド・ ドル	86,450.00	米ドル	72,704.97	2014年 6 月18日	(1,676.76)
ノルウェー・ クローネ	106,100.00	米ドル	17,660.96	2014年 6 月18日	81.47
ノルウェー・ クローネ	159,150.00	米ドル	26,500.71	2014年 6 月18日	131.47
ノルウェー・ クローネ	84,880.00	米ドル	14,136.06	2014年 6 月18日	72.47
ノルウェー・ クローネ	498,670.00	米ドル	83,035.55	2014年 6 月18日	411.92
ノルウェー・ クローネ	212,200.00	米ドル	35,327.75	2014年 6 月18日	168.76
ノルウェー・ クローネ	5,083,422.00	米ドル	848,332.76	2014年 6 月18日	6,070.77
ノルウェー・ クローネ	2,726,500.00	米ドル	456,733.45	2014年 6 月18日	4,985.14
ノルウェー・ クローネ	3,072,723.00	米ドル	515,142.67	2014年 6 月18日	6,029.36
ノルウェー・ クローネ	2,856,334.00	米ドル	478,281.67	2014年 6 月18日	5,021.42
ノルウェー・ クローネ	678,000.00	米ドル	112,730.57	2014年 6 月18日	394.11

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
スウェーデン・ クローナ	271,260.00	米ドル	42,070.82	2014年 6 月18日	383.80
スウェーデン・ クローナ	147,960.00	米ドル	22,982.98	2014年 6 月18日	244.61
スウェーデン・ クローナ	332,910.00	米ドル	51,654.08	2014年 6 月18日	492.74
スウェーデン・ クローナ	480,870.00	米ドル	74,614.19	2014年 6 月18日	714.48
スウェーデン・ クローナ	389,000.00	米ドル	59,756.24	2014年 6 月18日	(24.96)
スイス・フラン	7,709.00	米ドル	8,784.28	2014年 6 月18日	82.03
英ポンド	20,400.00	米ドル	33,909.17	2014年 6 月18日	(4.12)
英ポンド	35,700.00	米ドル	59,350.29	2014年 6 月18日	2.03
英ポンド	520,410.00	米ドル	865,197.24	2014年 6 月18日	59.13
英ポンド	94,050.00	米ドル	156,757.09	2014年 6 月18日	406.83
英ポンド	12,540.00	米ドル	20,871.95	2014年 6 月18日	25.25
英ポンド	99,120.00	米ドル	164,954.51	2014年 6 月18日	175.80
英ポンド	254,880.00	米ドル	424,040.03	2014年 6 月18日	323.34
英ポンド	233,000.00	米ドル	386,041.62	2014年 6 月18日	(1,301.40)
ユーロ	30,000.00	米ドル	41,582.40	2014年 6 月18日	311.14
ユーロ	52,500.00	米ドル	72,774.19	2014年 6 月18日	549.48
ユーロ	204,000.00	米ドル	281,198.50	2014年 6 月18日	553.89
ユーロ	220,500.00	米ドル	303,040.87	2014年 6 月18日	(302.94)
米ドル	29,932.98	豪ドル	33,000.00	2014年 6 月18日	373.95
米ドル	16,320.73	豪ドル	18,000.00	2014年 6 月18日	210.32
米ドル	36,730.46	豪ドル	40,500.00	2014年 6 月18日	464.41
米ドル	53,041.31	豪ドル	58,500.00	2014年 6 月18日	684.62
米ドル	65,779.29	豪ドル	71,500.00	2014年 6 月18日	(114.27)
米ドル	43,168.96	カナダ・ドル	48,000.00	2014年 6 月18日	145.06
米ドル	75,516.07	カナダ・ドル	84,000.00	2014年 6 月18日	283.47
米ドル	1,021,371.95	カナダ・ドル	1,139,703.00	2014年 6 月18日	7,068.14
米ドル	43,688.96	カナダ・ドル	48,440.00	2014年 6 月18日	22.11
米ドル	112,422.32	カナダ・ドル	124,560.00	2014年 6 月18日	(22.43)
米ドル	66,631.63	カナダ・ドル	74,800.00	2014年 6 月18日	866.05
米ドル	36,292.38	カナダ・ドル	40,800.00	2014年 6 月18日	524.54
米ドル	81,730.91	カナダ・ドル	91,800.00	2014年 6 月18日	1,107.16
米ドル	118,021.72	カナダ・ドル	132,600.00	2014年 6 月18日	1,633.27
米ドル	397,413.92	カナダ・ドル	440,000.00	2014年 6 月18日	(368.69)
米ドル	73,989.51	ノルウェー・ クローネ	442,000.00	2014年 6 月18日	(755.42)
米ドル	129,503.45	ノルウェー・ クローネ	773,500.00	2014年 6 月18日	(1,343.79)
米ドル	380,041.46	ノルウェー・ クローネ	2,273,370.00	2014年 6 月18日	(3,371.35)
米ドル	69,072.24	ノルウェー・ クローネ	410,850.00	2014年 6 月18日	(999.33)
米ドル	9,172.81	ノルウェー・ クローネ	54,780.00	2014年 6 月18日	(96.43)
米ドル	36,171.23	ノルウェー・ クローネ	219,780.00	2014年 6 月18日	243.67
米ドル	19,793.35	ノルウェー・ クローネ	119,880.00	2014年 6 月18日	69.32
米ドル	44,386.34	ノルウェー・ クローネ	269,730.00	2014年 6 月18日	304.68
米ドル	64,124.96	ノルウェー・ クローネ	389,610.00	2014年 6 月18日	428.73

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	387,166.21	スウェーデン・ クローナ	2,471,098.00	2014年6月18日	(7,409.84)
米ドル	642,717.58	スウェーデン・ クローナ	4,100,972.00	2014年6月18日	(12,483.48)
米ドル	561,870.15	スウェーデン・ クローナ	3,587,260.00	2014年6月18日	(10,582.90)
米ドル	102,021.87	スウェーデン・ クローナ	648,300.00	2014年6月18日	(2,391.65)
米ドル	13,560.49	スウェーデン・ クローナ	86,440.00	2014年6月18日	(276.46)
米ドル	2,008,626.56	英ポンド	1,210,016.00	2014年6月18日	2,923.88
米ドル	1,824,718.43	英ポンド	1,099,175.00	2014年6月18日	2,568.10
米ドル	208,686.92	英ポンド	125,500.00	2014年6月18日	(53.67)
米ドル	83,306.28	ユーロ	60,000.00	2014年6月18日	(763.75)
米ドル	124,942.50	ユーロ	90,000.00	2014年6月18日	(1,128.70)
米ドル	66,645.60	ユーロ	48,000.00	2014年6月18日	(611.58)
米ドル	391,514.70	ユーロ	282,000.00	2014年6月18日	(3,564.80)
米ドル	166,605.00	ユーロ	120,000.00	2014年6月18日	(1,519.94)
米ドル	1,620,037.79	ユーロ	1,167,700.00	2014年6月18日	(13,622.52)
米ドル	1,913,461.53	ユーロ	1,379,862.00	2014年6月18日	(15,173.10)
米ドル	692,997.02	ユーロ	499,859.00	2014年6月18日	(5,336.55)
米ドル	306,291.05	ユーロ	220,527.00	2014年6月18日	(2,910.10)
米ドル	822,132.42	ユーロ	591,790.00	2014年6月18日	(8,001.66)
米ドル	149,015.89	ユーロ	106,950.00	2014年6月18日	(1,883.83)
米ドル	19,831.81	ユーロ	14,260.00	2014年6月18日	(214.21)
米ドル	121,241.48	ユーロ	87,080.00	2014年6月18日	(1,444.75)
米ドル	311,968.70	ユーロ	223,920.00	2014年6月18日	(3,919.97)
米ドル	727,144.68	ユーロ	523,000.00	2014年6月18日	(7,648.91)

シリーズ・トラストの通貨エクスポージャーの管理に関する為替先渡契約
にかかると未実現純評価損合計 (204,885.05)

8.2 ユーロ建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	2,389,100.00	ユーロ	1,729,840.49	2014年4月3日	(9,041.00)
米ドル	2,389,100.00	ユーロ	1,729,850.51	2014年4月3日	(9,027.22)
米ドル	116,000.00	ユーロ	84,004.65	2014年4月3日	(419.39)
ユーロ	30,900.39	米ドル	43,000.00	2014年4月3日	484.66
ユーロ	33,929.92	米ドル	47,000.00	2014年4月3日	316.37

ユーロ建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約
にかかると未実現純評価損合計 (17,686.58)

8.3 豪ドル建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	301,100.00	豪ドル	337,162.57	2014年4月3日	10,140.90
米ドル	301,100.00	豪ドル	337,171.63	2014年4月3日	10,149.27
米ドル	17,000.00	豪ドル	19,072.66	2014年4月3日	606.33
豪ドル	5,501.40	米ドル	5,000.00	2014年4月3日	(78.43)
豪ドル	6,567.71	米ドル	6,000.00	2014年4月3日	(62.76)
豪ドル建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約 にかかる未実現純評価益合計					20,755.31

8.4 円建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	791,050.00	日本円	80,727,443.00	2014年4月3日	(7,019.39)
米ドル	791,050.00	日本円	80,727,522.00	2014年4月3日	(7,018.62)
日本円	102,016.00	米ドル	1,000.00	2014年4月3日	9.22
日本円	2,995,143.00	米ドル	29,000.00	2014年4月3日	(89.04)
日本円	1,423,700.00	米ドル	14,000.00	2014年4月3日	172.92
日本円	1,532,925.00	米ドル	15,000.00	2014年4月3日	112.13
円建クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約 にかかる未実現純評価損合計					(13,832.78)

8.5 円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替先渡契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価益 /（評価損）
					米ドル
米ドル	410,500.00	日本円	41,891,935.00	2014年4月3日	(3,642.58)
米ドル	410,500.00	日本円	41,891,976.00	2014年4月3日	(3,642.18)
日本円	102,016.00	米ドル	1,000.00	2014年4月3日	9.22
日本円	2,028,140.00	米ドル	20,000.00	2014年4月3日	302.56
日本円	508,464.00	米ドル	5,000.00	2014年4月3日	61.76
日本円	817,560.00	米ドル	8,000.00	2014年4月3日	59.80
円建ファンド・オブ・ファンズ専用クラス受益証券の通貨エクスポージャーを カバーするための為替先渡契約にかかる未実現純評価損合計					(6,851.42)

注記９．為替レート

2014年３月31日時点で使用された為替レートは以下の通りである。

通貨	為替レート	通貨	為替レート
豪ドル	1.0831	日本円	102.9650
カナダ・ドル	1.1059	ノルウェー・クローネ	6.0170
スイス・フラン	0.8863	ニュージーランド・ドル	1.1549
ユーロ	0.7268	スウェーデン・クローナ	6.4992
英ポンド	0.6012	米ドル	1.0000

[次へ](#)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of net assets as at March 31, 2014

Nikko Global Currency Fund

(Expressed in US Dollar)

	Notes	Nikko Global Currency Fund USD
Assets		
Investments		
At cost		7,999,555.69
At market value	2.2	7,999,832.00
Cash at bank		1,279,338.73
Unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 8	78,760.70
Other assets	2.6	0.34
Total assets		9,357,931.77
Liabilities		
Unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts	2.5, 8	301,261.22
Professional expenses payable		12,413.74
Printing and publishing expenses payable		11,846.47
Manager fees payable	3	10,065.43
Administrator fees payable	4	459.69
Trustee fees payable	6	392.35
Custodian fees payable	5	306.23
Redemptions payable		68.12
Other expenses payable		36,924.13
Total liabilities		373,737.38
Total net assets		8,984,194.39
Net assets		
USD Units	USD	1,362,257.34
EUR Units	EUR	3,441,402.96
AUD Units	AUD	673,718.42
Yen Units	JPY	153,692,960
Yen Units (for FOF investors)	JPY	79,512,708
Number of units outstanding		
USD Units		15,944
EUR Units		41,516
AUD Units		5,981
Yen Units		21,820
Yen Units (for FOF investors)		104,362,342
Net asset value per unit		
USD Units	USD	85.44
EUR Units	EUR	82.89
AUD Units	AUD	112.64
Yen Units	JPY	7,044
Yen Units (for FOF investors)	JPY	0.7619

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2014		
Nikko Global Currency Fund		(Expressed in US Dollar)
	Notes	Nikko Global Currency Fund USD
Income		
Interest on bonds	2.6	8,812.72
Bank interest	2.6	142.26
Total income		8,954.98
Expenses		
Manager fees	3	132,340.97
Professional expenses		31,066.00
Printing and publishing expenses		20,232.00
Administrator fees	4	6,061.43
Custodian fees	5	4,038.82
Safekeeping fees		1,153.23
Trustee fees	6	972.39
Transactions fees		210.00
Other expenses		43,595.34
Total expenses		239,670.18
Net investment loss		(230,715.20)

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statement of operations and changes in net assets for the year ended March 31, 2014 (continued)		
Nikko Global Currency Fund		(Expressed in US Dollar)
	Notes	Nikko Global Currency Fund USD
Net investment loss		(230,715.20)
Net realised		
Gain on investments		877.43
Loss on forward foreign exchange contracts		(554,542.13)
Gain on foreign exchange		10,038.55
Net realised loss for the year		(774,341.35)
Net change in unrealised		
Depreciation on investments		(3,846.02)
Depreciation on forward foreign exchange contracts		(61,052.98)
Net decrease in net assets as result of operations		(839,240.35)
Movement in capital		
Subscriptions of units		20,951.72
Redemptions of units		(1,494,302.26)
Net movement in capital		(1,473,350.54)
Net assets at the beginning of the year		11,296,785.28
Net assets at the end of the year		8,984,194.39

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Statistical information				UNAUDITED	
	Nikko Global Currency Fund				
	USD Units	EUR Units	AUD Units	Yen Units	Yen Units (for FOF investors)
Number of units outstanding at the end of the year:					
March 31, 2012	26,103	42,094	11,466	37,330	152,501,905
March 31, 2013	22,148	41,948	7,516	28,637	130,762,010
number of units issued	-	-	-	-	2,475,730
number of units redeemed	(6,204)	(432)	(1,535)	(6,817)	(28,875,398)
March 31, 2014	15,944	41,516	5,981	21,820	104,362,342
Total net assets at the end of the year:					
	USD	EUR	AUD	JPY	JPY
March 31, 2012	2,464,109.14	3,855,222.22	1,345,724.15	292,842,792	126,931,632
March 31, 2013	2,057,447.65	3,780,503.66	896,618.14	219,937,456	107,583,500
March 31, 2014	1,362,257.34	3,441,402.96	673,718.42	153,692,960	79,512,708
Net asset value per unit at the end of the year:					
	USD	EUR	AUD	JPY	JPY
March 31, 2012	94.40	91.59	117.37	7,845	0.8323
March 31, 2013	92.90	90.12	119.29	7,680	0.8227
March 31, 2014	85.44	82.89	112.64	7,044	0.7619

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements

(As at March 31, 2014)

Nikko Global Currency Fund

Note 1 - Activity and objectives

MELLON OFFSHORE FUNDS (the “Trust”) is an open-ended umbrella unit trust constituted by a Master Trust Deed dated October 14, 2003 entered into between the Trustee and the Manager.

Nikko Global Currency Fund (the “Series Trust”) is a separate series trust of the Trust constituted pursuant to the Master Trust Deed and a supplemental trust deed dated October 14, 2003 both between CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited (the “Trustee”) and BNY Mellon International Management Limited (the “Manager”).

These financial statements are referring exclusively to the Series Trust.

Classes of units

AUD Units, EUR Units, USD Units, Yen Units and Yen Units (for FOF investors) are available for issue. Yen Units (for FOF investors) may only be subscribed for by fund of funds organised under the laws of Japan or by such other Eligible Investors as may be determined by the Manager. An initial charge of up to 3 % of the relevant purchase price per unit plus any applicable tax thereon may, at the discretion of the Manager, be payable on each subscription of AUD Units, EUR Units, USD Units and Yen Units for the benefit of the Distributor. There is no initial charge for Yen Units (for FOF investors).

Investment objective and policies

The investment objective of the Series Trust is to seek an absolute return over the medium to the long term through active currency management and investments in asset backed securities and money market instruments. Returns are generated from a combination of the yield on securities and returns generated by a currency overlay strategy.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

Nikko Global Currency Fund**Note 2 - Significant accounting policies****2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are prepared in accordance with Luxembourg generally accepted accounting principles applicable to investment funds.

2.2 - Valuation of investments in securities and other assets

- (a) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) applies and subject as provided in paragraph (c) below, all calculations based on the value of investments quoted, listed, traded or dealt in on any securities market are made by reference to the last traded price or (if no last traded price is available) midway between the latest available market dealing offered price and the latest available market dealing bid price on the principal stock exchange or securities market for such investments, at or immediately preceding the relevant valuation point;
- (b) Subject as provided in paragraphs (c) and (e) below, the value of each interest in any collective investment scheme shall be the last published net asset value per unit or share in such collective investment scheme (where available) or (if the same is not available) the last published bid price for such unit or share at or immediately preceding the relevant valuation point in each case as supplied by the administrator or such party which is appointed to determine and provide the official pricing information on behalf of such collective investment scheme;
- (c) If no net asset value, bid and offered prices or price quotations are available as provided in paragraphs (a) or (b) above, the fair value of the relevant investment shall be determined from time to time in such manner as the Manager shall determine;
- (d) Except in the case of any interest in a collective investment scheme to which paragraph (b) above applies, the value of any investment which is not listed or ordinarily dealt in on a market shall be the initial value thereof equal to the amount expended out in the acquisition of such investment (including in each case the amount of stamp duties, commissions and other acquisition expenses) provided that the Manager may with the approval of the Trustee and shall at the request of the Trustee cause a revaluation to be made by a professional person approved by the Trustee as qualified to value such investment;
- (e) Notwithstanding the foregoing, the Manager may, with the consent of the Trustee, adjust the value of any investment or permit some other method of valuation to be used if, having regard to relevant circumstances, the Manager considers that such adjustment or use of such other method is required to reflect the fair value of the investment.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

Nikko Global Currency Fund**Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.3 - Conversion of foreign currencies**

Assets and liabilities expressed in other currencies than US Dollar are translated into US Dollar at exchange rates ruling at the end of the year. Transactions expressed in foreign currencies are translated into US Dollar at exchange rates prevailing at the transaction dates.

Unrealised and realised gains and losses on foreign exchange translations are recognised in the statement of operations and changes in net assets in determining the result of the year.

Unrealised exchange gains/losses arising on the valuation of the securities in portfolio at market value are included in net change in unrealised on appreciation/depreciation on investments. Other exchange gains/losses are directly taken into the statement of operations and changes in net assets.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Forward foreign exchange contracts

Forward foreign exchange contracts are valued at the forward rate applicable at the statement of net assets date for the remaining period until maturity.

2.6 - Interest income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Manager fees

The Manager is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 1.4 % per annum of the net asset value attributable to the AUD Units, EUR Units, USD Units and Yen Units accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears. The Manager is also entitled to receive out of the assets of the Series Trust a management fee at a rate of 0.45 % per annum of the net asset value attributable to the Yen Units (for FOF investors) accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

The Manager pays the fees of the Distributor and the Agent Company out of the management fee received by it in respect of the AUD Units, EUR Units, USD Units and Yen Units and the fees of the Investment Manager out of the management fees received by it in respect of all classes of unit. The fees of the Sub-Investment Manager are paid by the Investment Manager.

MELLON OFFSHORE FUNDS**Notes to the financial statements (continued)**

(As at March 31, 2014)

Nikko Global Currency Fund**Note 4 - Administrator fees**

The Administrator is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.06 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears.

Note 5 - Custodian fees

The Custodian is entitled to receive out of the assets of the Series Trust a fee at a rate of 0.04 % per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable monthly in arrears plus transaction fees and expenses.

Note 6 - Trustee fees

The Trustee is entitled to receive a fee, payable out of the assets of the Series Trust, at a rate of 0.01% per annum of the net asset value accrued on and calculated as at each valuation day and payable quarterly in arrear subject to a maximum fee of USD 7,500 per annum.

Note 7 - Taxation**Cayman Islands**

Under current tax laws in the Cayman Islands, there are no other taxes payable by the Series Trust. As a result, no provision for income taxes has been made in the accounts.

Other Countries

The Series Trust may be subject to withholding or other taxes on certain income sourced in other countries.

Prospective purchasers should consult legal and tax advisors in the countries of their citizenship, residence and domicile to determine the possible tax or other consequences of purchasing, holding and redeeming units under the laws of their respective jurisdictions.

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

Nikko Global Currency Fund

Note 8 - Forward foreign exchange contracts

As at March 31, 2014, the following forward foreign exchange contracts were open:

8.1 - Forward foreign exchange contracts linked to the management of the currency exposure of the Series Trust:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
AUD	647,538.00	USD	581,428.26	18/06/14	(13,265.44)
AUD	1,683,274.00	USD	1,511,748.38	18/06/14	(34,156.97)
AUD	2,688,868.00	USD	2,394,181.51	18/06/14	(75,253.31)
JPY	39,830,920.00	USD	388,015.16	18/06/14	1,022.91
JPY	34,623,000.00	USD	341,028.30	18/06/14	4,635.55
JPY	8,774,920.00	USD	85,860.27	18/06/14	604.25
JPY	4,786,320.00	USD	46,848.78	18/06/14	345.50
JPY	10,769,220.00	USD	105,358.30	18/06/14	725.91
JPY	15,555,540.00	USD	152,293.73	18/06/14	1,158.05
JPY	12,405,000.00	USD	120,755.90	18/06/14	230.47
NZD	22,500.00	USD	18,889.65	18/06/14	(469.38)
NZD	15,000.00	USD	12,591.90	18/06/14	(314.12)
NZD	12,000.00	USD	10,070.88	18/06/14	(253.94)
NZD	70,500.00	USD	59,175.58	18/06/14	(1,482.74)
NZD	30,000.00	USD	25,189.77	18/06/14	(622.28)
NZD	1,081,786.00	USD	912,009.42	18/06/14	(18,761.17)
NZD	245,560.00	USD	206,869.57	18/06/14	(4,410.68)
NZD	49,400.00	USD	41,597.52	18/06/14	(906.32)
NZD	86,450.00	USD	72,704.97	18/06/14	(1,676.76)
NOK	106,100.00	USD	17,660.96	18/06/14	81.47
NOK	159,150.00	USD	26,500.71	18/06/14	131.47
NOK	84,880.00	USD	14,136.06	18/06/14	72.47
NOK	498,670.00	USD	83,035.55	18/06/14	411.92
NOK	212,200.00	USD	35,327.75	18/06/14	168.76
NOK	5,083,422.00	USD	848,332.76	18/06/14	6,070.77
NOK	2,726,500.00	USD	456,733.45	18/06/14	4,985.14
NOK	3,072,723.00	USD	515,142.67	18/06/14	6,029.36
NOK	2,856,334.00	USD	478,281.67	18/06/14	5,021.42
NOK	678,000.00	USD	112,730.57	18/06/14	394.11
SEK	271,260.00	USD	42,070.82	18/06/14	383.80
SEK	147,960.00	USD	22,982.98	18/06/14	244.61
SEK	332,910.00	USD	51,654.08	18/06/14	492.74
SEK	480,870.00	USD	74,614.19	18/06/14	714.48
SEK	389,000.00	USD	59,756.24	18/06/14	(24.96)
CHF	7,709.00	USD	8,784.28	18/06/14	82.03
GBP	20,400.00	USD	33,909.17	18/06/14	(4.12)
GBP	35,700.00	USD	59,350.29	18/06/14	2.03
GBP	520,410.00	USD	865,197.24	18/06/14	59.13
GBP	94,050.00	USD	156,757.09	18/06/14	406.83
GBP	12,540.00	USD	20,871.95	18/06/14	25.25
GBP	99,120.00	USD	164,954.51	18/06/14	175.80

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

Nikko Global Currency Fund

Note 8 - Forward foreign exchange contracts (continued)

8.1 - Forward foreign exchange contracts linked to the management of the currency exposure of the Series Trust (continued):

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
GBP	254,880.00	USD	424,040.03	18/06/14	323.34
GBP	233,000.00	USD	386,041.62	18/06/14	(1,301.40)
EUR	30,000.00	USD	41,582.40	18/06/14	311.14
EUR	52,500.00	USD	72,774.19	18/06/14	549.48
EUR	204,000.00	USD	281,198.50	18/06/14	553.89
EUR	220,500.00	USD	303,040.87	18/06/14	(302.94)
USD	29,932.98	AUD	33,000.00	18/06/14	373.95
USD	16,320.73	AUD	18,000.00	18/06/14	210.32
USD	36,730.46	AUD	40,500.00	18/06/14	464.41
USD	53,041.31	AUD	58,500.00	18/06/14	684.62
USD	65,779.29	AUD	71,500.00	18/06/14	(114.27)
USD	43,168.96	CAD	48,000.00	18/06/14	145.06
USD	75,516.07	CAD	84,000.00	18/06/14	283.47
USD	1,021,371.95	CAD	1,139,703.00	18/06/14	7,068.14
USD	43,688.96	CAD	48,440.00	18/06/14	22.11
USD	112,422.32	CAD	124,560.00	18/06/14	(22.43)
USD	66,631.63	CAD	74,800.00	18/06/14	866.05
USD	36,292.38	CAD	40,800.00	18/06/14	524.54
USD	81,730.91	CAD	91,800.00	18/06/14	1,107.16
USD	118,021.72	CAD	132,600.00	18/06/14	1,633.27
USD	397,413.92	CAD	440,000.00	18/06/14	(368.69)
USD	73,989.51	NOK	442,000.00	18/06/14	(755.42)
USD	129,503.45	NOK	773,500.00	18/06/14	(1,343.79)
USD	380,041.46	NOK	2,273,370.00	18/06/14	(3,371.35)
USD	69,072.24	NOK	410,850.00	18/06/14	(999.33)
USD	9,172.81	NOK	54,780.00	18/06/14	(96.43)
USD	36,171.23	NOK	219,780.00	18/06/14	243.67
USD	19,793.35	NOK	119,880.00	18/06/14	69.32
USD	44,386.34	NOK	269,730.00	18/06/14	304.68
USD	64,124.96	NOK	389,610.00	18/06/14	428.73
USD	387,166.21	SEK	2,471,098.00	18/06/14	(7,409.84)
USD	642,717.58	SEK	4,100,972.00	18/06/14	(12,483.48)
USD	561,870.15	SEK	3,587,260.00	18/06/14	(10,582.90)
USD	102,021.87	SEK	648,300.00	18/06/14	(2,391.65)
USD	13,560.49	SEK	86,440.00	18/06/14	(276.46)
USD	2,008,626.56	GBP	1,210,016.00	18/06/14	2,923.88
USD	1,824,718.43	GBP	1,099,175.00	18/06/14	2,568.10
USD	208,686.92	GBP	125,500.00	18/06/14	(53.67)
USD	83,306.28	EUR	60,000.00	18/06/14	(763.75)
USD	124,942.50	EUR	90,000.00	18/06/14	(1,128.70)
USD	66,645.60	EUR	48,000.00	18/06/14	(611.58)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

Nikko Global Currency Fund

Note 8 - Forward foreign exchange contracts (continued)

8.1 - Forward foreign exchange contracts linked to the management of the currency exposure of the Series Trust (continued):

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	391,514.70	EUR	282,000.00	18/06/14	(3,564.80)
USD	166,605.00	EUR	120,000.00	18/06/14	(1,519.94)
USD	1,620,037.79	EUR	1,167,700.00	18/06/14	(13,622.52)
USD	1,913,461.53	EUR	1,379,862.00	18/06/14	(15,173.10)
USD	692,997.02	EUR	499,859.00	18/06/14	(5,336.55)
USD	306,291.05	EUR	220,527.00	18/06/14	(2,910.10)
USD	822,132.42	EUR	591,790.00	18/06/14	(8,001.66)
USD	149,015.89	EUR	106,950.00	18/06/14	(1,883.83)
USD	19,831.81	EUR	14,260.00	18/06/14	(214.21)
USD	121,241.48	EUR	87,080.00	18/06/14	(1,444.75)
USD	311,968.70	EUR	223,920.00	18/06/14	(3,919.97)
USD	727,144.68	EUR	523,000.00	18/06/14	(7,648.91)

Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts linked to the management of the currency exposure of the Series Trust (204,885.05)

8.2 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the EUR Units class:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	2,389,100.00	EUR	1,729,840.49	03/04/14	(9,041.00)
USD	2,389,100.00	EUR	1,729,850.51	03/04/14	(9,027.22)
USD	116,000.00	EUR	84,004.65	03/04/14	(419.39)
EUR	30,900.39	USD	43,000.00	03/04/14	484.66
EUR	33,929.92	USD	47,000.00	03/04/14	316.37

Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the EUR Units class (17,686.58)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

Nikko Global Currency Fund

Note 8 - Forward foreign exchange contracts (continued)

8.3 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the AUD Units class:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	301,100.00	AUD	337,162.57	03/04/14	10,140.90
USD	301,100.00	AUD	337,171.63	03/04/14	10,149.27
USD	17,000.00	AUD	19,072.66	03/04/14	606.33
AUD	5,501.40	USD	5,000.00	03/04/14	(78.43)
AUD	6,567.71	USD	6,000.00	03/04/14	(62.76)
Total net unrealised appreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the AUD Units class					20,755.31

8.4 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the Yen Units class:

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	791,050.00	JPY	80,727,443.00	03/04/14	(7,019.39)
USD	791,050.00	JPY	80,727,522.00	03/04/14	(7,018.62)
JPY	102,016.00	USD	1,000.00	03/04/14	9.22
JPY	2,995,143.00	USD	29,000.00	03/04/14	(89.04)
JPY	1,423,700.00	USD	14,000.00	03/04/14	172.92
JPY	1,532,925.00	USD	15,000.00	03/04/14	112.13
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the Yen Units class					(13,832.78)

MELLON OFFSHORE FUNDS

Notes to the financial statements (continued)

(As at March 31, 2014)

Nikko Global Currency Fund

Note 8 - Forward foreign exchange contracts (continued)

8.5 - Forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the Yen Units class (for FOF Investors):

Currency	Sales	Currency	Purchases	Maturity date	Unrealised appreciation/ (depreciation)
					USD
USD	410,500.00	JPY	41,891,935.00	03/04/14	(3,642.58)
USD	410,500.00	JPY	41,891,976.00	03/04/14	(3,642.18)
JPY	102,016.00	USD	1,000.00	03/04/14	9.22
JPY	2,028,140.00	USD	20,000.00	03/04/14	302.56
JPY	508,464.00	USD	5,000.00	03/04/14	61.76
JPY	817,560.00	USD	8,000.00	03/04/14	59.80
Total net unrealised depreciation on forward foreign exchange contracts to cover the currency exposure of the Yen Units class (for FOF Investors)					(6,851.42)

Note 9 - Exchange rates

The exchange rates used as at March 31, 2014 are as follows:

Currency	Exchange rate	Currency	Exchange rate
AUD	1.0831	JPY	102.9650
CAD	1.1059	NOK	6.0170
CHF	0.8863	NZD	1.1549
EUR	0.7268	SEK	6.4992
GBP	0.6012	USD	1.0000

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2015年7月末日現在)

	米ドル（ 、 を除く。）	千円（ 、 を除く。）
資産総額	6,790,426.31	842,284
負債総額	7,548.61	936
純資産価額（ - ）	6,782,877.70	841,348
発行済口数	米ドル建クラス受益証券：13,056口 ユーロ建クラス受益証券：41,491口 豪ドル建クラス受益証券：4,471口 円建クラス受益証券：17,056口	
1口当たり純資産価格 （ / ）	米ドル建クラス受益証券：86.11米ドル ユーロ建クラス受益証券：83.72ユーロ 豪ドル建クラス受益証券：117.56豪ドル 円建クラス受益証券：7,069円	10,681円 11,365円 10,652円 -

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりである。

名 称 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557 ロベルトシュトゥンパー通り9A

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は受益者から徴収されない。

（ロ）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または受益者決議の提議においては1口当たり純資産価格の総額が、トラストの全シリーズ・トラストの純資産価格の総額の10分の1以上となる受益証券を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、またはファンド決議の提議においてはファンドの受益証券の10分の1以上の口数を保有する登録受益者の書面による請求がなされた場合、当該通知に記載される日時および場所にて、適宜すべての受益者またはファンドの受益者の集会を招集するものとする。

各集会の15日以上前の書面による通知は、集会の場所、日時および当該集会において提議される予定の決議事項を明記した上、受託会社より、すべての受益者の集会の場合には各受益者に対し、ファンドの受益者の集会の場合にはファンドの受益者に対して、郵送されるものとする。集会の基準日は、通知に記載される当該集会の日付の21日以上前であるものとする。受益者への通知の事故による不配または受益者の不受理は、集会における議事を無効としないものとする。受託会社または管理会社の取締役またはその他権限ある役員は、いずれの集会においても出席および発言の権利が与えられているものとする。

受益者決議に関する純資産価格の計算は、集会の直前の関連する評価日に行われるものとする。定足数の要件は受益者2人とするが、受益者が1人しか存在しない場合はこの限りでない。かかる場合、定足数は受益者1人とする。

集会において、集会の採決に付された決議は書面による投票により採択されるものとし、受益者決議においてはトラストの全シリーズ・トラストの純資産価格の総額の50%以上にあたる1口当たり純資産価格の総額の受益証券を保有する受益者、ファンド決議においてはファンドの受益証券の2分の1以上の口数を保有する受益者により承認された場合に、投票の結果が当該集会の決議とみなされるものとする。

投票において、議決権は本人または代理人のいずれかによって行使し得る。

文書の提供および閲覧

信託証書、管理事務代行契約、保管契約、受託会社および／または管理会社間で締結されたファンドに関するサービス提供者を任命する契約、ファンドの受益証券の日本における販売会社を任命する契約ならびに一切の年次報告書および半期報告書の写しは、あらゆる日（土曜、日曜および祝日を除く。）の通常の営業時間に管理事務代行会社の事務所において、無料で閲覧可能となり、かかる写しは、合理的な料金を支払った上で入手することができる。

（ハ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

（二）受益証券の譲渡制限の内容

各受益者は、受託会社の事前の書面による承諾に従い、管理会社との協議後、受託会社が随時承認する様式の書面により、いずれの受益証券についても名義書換ができる。但し、譲受人は、関連もしくは該当する管轄地における制定法、政府その他の要求もしくは規制、または該当する時点において有効な受託会社の方針を遵守するため、その他受託会社の要請に従い、受託会社、または適正に授權された受託会社の代理人が要求する情報を、事前に提供するものとする。さらに、譲受人は、（a）適格投資家への名義書換であること、および（b）受託会社はその裁量により要求するその他の事項につき書面で受託会社に対して表明する必要がある。

（ホ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項
該当事項なし。

第二部【特別情報】

第 1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

（ 1 ） 資本金の額

2015年 6 月末日現在の資本金の額は、246,310円で、全額払込済である。管理会社の授権株式総数は、普通株式450,000株および償還可能優先株式450,000株で、発行済株式数は、普通株式1,000株および償還可能優先株式1,000株である。なお、管理会社の純資産の額は、2015年 6 月末日現在、約65億円である。

最近 5 年間に資本金の増減はなされていない。但し、2007年 7 月 1 日より、資本金を含む財務書類の記帳通貨が米ドルから円に変更された。

（ 2 ） 会社の機構

管理会社はケイマン諸島において設立され、現在存続している法人である。2015年 7 月末日現在、同社の取締役会は、以下の 7 名の取締役から構成される。

スティーブ・リピナー	取締役
スコット・レノン	取締役
ドニ・シャムサディン	取締役
ジェーン・ケー	取締役
ギ・ユーディン	取締役
パトリツィア・ブルツィオ	取締役
ブレンドン・ドネラン	取締役

権限を授権された取締役がファンドに関して管理会社を代理する。

管理会社は、管理事務代行者としての業務を S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託しており、また、投資運用業務を B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社に委託している。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、あらゆる種類の金融、商取引およびトレーディング業務ならびに銀行および信託業務を遂行し、引受け、また、これらの目的のいずれかに関連して差支えなく行うことのできるようなその他の業務を営むことを含む。

2015年6月末日現在、管理会社は、下記の投資信託の管理および運用を行っている。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産額の合計
ケイマン諸島籍	オープン・エンド型 契約型投資信託	23	537,819,573,864円

3【管理会社の経理状況】

（１）管理会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第５項本文を適用し、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日 内閣府令第52号）により作成しております。

また、財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

（２）管理会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、事業年度（自平成26年１月１日至平成26年12月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

財務諸表等

（１）【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 (平成25年12月31日)	当事業年度 (平成26年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	3,838,588	4,166,415
未収委託者報酬	447,075	621,789
前払販売関連費用	13,280,064	11,197,758
未収入金	1,239,048	1,008,407
流動資産計	18,804,775	16,994,370
資産合計	18,804,775	16,994,370
負債の部		
流動負債		
未払金	536,738	550,138
未払費用	1,938,923	1,848,330
流動負債計	2,475,661	2,398,468
固定負債		
長期借入金	10,718,661	8,346,868
固定負債計	10,718,661	10,745,336
負債合計	13,194,322	10,745,336
純資産の部		
株主資本		
資本金	246	246
資本剰余金		
その他資本剰余金	1,193,830	1,193,830
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	4,416,377	5,054,958
純資産合計	5,610,453	6,249,034
負債・純資産合計	18,804,775	16,994,370

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自 平成25年 1 月 1 日 至 平成25年12月31日）	当事業年度 （自 平成26年 1 月 1 日 至 平成26年12月31日）
営業収益		
委託者報酬	4,594,951	4,376,600
販売管理報酬等	13,004,897	7,042,323
営業収益計	17,599,848	11,418,924
営業費用		
支払手数料	3,924,277	3,764,944
販売関連費用	10,889,897	6,149,407
営業費用計	14,814,174	9,914,351
一般管理費		
事務委託費	260,516	346,848
諸経費	14,458	17,815
一般管理費計	274,974	364,663
営業利益	2,510,700	1,139,908
営業外収益		
受取利息	6,422	5,976
為替差益	25,590	-
営業外収益計	32,012	5,976
営業外費用		
支払利息	369,850	257,704
為替差損	-	4,210
営業外費用計	369,850	261,914
経常利益	2,172,861	883,970
特別損失		
前払販売関連費用追加償却費	* 1 458,490	245,388
税引前当期純利益	1,714,371	638,581
当期純利益	1,714,371	638,581

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自平成25年 1 月 1 日 至平成25年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	2,702,005	3,896,081	3,896,081
当期変動額					
当期純利益			1,714,371	1,714,371	1,714,371
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	1,714,371	1,714,371	1,714,371
当期末残高	246	1,193,830	4,416,377	5,610,453	5,610,453

当事業年度（自平成26年 1 月 1 日 至平成26年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
		その他 資本剰余金	その他 利益剰余金		
			繰越利益 剰余金		
当期首残高	246	1,193,830	4,416,377	5,610,453	5,610,453
当期変動額					
当期純利益			638,581	638,581	638,581
株主資本以外の項目 の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	-	638,581	638,581	638,581
当期末残高	246	1,193,830	5,054,958	6,249,034	6,249,034

重要な会計方針

１．デリバティブ等の評価基準及び評価方法

時価法

２．前払販売関連費用の処理方法

前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから收受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

（損益計算書関係）

前事業年度（自平成25年１月１日 至平成25年12月31日）

＊１．前払販売関連費用追加償却費

前払販売関連費用の価値の減少により、将来受取キャッシュ・フローの見込額が減少したため、当該見込み額に基づき、前払販売関連費用について追加償却費を認識しております。

当事業年度（自平成26年１月１日 至平成26年12月31日）

＊１．前払販売関連費用追加償却費

同上

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自平成25年１月１日 至平成25年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

当事業年度（自平成26年１月１日 至平成26年12月31日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成25年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（１）現金・預金	3,838,588	3,838,588	-
（２）未収委託者報酬	447,075	447,075	-
（３）未収入金	1,239,048	1,239,048	-
資産計	5,524,711	5,524,711	-
（１）未払金	536,738	536,738	-
（２）未払費用	1,938,923	1,938,923	-
（３）長期借入金	10,718,661	10,718,661	-
負債計	13,194,322	13,194,322	-
デリバティブ取引（＊１）			
（１）ヘッジ会計が 適用されていないもの	-	-	-
（２）ヘッジ会計が 適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

当事業年度（平成26年12月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（１）現金・預金	4,166,415	4,166,415	-
（２）未収委託者報酬	621,789	621,789	-
（３）未収入金	1,008,407	1,008,407	-
資産計	5,796,611	5,796,611	-
（１）未払金	550,138	550,138	-
（２）未払費用	1,848,330	1,848,330	-
（３）長期借入金	8,346,868	8,346,868	-
負債計	10,745,336	10,745,336	-
デリバティブ取引（＊１）			
（１）ヘッジ会計が 適用されていないもの	-	-	-
（２）ヘッジ会計が 適用されているもの	-	-	-
デリバティブ取引計	-	-	-

（＊１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びにデリバティブ取引に関する事項

資産

（１）現金・預金、（２）未収委託者報酬、並びに（３）未収入金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（１）未払金、並びに（２）未払費用

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（３）長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	3,838,588	-	-	-
未収委託者報酬	447,075	-	-	-
未収入金	1,239,048	-	-	-
合計	5,524,711	-	-	-

当事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,166,415	-	-	-
未収委託者報酬	621,789	-	-	-
未収入金	1,008,407	-	-	-
合計	5,796,611	-	-	-

（注３）長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成25年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962
合計	2,263,806	2,263,806	2,228,183	1,599,431	1,354,473	1,008,962

当事業年度（平成26年12月31日）

	1年以内 （千円）	1年超 2年以内 （千円）	2年超 3年以内 （千円）	3年超 4年以内 （千円）	4年超 5年以内 （千円）	5年超 （千円）
長期借入金	1,984,749	1,984,749	1,741,127	1,240,725	1,013,518	382,000
合計	1,984,749	1,984,749	1,741,127	1,240,725	1,013,518	382,000

（デリバティブ取引関係）

１．取引の時価等に関する事項

通貨関連

前事業年度（平成25年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	イギリスポンド	588,387	-	-	-
	ＵＳドル	682,606	-	-	-
	オーストラリアドル	1,590,642	-	-	-
合計		2,861,635	-	-	-

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、当事業年度は期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

当事業年度（平成26年12月31日）

区分	取引の種類	契約額等 （千円）	契約額等のうち 1年超 （千円）	時価 （千円）	評価損益 （千円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建				
	イギリスポンド	690,273	-	-	-
	USドル	892,331	-	-	-
	オーストラリアドル	2,033,456	-	-	-
合計		3,616,061	-	-	-

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、当事業年度は期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当事項はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

前事業年度（自平成25年１月１日 至平成25年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,594,951	13,004,897	17,599,849

２．地域ごとの情報

（１）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	4,376,600	7,042,323	11,418,924

２．地域ごとの情報

（１）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（関連当事者との取引）

１．関連当事者との取引

（１）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

前事業年度（自平成25年１月１日　至平成25年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・インターナ ショナル・リミ テッド	英国ロン ドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資 運用 委託 (注2)	31,730	未払 費用	691,021
同一の 親会社 を持つ 会社	ビーエヌワイ・ メロン・アセッ ト・マネジメン ト・ジャパン・ リミテッド	東京都千 代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託、 役員の 兼任	投資運用 委託 (注2) 事務委託 (注4)	3,923,866 260,516	未払 費用 未払 費用	946,697 260,516
同一の 親会社 を持つ 会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 預入 (純額) (注3)	1,555,936	預金	3,221,960
						資金の 借入	資金の 返済 (純額) (注3) 利息の 支払 (注3)	4,357,676 369,850	長期 借入金	10,718,661

当事業年度（自平成26年1月1日 至平成26年12月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連 当事者 との関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・インターナショナル・リミテッド	英国ロンドン	31.3 百万 ポンド	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資 運用 委託 (注2)	191,367	未払 費用	881,500
同一の親会社を持つ会社	ビーエヌワイ・メロン・アセット・マネジメント・ジャパン・リミテッド	東京都千代田区	795 百万円	資産 運用 業務	なし	投資運用 委託	投資運用 委託 (注2) 事務委託 (注4)	3,526,147 346,848	未払 費用 未払 費用	933,438 86,712
同一の親会社を持つ会社	ニューヨーク メロン銀行	米国 ニュー ヨーク	1,135 百万米 ドル	銀行業	なし	預金取引	預金の 預入 (純額) (注3)	106,773	預金	3,328,733
						資金の 借入	資金の 返済 (純額) (注3) 利息の 支払 (注3)	2,371,792 257,704	長期 借入金	8,346,868

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針

- (1) 取引金額には、消費税等は含まれておりません。
- (2) 当該会社との投資運用契約に基づき、独立第三者間取引と同様の取引条件で計算された金額を支払っています。
- (3) 当社と関係を有しない他の当事者と同様の取引条件等によっております。
- (4) 事務委託については、当社が提供を受ける役務に係る人件費、システム利用料等の経費相当額に基づいて算出されております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

親会社情報

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーション（ニューヨーク証券取引所に上場）

（１株当たり情報）

	前事業年度 〔 自平成25年１月１日 至平成25年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成26年１月１日 至平成26年12月31日 〕
１株当たり純資産額	2,805,228円12銭	3,124,517円88銭
１株当たり当期純利益金額	857,186円05銭	319,290円58銭

（注）１．潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 〔 自平成25年１月１日 至平成25年12月31日 〕	当事業年度 〔 自平成26年１月１日 至平成26年12月31日 〕
当期純利益（千円）	1,714,371	638,581
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,714,371	638,581
期中平均株式数	2,000	2,000
うち、普通株式	1,000	1,000
うち、普通株式と同等の株式： 優先株式	1,000	1,000

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務書類

管理会社の経理状況において、当中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）については、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という）第76条第4項本文の適用により、管理会社B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッドの中間財務書類を掲げております。

- （１）管理会社の中間財務書類（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）は、中間財務諸表等規則第2条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- （２）管理会社は、当中間会計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）の中間財務書類について、公認会計士若しくは監査法人の監査を受けておりません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第37期中間会計期間末 (平成27年 6 月30日)	
資産の部	
流動資産	
預金	4,757,807
未収委託者報酬	832,540
前払販売関連費用	10,122,151
未収入金	1,116,408
流動資産計	16,828,906
資産合計	16,828,906
負債の部	
流動負債	
未払費用	2,148,626
未払金	790,751
流動負債計	2,939,377
固定負債	
長期借入金	7,430,572
固定負債計	7,430,572
負債合計	10,369,949
純資産の部	
株主資本	
資本金	246
資本剰余金	
その他資本剰余金	1,193,830
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	5,264,881
純資産合計	6,458,957
負債・純資産合計	16,828,906

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)	
第37期中間会計期間	
(自 平成27年 1 月 1 日	
至 平成27年 6 月30日)	
営業収益	
委託者報酬	2,462,463
販売管理報酬等	2,967,257
営業収益計	5,429,720
営業費用	
支払手数料	2,179,065
販売関連費用	2,601,274
営業費用計	4,780,339
一般管理費	
事務委託費	173,424
諸経費	6,261
一般管理費計	179,685
営業利益	469,696
営業外収益	
受取利息	2,859
営業外収益計	2,859
営業外費用	
支払利息	97,582
為替差損	59,505
営業外費用計	157,087
経常利益	315,468
特別損失	
前払販売関連費用追加償却費	105,545
税引前中間純利益	209,923
中間純利益	209,923

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位：千円)

第37期中間会計期間

(自 平成27年 1 月 1 日

至 平成27年 6 月30日)

株主資本

資本金

前期末残高 246

当中間期変動額 -

当中間期末残高 246

資本剰余金

その他資本剰余金

前期末残高 1,193,830

当中間期変動額 -

当中間期末残高 1,193,830

利益剰余金

その他利益剰余金

繰越利益剰余金

前期末残高 5,054,958

当中間期変動額

中間純利益 209,923

当中間期変動額合計 209,923

当中間期末残高 5,264,881

株主資本合計

前期末残高 6,249,034

当中間期変動額

当中間純利益 209,923

当中間期変動額合計 209,923

当中間期末残高 6,458,957

純資産合計

前期末残高 6,249,034

当中間期変動額

中間純利益 209,923

当中間期変動額合計 209,923

当中間期末残高 6,458,957

重要な会計方針

項目	第37期中間会計期間 〔 自平成27年 1 月 1 日 至平成27年 6 月30日 〕
1．デリバティブ等の 評価基準及び評価方法	（ 1 ）時価法
2．前払販売関連費用の 処理方法	前払販売関連費用には、受益証券販売会社に支払った販売手数料を計上しており、将来ファンドから収受する販売管理報酬及び解約時には投資家から回収する手数料（販売管理報酬等）に対応させて営業費用の販売関連費用にて計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

第37期中間会計期間 〔 至平成27年 6 月30日 〕	
1．関係会社に対するもの	
預金	4,757,807 千円
未払費用	2,148,626 千円
長期借入金	7,430,572 千円

（損益計算書関係）

第37期中間会計期間 〔 自平成27年 1 月 1 日 至平成27年 6 月30日 〕	
1．関係会社との取引に係るもの	
支払手数料	2,179,065 千円
受取利息	2,859 千円
為替差損	59,505 千円
支払利息	97,582 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第37期中間会計期間（自平成27年 1 月 1 日 至平成27年 6 月30日）

発行済株式総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式（株）	1,000	-	-	1,000
優先株式（株）	1,000	-	-	1,000

（金融商品の状況に関する事項）

当事業年度（平成27年 6 月30日現在）

1．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は資産運用管理業務を行っています。これらの事業により生じる営業債権である未収委託者報酬、未収入金の管理はきわめて重要であると認識しております。

これらの業務により生じた余剰資金の運用については、短期的な預金等の安全性の高い金融資産に限定しており、外貨建預金については、為替予約を用いて管理しております。

必要資金については銀行からの借入により調達しており、必要に応じて長期借入により資金調達する方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権は分別保管されているファンドの信託財産から回収されるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。なお、営業債権のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

また、長期借入金については、金利の変動リスク及び為替の変動リスクに晒されております。

預金のうち、外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金に係る金利の変動リスク及び為替の変動リスクにつきましては、市場の動向を継続的に把握しその抑制に努めております。預金のうち、外貨建てのものについては急激な為替変動リスクを抑制するため、短期の為替予約を用いております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることがあります。

２．金融商品の時価等に関する事項

平成27年６月30日における貸借対照表上計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表上計上額	時価	差額
（１）現金・預金	4,757,807	4,757,807	-
（２）未収委託者報酬	832,540	832,540	-
（３）未収入金	1,116,408	1,116,408	-
資産計	6,706,755	6,706,755	-
（１）未払金	790,751	790,751	-
（２）未払費用	2,148,626	2,148,626	-
（３）長期借入金	7,430,572	7,430,572	-
負債計	10,369,949	10,369,949	-

（注１）金融商品の時価の算定方法

資 産

（１）現金・預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）未収委託者報酬、（３）未収入金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

負 債

（１）未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（２）未払費用

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

（３）長期借入金

長期借入金は、変動金利によるもので、短期間で市場金利を反映していることから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	4,757,807			
未収委託者報酬	832,540			
未収入金	1,116,408			
合 計	6,706,755			

（注３）長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	1,801,219	1,739,749	1,445,343	1,278,961	886,832	278,468
合 計	1,801,219	1,739,749	1,445,343	1,278,961	886,832	278,468

（デリバティブ取引関係）

１．取引の時価等に関する事項

通貨関連

区分	取引の種類	第37期中間会計期間末 (平成27年6月30日)		
		契約額等 (千円)	契約額等の うち1年超 (千円)	時価 (千円)
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 イギリスポンド USドル オーストラリアドル	721,003 938,258 2,066,606	- - -	- - -
合計		3,725,867	-	-

（注）１．時価の算定方法

期末の時価は先物相場を使用しております。なお、期末日に為替予約を行っているため、期末日の時価は零となっております。

２．ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引はありません。

（セグメント情報等）

セグメント情報

当社の報告セグメントは、「管理業」という単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当事業年度（自平成27年 1 月 1 日 至平成27年 6 月30日）

１．製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	販売管理報酬等	合計
外部顧客への売上高	2,462,463	2,967,257	5,429,720

２．地域ごとの情報

（１）売上高

損益計算書に占める外部顧客への売上高の90%超は本邦におけるものであるため、記載を省略しております。

３．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年 3 月 27日改正分）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年 3 月21日）を適用しております。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（税効果会計関係）

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

第37期中間会計期間 〔 自平成27年 1 月 1 日 至平成27年 6 月30日 〕	
1株当たり純資産額	3,229,478.50円
1株当たり中間純利益	104,961.55円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	

（注）1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	第37期中間会計期間 自平成27年 1 月 1 日 至平成27年 6 月30日
中間純利益（千円）	209,923
普通株主に帰属しない金額（千円）	-
普通株式に係る中間純利益（千円）	209,923
期中平均株式数	2,000
うち、普通株式	1,000
うち、普通株式と同等の株式：優先株式	1,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	該当ありません。

4【利害関係人との取引制限】

管理会社および受託会社、これらの持株会社、かかる持株会社の株主および子会社ならびにその取締役、役員、従業員、代理人および関連会社（以下「関係当事者」という。）の各々は、場合によりファンドとの利益相反を招き得る他の金融活動、投資活動その他の専門的な活動に関与することがある。かかる活動には、他の投資信託の受託者または管理者として活動すること、および他の投資信託または他の会社の取締役、役員、アドバイザーまたは代理人として行為することが含まれる。特に、管理会社は、ファンドのそれと類似または重複する投資目的を有する他の投資信託に対する助言に関与することが予想される。さらに、受託会社の関連会社は、ファンドに対し、管理会社に承認される条件により銀行サービスおよび金融サービスを提供することができ、この場合かかる銀行サービスおよび金融サービスの提供により得られた利益は関係当事者が保有することとなる。管理会社および受託会社は、第三者に対しファンドに提供されたものと類似するサービスを提供することができ、かかる行為により得られた利益につき説明する責任を負わないものとする。利益相反が生じた場合、管理会社または受託会社（のうち該当する方）は、これが公平に解決されることを確保する努力を行うものとする。異なる顧客（ファンドを含む。）への投資機会の配分において、管理会社は、かかる義務につき利益相反に直面する可能性がある。但し、管理会社は、当該状況下の投資機会が長期にわたり評価され公平に配分されることを保証する。

各ファンドは、関係当事者またはかかる者により助言もしくは管理される投資信託または投資勘定から証券を取得するか、またはこれらに対し証券を処分することができる。関係当事者（受託会社を除く。）は、受益証券を保有し自己が適切と判断するところに従い取引を行うことができる。関係当事者は、類似の投資対象がファンドにより保有されるか否かにかかわらず、自己の勘定で投資対象を購入、保有または取引することができる。

関係当事者は、受益者との間で、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されている事業体との間で金融その他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる。さらに、関係当事者は、該当するファンドのためであるか否かを問わず当該ファンドの勘定で行ったファンドの投資対象の売却または購入に関し、自らが取り決める手数料および利益を受領することができる。

適用ある法令に従い、

- (a) 管理事務代行会社、保管会社ならびにその各子会社、関連会社、代理人、被委譲者および関係者（各々を「関連当事者」という。）は、本人または代理人として、または管理事務代行会社が管理事務代行契約の当事者でなかった場合に有していた権利と同一の権利を有するその他の者として、ファンドの勘定で資産または株式を購入、保有、処分その他取引することができるが、管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (b) 関連当事者は、同一または類似の投資対象がファンドによりもしくはその勘定で保有されるかまたは当該ファンドに関係するか否かにかかわらず、自己の勘定、ファンドの勘定または自己の顧客の勘定で投資対象を購入、保有および取引することができ、これに関与するいかなる者も、かかる取引によりまたはこれに関連し得られた利益につき説明する義務を負わない。管理事務代行会社は、かかる取引の結果自らまたは関連当事者が保有することとなった情報に関する通知により影響を受けるとはみなされず、管理会社もしくは受託会社に対しかかる情報を開示する義務を負うともみなされない。
- (c) 関連当事者は、ファンドの勘定で、保管会社またはそのノミニーに対し投資対象を売却し、かかる者から投資対象を購入し、またはかかる者に対し投資対象を付与することができ、かつ、受益者、ファンド、または自己の証券がファンドによりもしくはその勘定で保有されているかまたは当該ファンドに関連する投資信託または機関の勘定で、保管会社もしくはそのノミニーとの間で金融取引、銀行取引、通貨取引またはその他の取引を行うか、またはかかる取引に関与することができる

が、かかる関連当事者のいずれも、かかる取引に関し関係する当事者間の関係のみに基づき発生した利益につき説明することを求められない。但し、上記（a）乃至（c）に企図される取引は、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものとして実行され、かつ、以下に従うものとする。

（ ）独立しておりかつ認定評価を行う資格を有すると保管会社により認められた者からかかる評価を受領すること、

（ ）該当する規則に基づく最高の条件による計画的な投資取引を実行すること、

（ ）上記（ ）または（ ）に規定される手続が実行可能でない場合は、保管会社（保管会社が関係する取引の場合は管理会社）が、関係受益者の最善の利益において対等に取り決められる通常の商業条件に基づき成立したものとして取引が行われたと満足する条件により実行すること。

（d）関連当事者は、購入者またはベンダーが当該時点で公開されていない証券取引所その他の市場において通常の方法で成立する契約に従い行われる取引を完了することができる。

（e）関連当事者は、他の者の事務管理代行会社もしくは登録機関として行為することを継続するかまたはかかる行為に同意することができ、また、ファンドに対し同様のサービスを提供することなく他の顧客に対し事務管理サービスまたは登録サービスを提供することができる。

（f）関連当事者は、ファンドのために、（関連当事者または当該関連当事者に課せられる銀行手数料または預金利息その他の事項に関する）通常の顧客向け銀行業務を条件として、銀行施設を提供するかまたは関連当事者をして銀行として行為し銀行施設（直物為替取引および為替予約取引を含む。）を提供せしめることができる。関連当事者は通常利息を認めるが、これに従い、該当するファンドまたはその受益者に対し説明する義務を負うことなく、銀行としての役割に関連し自己に発生する利益を請求しこれを保有する権利を有するものとする。

5【その他】

（1）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更される。

（2）事業譲渡または事業譲受

当初、管理会社のすべての発行済株式は、メロン・インターナショナル・ホールディング・コーポレーション（以下「MIHC」という。）が保有していた。その後MIHCは解散し、この解散に伴い、その当時MIHCの普通株9,900株を保有していた、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの完全子会社であるメロン・バンク・エヌ・エイ（以下「メロン・バンク」という。）は、メロン・バンク・インターナショナルに分配された一定額の現金を除くMIHCの資産および負債をすべて引受けた。

その後、メロン・バンクはMIHCの解散に伴い受領した、メロン・バンクが保有する一定額の現金を除くすべての資産をメロン・オーバースーズ・インベストメント・コーポレーション（以下「MOIC」という。）に提供した。管理会社のすべての発行済株式は、MOICに提供されたかかる資産に含まれていたため、管理会社はMOICの完全子会社となった。

（3）出資の状況

該当なし。

（4）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無期限である。但し、株主総会の決議によっていつでも解散することができる。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

資本金の額

2015年6月末日現在、受託会社の資本金の額は、48,544,177米ドル（約60億2,142万円）である。

事業の内容

受託会社はケイマン諸島の法律に基づき1965年に設立された信託銀行であり、銀行、信託および投資サービスを包括的に提供している。その顧客には、ケイマン諸島だけでなく世界各地の個人、法人その他の機関が含まれる。受託会社は、ケイマン諸島の銀行及び信託会社法（2013年改訂）に基づき適法に設立され、存続しており、現在行っている自己の事業につき許可を受けている。また、受託会社は、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理者としての許可も受けている。

（2）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

資本金の額

2015年3月末日現在、資本金の額は、90,154,448ユーロ（約122億3,847万円）である。

事業の内容

S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社は、ルクセンブルグで1974年2月14日に設立された銀行である。

（3）B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

資本金の額

2015年3月末日現在、投資運用会社の資本金の額は、7億9,500万円である。

事業の内容

投資運用会社は、1998年11月に日本において設立され、金融商品取引法に基づき登録を受け日本において投資運用業および投資助言・代理業を営んでいる。

（4）メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（「副投資運用会社」）

資本金の額

2014年12月末日現在、副投資運用会社の総株主資本の額は、989,666,814.10米ドル（約1,228億円）である。

事業の内容

副投資運用会社（M C M）は、1983年に米国カリフォルニア州サンフランシスコを本店所在地として設立され、米国1940年投資顧問法に基づき、投資顧問業を営んでいる。

（5）S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

資本金の額

2015年7月末日現在、100億円である。

事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

（６）野村證券株式会社（「日本における販売会社」）

資本金の額

2015年７月末日現在、100億円である。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っている。同社は2014年７月末日現在、日本国内に160の本支店を有し、顧客に第一種金融商品取引業に関するサービスを提供している。なお、様々な投資運用業者発行の投資信託について販売会社として、また、外国投資信託の販売会社および代行協会員として、それぞれの受益証券の販売・買戻しの取扱いを行っている。

２【関係業務の概要】

（１）C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

受託会社は、信託証書に基づき、ファンドの受託業務を行う。

（２）S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

管理事務代行会社は、ファンドに関して管理事務、登録および名義書換業務を行う。また、管理事務代行契約に基づき、受託会社および管理会社の監督のもと、ファンドの業務を行い、ファンドの会計記録を維持し、ファンドの純資産価額の算定を行う。

保管会社は、保管契約に定めるとおり、保管する証券の処理、評価および報告業務を行う。かかる業務には、信託および保護預り、資金管理および証券移動、ならびに月次評価といった業務が含まれる。

（３）B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

管理会社から委託を受け、信託証書に基づきファンドに関する投資運用業務を行う。

（４）メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（「副投資運用会社」）

投資運用会社により、ファンドの副投資運用会社として任命された。

（５）S M B C日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

代行協会員としての業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行う。

（６）野村證券株式会社（「日本における販売会社」）

受益証券の販売・買戻しに関する業務を行う。

3【資本関係】

- (1) C I B C バンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（「受託会社」）

該当事項なし。

- (2) S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社（「管理事務代行会社」および「保管会社」）

S M B C 日興ルクセンブルク銀行株式会社は、S M B C 日興証券株式会社の100%子会社である。

- (3) B N Yメロン・アセット・マネジメント・ジャパン株式会社（「投資運用会社」）

投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。

- (4) メロン・キャピタル・マネジメント・コーポレーション（「副投資運用会社」）

副投資運用会社は、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・コーポレーションの間接的な完全子会社である。

- (5) S M B C 日興証券株式会社（「代行協会員」および「日本における販売会社」）

該当事項なし。

- (6) 野村證券株式会社（「日本における販売会社」）

該当事項なし。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年6月現在、活動中の規制を受けているオープン・エンド型投資信託の数は11,061であった。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4（4）条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3．規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方

法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に応じて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF2およびMF2A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4（3）条投資信託）

（a）規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

（i）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

（ ）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（ ）投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

（A）一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

（B）受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

（b）上記の（i）および（ ）に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の（ ）に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならない（MF4様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4．投資信託の継続的要件

- 4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。
- 4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託（年次申告書）規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することによりのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5．投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課

されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行うことができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4（3）条（第3.3項参照）に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4（4）条（第2.3項参照）に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。

5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない、決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- （a）投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
- （b）投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
- （c）会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- （d）欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
- （e）ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。

5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。

5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6．ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- （a）最も一般的な投資信託の手段は、会社法（2013年改訂）に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。

- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法（2013年改訂）の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - (i) 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - (v) 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行うしなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。

- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法（2013年改訂）に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないととの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。
- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域（特に米国）のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法（2013年改訂）の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - (i) ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報法（2014年改訂）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- (v) リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までにCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。

- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グラントコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実動的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。

- 7.16 第7.9（d）項または第7.9（e）項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （d）投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - （e）また、CIMAは、第7.9（d）項または第7.9（e）項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9（a）項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17（c）項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4（1）（b）条（管理投資信託）または第4（3）条（第4（3）条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのににもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。

- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
 - (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
 - (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
 - (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
 - (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
 - (i) CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
 - () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
 - () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
 - () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
 - (v) CIMAの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
 - (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) CIMAの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) CIMAの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてCIMAがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 CIMAが第8.10項による措置を執った場合、CIMAは、グランドコートに対して、CIMAが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。

- 8.12 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、管理者がCIMAに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10（e）項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10（d）項または第8.10（e）項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- （a）CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - （b）選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をCIMAに対して行う。
 - （c）第8.15（b）項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、推奨をCIMAに対して提供する。
- 8.16 第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任された者が、
- （a）第8.15項の義務に従わない場合、または
 - （b）満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとCIMAが判断する場合、CIMAは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- （a）CIMAが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - （b）投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94（4）条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - （c）CIMAは、第8.10（d）項または第8.10（e）項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- （a）CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - （b）免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法（2013年改訂）によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9．ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1 (a) 項から第9.1 (d) 項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10 . CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄
 - (c) 投資信託管理者に関する事柄
- ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。
- (a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合
 - (b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

- (c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合
- (d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。
- (e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11．ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

- （a）契約法の第14（1）条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14（2）条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。
- （b）一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

- （a）損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。
 - （i）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。
 - （ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。
- （b）「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。
- （c）情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- （d）表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- （e）事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- （a）販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- （b）一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（2013年改訂）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（2013年改訂）第247条、第248条

- （a）欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- （b）他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- （c）両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係（保護）法（2015年改訂）第5（3）条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算（解散）は、会社法（2013年改訂）、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17（b）項および第8.17（b）項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17（c）項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17（d）項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1（1）項、第6.2（g）項および第6.3（i）項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4（1）（a）条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である）をすることができる。
- 14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。
- 14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。
- 14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。
- 14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。
- 14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。
- 14.7 管理事務代行会社
- （a）本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
 - （i）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - （ ）一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - （ ）管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - （ ）本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - （v）一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - （ ）管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること

- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（2015年改正）の別表2第3項に規定される活動が含まれる。

- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- (i) 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - (v) 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- (i) 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
 - 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問

会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。

- (v) 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条（5）項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - (i) 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条（6）項は、本規則第21条（4）項または第21条（5）項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
 - (i) 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
 - () マスター・ファンド、フィードー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。

- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4（1）条および第4（6）条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - (i) 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - (v) 監査人の氏名および住所
 - () 下記の（ ）、（ ）および（ ）に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - () 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - () 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (v) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - () 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - () 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
 - () 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
 - () 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細

- () 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- () 以下の記述
「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- () 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- () 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- () 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

平成26年 9 月30日	有価証券届出書
	有価証券報告書
平成26年12月22日	半期報告書
	有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項なし。

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズの受託会社としての

C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2015年3月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要および財務諸類に対するその他の説明情報から成る注記、メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストである、日興グローバル・カレンシー・ファンドの財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2015年3月31日現在のメロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラストである、日興グローバル・カレンシー・ファンドの財政状態ならびに同日終了年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ブライスウォーターハウスクーパース

ケイマン諸島

2015年7月29日

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as Trustee of Mellon Offshore Funds

We have audited the accompanying financial statements of Nikko Global Currency Fund, a series trust of Mellon Offshore Funds, which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at March 31, 2015, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Nikko Global Currency Fund, a series trust of Mellon Offshore Funds, as at March 31, 2015, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers
Cayman Islands
July 29, 2015

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成27年 6月30日

B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 安 藤 通 教
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「管理会社の経理状況」に掲げられているB N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第36期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、B N Yメロン・インターナショナル・マネジメント・リミテッド株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）1．上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しております。

2．X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人報告書

メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンドの受託会社としての
C I B Cバンク・アンド・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド御中

我々は、2014年3月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日終了年度の運用計算書および純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要および財務諸類に対するその他の説明情報から成る注記、メロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンド（メロン・オフショア・ファンズのシリーズ・トラスト）の財務書類を監査した。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、真実かつ公正に表示された財務書類を作成すること、および、不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると、経営陣が判断する内部統制について責任を負う。

監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づきこれらの財務書類に対して意見を表明することである。我々は、国際監査基準に従って監査を実施した。これらの基準は、我々が倫理義務を遵守し、財務書類についての重大な虚偽記載がないかどうかについての合理的な確証を得るための監査計画の立案とその実施を我々に要求している。

監査には、財務書類上の金額および開示に関する監査証拠を収集するための手続の実行が含まれる。選択されるこの手続は、不正によるか誤謬によるかを問わず、財務書類上の重大な虚偽表示リスクの評価を含む監査人の判断に依拠している。かかるリスク評価において監査人は、状況に適合する監査手続を立案するため、事業体の真実かつ公正に表示された財務書類の作成に関する内部統制について考慮するが、これは事業体の内部統制の有効性について意見を表明するために行うものではない。監査はまた、財務書類の作成に際し経営陣により採用された会計方針および行われた重要な見積の合理性についての評価と共に、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が収集した監査証拠が、我々の監査意見の基礎となるに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々は、添付の財務書類は、ルクセンブルグで一般的に認められ、かつ投資信託に適用される会計原則に準拠して、2014年3月31日現在のメロン・オフショア・ファンズ - 日興グローバル・カレンシー・ファンドの財政状態ならびに同日終了年度における運用実績および純資産の変動を真実かつ公正に表示しているものと認める。

ブライスウォーターハウスクーパース
ケイマン諸島
2014年7月29日

Independent Auditor's Report

To CIBC Bank and Trust Company (Cayman) Limited solely in its capacity as Trustee of Mellon Offshore Funds - Nikko Global Currency Fund

We have audited the accompanying financial statements of Mellon Offshore Funds - Nikko Global Currency Fund (a series trust of Mellon Offshore Funds), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at 31 March, 2014, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditor's judgment, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation of financial statements that give a true and fair view in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Mellon Offshore Funds - Nikko Global Currency Fund as at 31 March, 2014, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with generally accepted accounting principles in Luxembourg applicable to investment funds.

PricewaterhouseCoopers

Cayman Islands

29 July, 2014

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。